

第2編 予防編

目 次

第2編 予防編

第1章 災害予防計画.....	2-1
第1節 災害に強い都市環境の整備.....	2-2
第1 災害に強いまちづくり.....	2-3
1. 防災的土地利用計画の推進 ⇨ 『都市整備部』.....	2-3
2. 地盤災害の予防 ⇨ 『環境経済部、建設部、都市整備部』.....	2-5
3. 防災空間の確保 ⇨ 『建設部、環境経済部』.....	2-6
第2 都市施設の安全対策.....	2-7
1. 建築物の安全対策 ⇨ 『建設部、都市整備部、関係各部』.....	2-8
2. 道路・交通施設の安全対策 ⇨ 『建設部』.....	2-9
3. 河川施設の安全対策 ⇨ 『建設部』.....	2-10
4. 倒壊物・落下物の安全対策 ⇨ 『都市整備部、建設部』.....	2-11
5. ライフライン施設の安全対策 ⇨ 『上下水道部、関係事業者』.....	2-12
6. 危険物施設の安全対策 ⇨ 『消防本部』.....	2-15
7. その他施設の安全対策 ⇨ 『消防本部』.....	2-16
第3 防災拠点の整備.....	2-17
1. 防災拠点のネットワーク化 ⇨ 『市長公室』.....	2-17
2. 防災拠点施設の整備 ⇨ 『市長公室』.....	2-19
第4 安全避難の確保.....	2-20
1. 避難計画の作成 ⇨ 『市長公室』.....	2-20
2. 避難場所等の整備 ⇨ 『市長公室、総合政策部、市民生活部、福祉部、健康保険部、建設部、学校教育部、社会教育部』.....	2-21
3. 避難路等の整備 ⇨ 『市長公室、建設部、都市整備部』.....	2-24
4. 他都道府県からの避難者の受入れ⇨ 『市長公室』.....	2-27
5. 避難所の管理運営体制の整備.....	2-27
第5 文化財の保護.....	2-29
1. 文化財の被害防止対策 ⇨ 『社会教育部』.....	2-29
2. 文化財の現況把握 ⇨ 『社会教育部』.....	2-29
第2節 防災体制の整備.....	2-30
第1 活動体制の整備.....	2-31
1. 職員の初動体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』.....	2-31
2. 動員体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』.....	2-32
3. 業務継続体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』.....	2-34
4. 事業所等の防災体制の充実 ⇨ 『市長公室、各部共通』.....	2-36
5. 応援協力体制の充実 ⇨ 『市長公室、総合政策部』.....	2-37
第2 情報収集・伝達体制の整備.....	2-40
1. 災害情報連絡体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』.....	2-40
2. 情報の早期収集体制の整備 ⇨ 『市長公室』.....	2-42
3. 通信施設の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』.....	2-42
第3 非常用物資の備蓄.....	2-44

1.	飲料水・食料・生活必需品の備蓄	⇨『市長公室、上下水道部』	2-44
2.	防災用資機材等の備蓄	⇨『市長公室』	2-50
3.	石油類燃料等の調達体制の整備	⇨『市長公室、総合政策部』	2-50
第4	消防体制の整備		2-51
1.	消防力の強化	⇨『消防本部』	2-51
2.	出火防止対策の推進	⇨『消防本部』	2-54
3.	初期消火体制の強化	⇨『消防本部』	2-56
第5	災害時医療体制の整備		2-57
1.	防災医療システムの整備	⇨『健康保険部、医療センター』	2-57
2.	初動医療体制の整備	⇨『健康保険部、医療センター、消防本部』	2-59
3.	後方医療体制の整備	⇨『健康保険部、医療センター、消防本部』	2-61
4.	要配慮者に対する医療対策	⇨『健康保険部、医療センター、福祉部、こども未来部』	2-62
5.	医薬品等の確保	⇨『健康保険部、医療センター』	2-63
第6	緊急輸送体制の整備		2-64
1.	緊急輸送道路の確保	⇨『市長公室、建設部、都市整備部』	2-64
2.	緊急車両の確保	⇨『市長公室、財務部』	2-65
第7	応急住宅対策		2-66
1.	応急仮設住宅用地の確保	⇨『市長公室、財務部、都市整備部』	2-66
2.	応急仮設住宅用資機材の確保	⇨『都市整備部』	2-67
3.	罹災証明書発行体制の整備	⇨『市長公室、財務部』	2-68
第8	建築物・宅地の危険度判定に係る体制の整備		2-69
1.	被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備	⇨『都市整備部』	2-69
2.	被災宅地危険度判定に係る体制の整備	⇨『都市整備部』	2-69
第9	帰宅困難者対策		2-70
1.	帰宅困難者の定義	⇨『市長公室』	2-70
2.	市内の帰宅困難者対策	⇨『市長公室』	2-72
3.	外出先の帰宅困難者対策	⇨『市長公室』	2-75
4.	連携体制の確立	⇨『市長公室』	2-77
第3節	市民の協力による災害対策		2-79
第1	防災意識の高揚		2-80
1.	啓発活動の推進	⇨『市長公室、消防本部』	2-80
2.	防災教育の推進	⇨『市長公室、学校教育部、社会教育部、消防本部』	2-81
第2	防災訓練の充実		2-85
1.	総合防災訓練	⇨『市長公室、関係各部』	2-85
2.	本市及び防災関係機関の訓練	⇨『市長公室、消防本部、関係各部』	2-87
3.	事業所・自主防災組織・市民の訓練	⇨『市長公室、消防本部』	2-91
第3	自主防災組織の育成強化		2-92
1.	自主防災組織等の育成	⇨『市長公室』	2-92
2.	事業所等の防災組織の育成	⇨『消防本部』	2-95
3.	地区防災計画の策定促進	⇨『市長公室』	2-96
第4	要配慮者の安全確保		2-97

1.	在宅要配慮者に対する安全対策	⇨ 『 市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、市民生活部、消防本部 』	2-98
2.	避難行動要支援者名簿の整備と安全対策	⇨ 『 市長公室、福祉部、健康保険部 』	2-100
3.	社会福祉施設等の入所者等の安全対策	⇨ 『 福祉部、健康保険部、こども未来部、消防本部 』	2-104
4.	外国人住民に対する安全対策	⇨ 『 市長公室、市民生活部、消防本部 』	2-106
第5	ボランティアとの連携		2-108
1.	ボランティアの育成・確保	⇨ 『 市長公室、福祉部 』	2-108
2.	ボランティアセンターとの連携体制の構築	⇨ 『 市長公室、福祉部 』	2-109
3.	砂防ボランティア・危険度判定士登録制度の周知	⇨ 『 市長公室、福祉部 』	2-110
第4節	被害防止対策の推進		2-111
第1	水害予防対策		2-111
1.	総合的な治水対策	⇨ 『 建設部、市長公室 』	2-112
2.	河川・下水道の整備	⇨ 『 建設部、上下水道部 』	2-114
3.	水防用資機材の整備	⇨ 『 市長公室 』	2-114
第2	火災予防対策		2-115
1.	建築物の安全化	⇨ 『 消防本部 』	2-115
2.	火災発生原因の制御	⇨ 『 消防本部 』	2-115
第3	竜巻・突風対策		2-116
1.	情報収集・伝達体制の整備	⇨ 『 市長公室、関係各部 』	2-116
2.	竜巻等突風対処体制の確立	⇨ 『 市長公室 』	2-116
3.	竜巻注意情報等気象情報の普及	⇨ 『 市長公室 』	2-116
4.	竜巻の発生、対処に関する知識の普及	⇨ 『 市長公室 』	2-117
第4	雪害予防対策		2-118
1.	情報の収集・伝達体制	⇨ 『 市長公室 』	2-118
2.	雪害における応急対応力の強化	⇨ 『 各部共通 』	2-118
3.	道路交通対策	⇨ 『 建設部 』	2-118
4.	農林水産業に係る情報提供	⇨ 『 環境経済部 』	2-118
第5	火山噴火降灰対策		2-119
1.	火山噴火に関する知識の普及	⇨ 『 市長公室 』	2-119
2.	事前対策の検討	⇨ 『 各部共通 』	2-121
3.	食料、水、生活必需品の備蓄	⇨ 『 市長公室 』	2-121
第6	水道水質事故の予防保全対策		2-122
1.	水道施設の管理	⇨ 『 上下水道部 』	2-122
2.	水質検査・水質相談	⇨ 『 上下水道部 』	2-122
第7	放射性物質事故予防対策		2-123
1.	放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策	⇨ 『 施設管理者、消防本部 』	2-123
2.	迅速かつ円滑な災害対策への備え	⇨ 『 市長公室、消防本部、関係各部 』	2-123

第1章 災害予防計画

本市は中川低地と呼ばれる低湿な沖積低地に位置し、利根川、荒川等の大河川が氾濫した場合は広範囲にわたる被害が想定されるため、市における浸水対策だけでなく、流域全体をとらえた総合的な治水対策を進める必要がある。

風水害については、気象観測・予測技術の向上により、高い確度で危険性の予測が可能であることから、市民一人ひとりが情報の収集と的確な避難行動をとり、自らの生命を守ることが重要である。

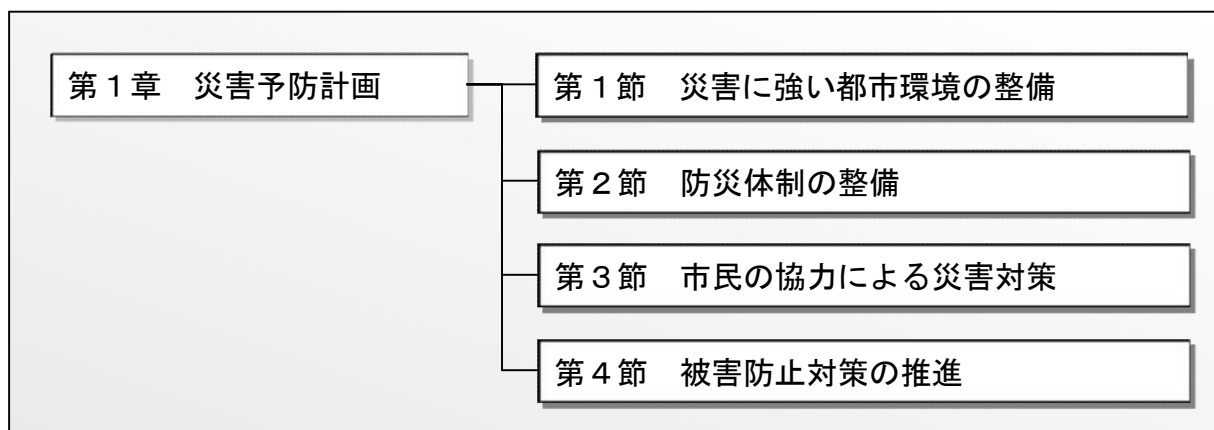
一方で震災対策は、地震の揺れによる被害防止のための建築物の耐震補強、火災等の二次被害防止のための木造住宅密集地区における耐震・不燃化事業の推進等、災害に強い都市構造への転換が中心となる。

また、市庁舎、避難所等の防災拠点の強化や、職員の動員など災害時の活動体制を整備するとともに、飲料水、食料、生活必需品の備蓄等を行い、常に災害に備えておくことが必要である。

さらに、東日本大震災等の教訓に見られるように、大規模災害では市民だけでなく行政も被災する可能性があることから、市民と行政が一体となった地域ぐるみの防災体制を構築する必要がある。

市の災害予防計画は、以下の施策をもって推進するものとする。

【 施策の体系 】



本市の市街地の大半は、地震の揺れや水害の影響を受けやすい沖積低地に位置し、また木造住宅密集地区もこれらの地域に多く分布しているなど、災害に対して脆弱な条件を抱えており、被害の軽減、あるいは拡大を防止し、円滑な救援・救護活動を実施するためには、安全な市街地の整備、防災空間の確保、交通ネットワークの整備により災害に強い都市空間の形成が必要である。

また、公共建築物、道路施設、ライフライン等への機能障害は、発災直後の初動対応やその後の市民生活に多大な影響を与えることから、施設の安全化を図るとともに市内各地区において、地域特性に応じた防災拠点の整備とそのネットワーク化及び安全な避難環境を整備する必要がある。

本市の災害に強い都市環境の整備に係る事項は以下に示すとおりである。

第1節 災害に強い都市環境の整備**第1 災害に強いまちづくり****第2 都市施設の安全対策****第3 防災拠点の整備****第4 安全避難の確保****第5 文化財の保護**

第1

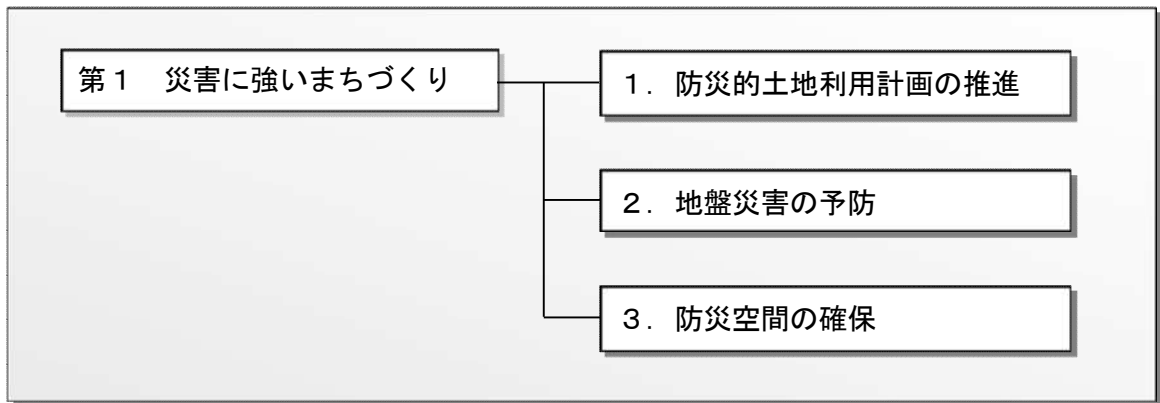
災害に強いまちづくり

本市は、これまでに災害の危険性が大きい区域の把握に努め、市街地再開発事業、土地区画整理事業による市街地の耐火の推進、延焼遮断帯となる道路や避難場所となる公園の整備等の事業を進め、安心して住めるまちづくりに向け、積極的な事業展開を図ってきたところである。

しかし、既成市街地においては依然として建築物の密集や老朽化が見られる地区もあり、延焼による火災拡大などの被害を招く危険性をはらんでいる。

このため、本市は今日までの事業の成果を踏まえつつ、市街地再開発事業、土地区画整理事業等による安全な市街地及び公園の整備等による防災空間の確保、道路及び橋梁の整備をより一層推進し、災害に強いまちづくりを計画的に推進する。

災害に強いまちづくりの推進のために必要な施策を以下に定める。



1. 防災的土地利用計画の推進 ⇨ 『都市整備部』

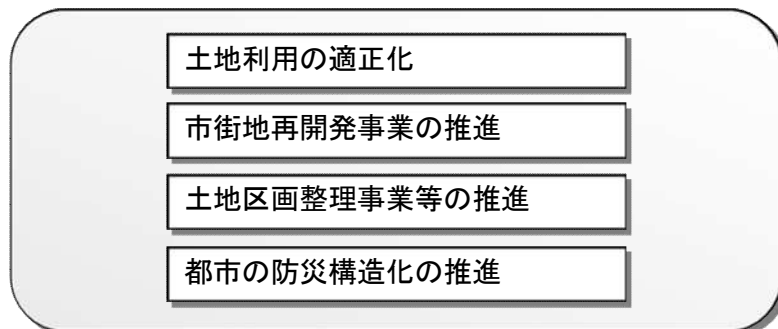
《現 状》

令和4年4月1日現在、本市の都市計画区域面積は約6,600haで、このうち約34%が市街化区域、約66%が市街化調整区域となっている。また、市街化調整区域には農業振興地域があり、全市域の約45%を占めている。

《方 策》

市は、都市の防災に関する機能確保を図るため、防災指針を定めた「春日部市立地適正化計画」に基づき、災害リスクの低減に重点をおき、地域の自主防災力を高める取組を推進する。

そのため、市の防災的土地利用計画は、以下の方策をもって推進するものとする。



1.1 土地利用の適正化

「春日部市立地適正化計画」に定める「防災まちづくりの取組方針」に基づき、居住誘導区域における災害リスクを可能な限り低減させるため、防災まちづくりの将来像を示し、居住誘導区域内で行う安全確保の対策を定める。

□防災まちづくりの方向性

- 居住誘導区域のほぼ全域がハザード区域に含まれることから、「回避」を行うことは現実的ではないため、「低減」の取組により、防災・減災対策を推進する。

□対象とする災害

- 洪水・内水対策を重点的に対象とする。

□取組方針

- 総合的な治水対策の推進
- 地域の強靱化と防災力の向上
 - ・ 災害に強い市街地整備
 - ・ 避難対策
 - ・ 要配慮者に対する安全対策
 - ・ 地域防災力

1.2 市街地再開発事業の推進

市街地再開発事業は、市街地における道路、広場、公園等の公共施設と建築物を総合的かつ一体的に整備することにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、及び商業・業務施設を適切に配置して経済基盤の強化を図るとともに、オープンスペースの多い災害に強い安全な都市づくりを実施する。現状では既成市街地を中心に地震による建物倒壊、延焼火災の危険性がある地区があり、今後とも、都市機能の充実と快適で安全な生活環境の確保のために、地区の特性に応じた事業化を計画的に推進する。

1.3 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を一体的に整備するとともに、宅地の形状を整えて合理的な宅地利用の促進を図り、安全で安心して暮らせる都市づくりを進めるものであり、市街地再開発事業と並んで都市整備の中核的な手法である。

市においても、土地区画整理事業が積極的かつ計画的に進められており、令和5年4月1日現在23地区583.28haの事業が完了し、2地区74.1haの事業が施行中である。

また、

1地区31.4haの事業が未施行となっている。

今後とも、一般市街地の体系的な住環境の改善、整備を図るとともに、良好な市街地空間を形成するため、計画的に土地区画整理事業等を推進する。

1.4 都市の防災構造化の推進

本市の市街地は、木造住宅が密集し、防災上の危険度が比較的高い地区が多く存在する。そのため、市は、道路・公園等の整備や老朽住宅の建替等の際に、安全で良好な市街地に改善し、防災性の向上を図ることが求められ、個別の事業により対応を行っている。

今後とも、都市基盤等の整備に合わせ、災害に強い都市の防災構造化を推進する。

2. 地盤災害の予防 ⇨ 『環境経済部、建設部、都市整備部』

《現 状》

広域的な低地化をもたらす地盤沈下は、水害を増大させる可能性がある。また、地盤沈下は、建築物、土木構造物の耐震性を劣化させる可能性のあることも指摘されている。そのため、資料編に掲げる本市における地盤沈下の状況への留意が必要である。

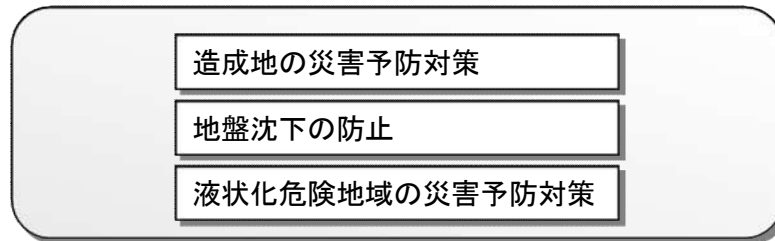
また、市内西部の台地斜面の一部において土砂災害危険箇所（急傾斜地崩壊危険箇所）が8箇所存在し、うち1箇所は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定されている。

⇨ 『【資料編(1)】第1「地盤沈下状況一覧」』参照

⇨ 『【資料編(1)】第38「土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、及び土砂災害危険箇所一覧」』参照

《方 策》

市の地盤災害の予防は、以下の方策をもって推進する。



2.1 造成地の災害予防対策

市は、都市計画法及び建築基準法にそれぞれ規定されている宅地造成地の開発許可、建築確認等の審査並びに当該工事の施工に対する指導、監督を通じて宅地造成地における災害防止のための指導を行う。また、造成後は梅雨期や台風の巡視強化及び注意喚起を実施する。

なお、平成27年度に実施した現地調査により、市内には、地震などによる災害の発生が予測される大規模盛土造成地は存在しないことを確認している。

□災害防止に関する指導基準

- 宅地造成により生じる人工崖面は、高さ、勾配及び土質に応じ、擁壁の設置等の安全措置を講ずる。
- 宅地造成地の地盤が軟弱である場合には、地盤改良を行う。
- がけ地による災害の防止は、高さ2mを超えるがけ地付近の建築行為について、建築基準法に規定されている建築確認等の審査を行う。

2.2 地盤沈下の防止

市は、県が実施する地盤沈下関連調査結果等をもとに、地盤沈下の激しい地域とこれらの地域における建築物等の耐震性劣化状況の把握に努める。

2.3 液状化危険地域の災害予防対策

地震による液状化現象が予測される地域に対しては、地盤を改良する工法、構造物で対処する工法などの各種対策工法の普及に努める。

3. 防災空間の確保 ⇨ 『建設部、環境経済部』

都市公園、緑地、農地等のオープンスペースは、災害時における延焼防止あるいは避難場所や物資集積拠点として防災上重要な役割を有していることから、市街地における防災空間の確保に努める。

《現 状》

市の公園及び耕作地の概況を以下に示す。

【 公園状況 】		[令和4年3月31日現在]	
数 (箇所)		面積 (ha)	
	242		89.94

資料) 春日部市統計書 令和5年版

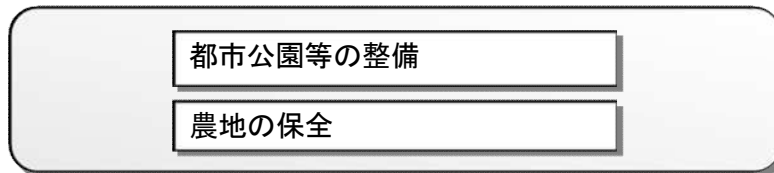
【 農地経営耕作地面積 】				[令和2年2月1日現在]	
田	畑	果樹園	計 (ha)		
1,606	257	26	1,889		

資料) 農林水産省「2020 農林業センサス」

《方 策》

市は、今後とも都市公園の整備を積極的に推進するとともに、緑地・農地の保全により市街地における防災空間の確保を推進する。

本市の防災空間の確保は、以下の方策をもって推進する。



3.1 都市公園等の整備

- (1) 都市公園の新設、既設公園の充実、再整備を図る。すなわち、災害時の避難地となることを想定した公園施設の設置等を行う。
- (2) 平常時には市民に潤いを与え、火災時等には延焼防止の効果がある緑化協定や保存樹林の指定、生垣設置の推進に努める。
- (3) 住区基幹公園の整備の均衡を図り、周辺住民に親しまれ、身近な避難地となる公園をスポット的に整備していく。

3.2 農地の保全

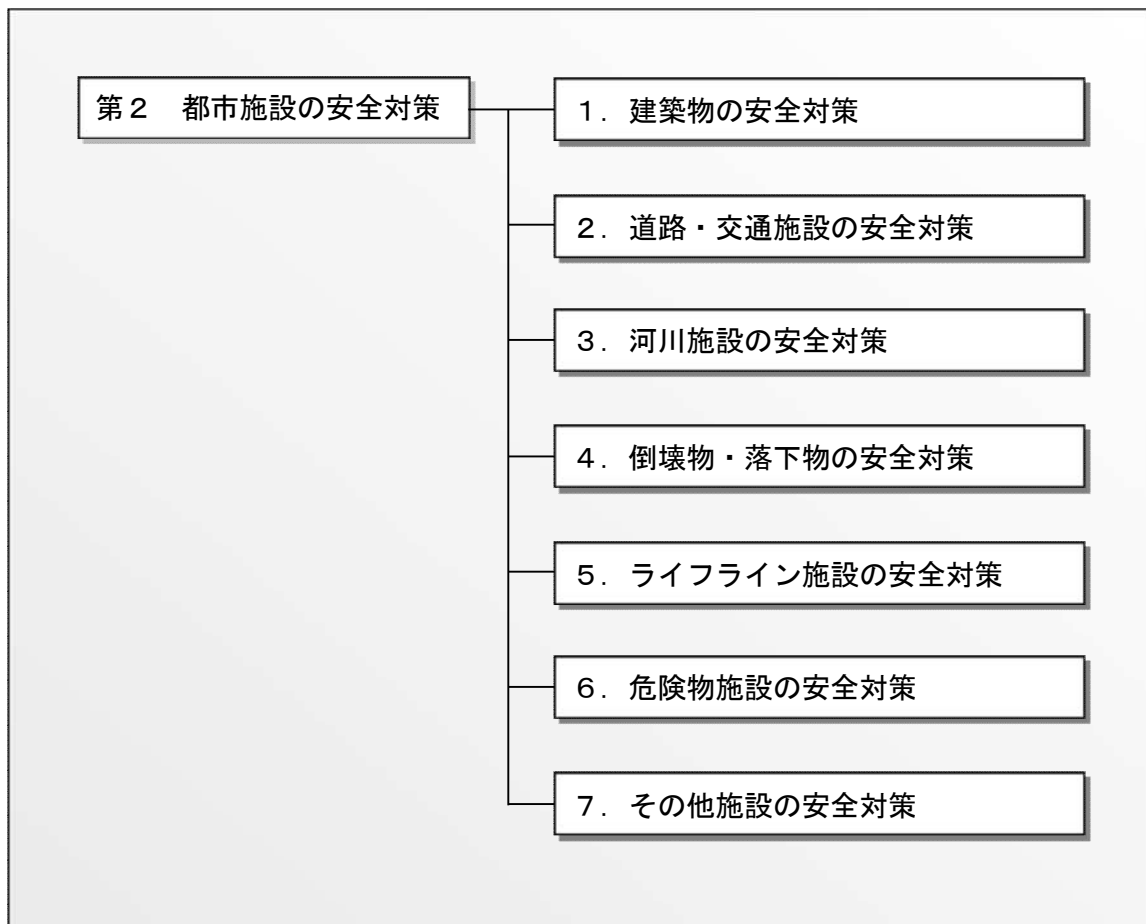
農地は、防災上、被災者への生鮮食料の供給等重要であることはもとより、市街化区域における農地は火災の延焼防止として重要な機能を担っていることから、今後とも、生産緑地法等により保全を図っていくものとする。

第2

都市施設の安全対策

大規模災害によって生ずる老朽化木造建物又は木造建物密集地からの出火、延焼を最小限にとどめるため、市は必要な施策を講ずる。

また、防災上重要となる公共建築物、道路交通施設、河川施設及びライフライン施設等の都市施設は、日常の市民生活において重要であるだけでなく、災害時の応急対策活動においても重要な役割を果たすものである。このため、市及び関係機関は、災害発生後、直ちにこれら都市施設の機能回復を図ることはもちろん、事前の予防措置として、施設の安全対策の強化や被害軽減のため、以下に示す諸施策を実施し、被害を最小限に抑えるための対策を講ずる。



1. 建築物の安全対策 ⇨ 『建設部、都市整備部、関係各部』

《現 状》

(1) 公共建築物

市の主要な公共建築物は、市庁舎や庄和総合支所等の行政施設、市立医療センターや保健センター等の医療・保健施設、文化会館や公民館等の文化・コミュニティ施設、学校等の教育施設、体育館等のスポーツ施設等があり、これらの公共建築物は災害時には防災活動拠点としての機能を果たすこととなる。

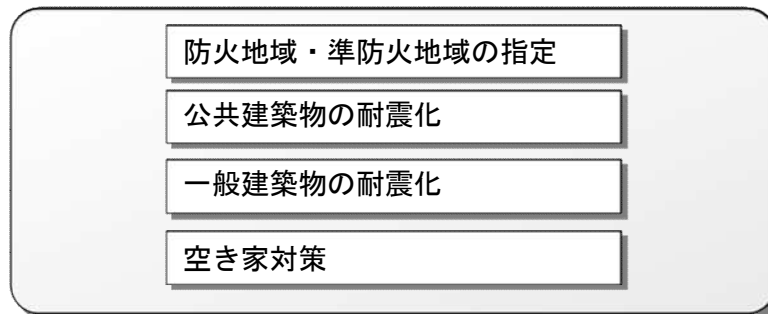
(2) 一般建築物

市の建築時期別構造別の住宅総数は、平成30年10月1日現在、95,670棟あり、そのうち耐震上の問題のある昭和56年以前に建築された住宅は21,550棟で、全体の約22.5%を占めている。

⇨『第1編 第1章 第5節 第3「2. 建物」』参照

《方 策》

市の建築物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



1.1 防火地域・準防火地域の指定

市は令和5年4月1日現在、防火地域として8.9haを、準防火地域として61.7haを指定しており、今後も避難場所周辺、延焼遮断帯となり得る避難路の沿道等、防災上重要な地域を中心に、防火地域及び準防火地域の指定の拡大に努める。

1.2 公共建築物の耐震化

市の公共建築物は令和2年度末現在、耐震化は終了している。

旧耐震基準で建設された市役所本庁舎は、本庁舎整備事業により防災拠点機能を持つ新庁舎として令和5年9月に建替えが完了した。

1.3 一般建築物の耐震化

(1) 耐震診断

一般建築物の耐震化等は、所有者又は使用者の責務で実施するものとし、市はそのための助言、指導及び支援を行っており、今後ともより一層の助言等に努める。

(2) 耐震化対策

市は、建築物の所有者又は使用者に対し、耐震診断及び耐震改修等の重要性や補助制度の活用について啓発を行い、一般建築物の耐震性向上の促進を図るとともに、以下の耐震化対策を講ずる。

- 建築物の耐震診断、改修等に関する市民のための相談窓口を設置する。
- 耐震診断、耐震工法及び耐震補強等に関し、資料の配布、説明会の開催等を通じ、市民への知識の普及に努める。

1.4 空き家対策

(1) 取組方針

市は、平常時より、災害による被害が予想される空き家等の状況を確認し、所有者等に対し必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする。

(2) 空き家の実態把握及び措置

市は、空き家等の実態把握に努め、災害によって倒壊するおそれがあると認められるときは、必要に応じ県と連携し、所有者又は管理者に対して指導、助言又は勧告を行う措置を検討する。

2. 道路・交通施設の安全対策 ⇨ 『 建設部 』

《現 状》

市の幹線道路は、国道が3路線（一般国道4号、同バイパス、一般国道16号）、県道が12路線あり、交通の要衝となっている。

市道は、市域を南北に縦断する江戸川、大落古利根川、中川等の多くの河川により東西方向が分断されており、災害時には、橋梁の破損等による被災地の分断を招く可能性がある。

市は、平成4年7月に設立した埼玉県東部中央都市連絡協議会で、近隣市町間との連携を強化し広域的道路網の整備を推進するための調査研究を行っているが、今後の道路整備については、緊急輸送や避難路、延焼防止等の防災機能の充実を図り、計画的かつ重点的に整備を進める必要がある。

また、橋梁については、老朽化しているものや耐震基準を満たしていないものは、計画的に架替や補強等を実施し、地震災害時における橋梁機能の維持を図る必要がある。

《方 策》

道路・橋梁は、単に人や物の輸送を分担する交通機能を有するのみならず、災害時には、火災の延焼防止効果や避難路、緊急物資の輸送ルートとなる等の多様な機能を有している。

市の道路、交通施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



2.1 道路の整備

市は、国及び県と連携して幹線道路の整備を促進し、道路網のネットワーク化を図ることにより、救援・救護、消防活動にも有効な、生活に密着した道路の整備を促進する。

なお、一般国道4号、同バイパス、一般国道16号の3路線、及び主要地方道さいたま春日部線、主要地方道春日部菖蒲線の2路線は、災害時には最優先して復旧される道路として、県により、それぞれ第一次特定緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路に指定されていることから、これらの位置関係より、特に、緊急輸送、避難路等の機能を有する防災効果の高い都市計画道路等については、各種の都市計画事業との調整を図りながら、計画的に整備を進めるものとする。

2.2 橋梁の整備

災害時における避難、救援・救護、復旧活動等に支障がないようにするため、橋梁の新設、架替、老朽化した橋梁の補強、補修等を計画的に進める。

3. 河川施設の安全対策 ⇨ 『建設部』

《現 状》

市の河川は、利根川水系の江戸川、中川、大落古利根川、新方川の流域に分かれ、市内に9本の一級河川（江戸川、中川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、倉松川、首都圏外郭放水路）と9本の準用河川（安之堀川、旧古隅田川、備後川、中之堀川、幸松川、動渕堀川、庄内領悪水路、18号水路、打田落し）がある。

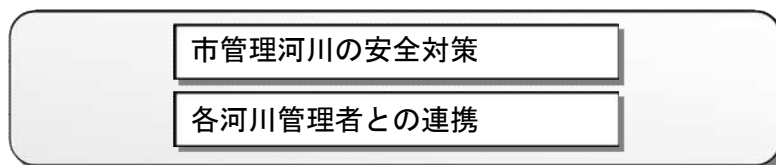
市域の大半が河川により運ばれた土砂が積み重なってできた沖積低地であることから、降雨時には浸水や冠水の被害が生じている。

このため、平成3年度には、総合治水計画を定め、河川の改修、調整池、生活排水路、排水機場、流出抑制施設の整備を進めている。

また、市は、開発行為については、雨水流出抑制施設の設置を指導している。

《方 策》

市の河川施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



3.1 市管理河川の安全対策

災害時における河川施設の安全化に努めるとともに、河川や降雨に関する的確な情報収集を実施し、出水に迅速に対応できる体制を整えるように努める。

3.2 各河川管理者との連携

国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所（江戸川上流出張所）及び埼玉県越谷県土整備事務所は、各々の管理河川に関し、堤防等の耐震診断、河道改修・浚渫等により、水害発生の未然防止に努めてきており、今後もより一層の災害対策の実施を図る。

市は、これら各河川管理者の予防対策に積極的に協力し、市域に係わる河川施設の安全化を促進する。

4. 倒壊物・落下物の安全対策 ⇨ 『都市整備部、建設部』

《現 状》

ブロック塀は、安価で場所をとらないという点から手軽に用いられているが、震度5弱程度の地震でもブロック塀の倒壊による死傷者が発生することが1978年宮城県沖の地震で明らかになった。その後の平成30年大阪府北部地震等においてもブロック塀の被害が発生しているが、被害の実態調査等から、全半壊したものの多くは建築基準法に適合しない粗悪な施工のものであることが分かっている。

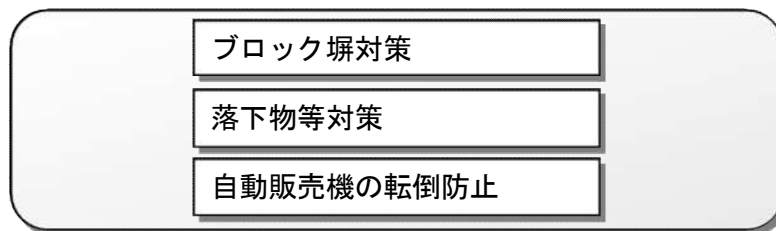
《方 策》

新設ブロック塀の安全性については、建築行政の中で指導の強化を図る。一方、既存のブロック塀についても、安全対策を実施できるよう補強方法を含む適切な指導の徹底を図る。

また、商業地域など人通りの多い道路に面する地上3階建て以上の既存建築物（落下の危険性のある広告塔、看板等の屋外広告塔、屋根瓦、窓ガラス、タイル、外壁モルタル等の外装及び屋外空調機等）を対象に実態調査を実施し、安全対策の指導を行い、安全を確保していくものとする。

特に、緊急輸送道路や避難路に指定された道路沿道のブロック塀や落下物についてはより徹底して確認作業を行うものとする。

市の倒壊物、落下物の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



4.1 ブロック塀対策

- (1) 避難路、避難場所及び通学路等を中心に市街地内のブロック塀（石塀を含む。）の実態調査を行い、倒壊危険箇所の把握を行う。
- (2) ブロック塀の安全点検及び耐震性の確保の必要性について、パンフレットの配布、ポスター、市広報誌等により広く住民に対し啓発を図るとともに、ブロック塀の造り方、点検方法並びに補強方法等について知識の普及を図る。
- (3) ブロック塀を設置している住民に対しては、点検を行うよう指導するとともに、実態調査に基づき、危険なブロック塀に対しては改修及び生垣化等を奨励する。また、生垣化等の実施に対し、助成措置を行う等、その推進に努める。
- (4) 地域のまちづくりである地区計画を定める場合、垣又は柵の構造は生垣又は透視可能なフェンスとするよう努める。

4.2 落下物等対策

(1) 安全性確保の周知徹底

適宜、耐震、防災診断等を実施し、認識を喚起する。

(2) 屋外広告物等の規制

屋外広告物法及び関係法令に基づき、設置者に対し、設置の許可申請並びに設置後の維持管理に際し、改善指導を行っていく。

4.3 自動販売機の転倒防止

市は、関係団体と連携して、自動販売機の設置者・管理者に対し、自動販売機の地震に対する安全対策の重要性について、普及・啓発に努める。

5. ライフライン施設の安全対策 ⇨ 『上下水道部、関係事業者』

《現 状》

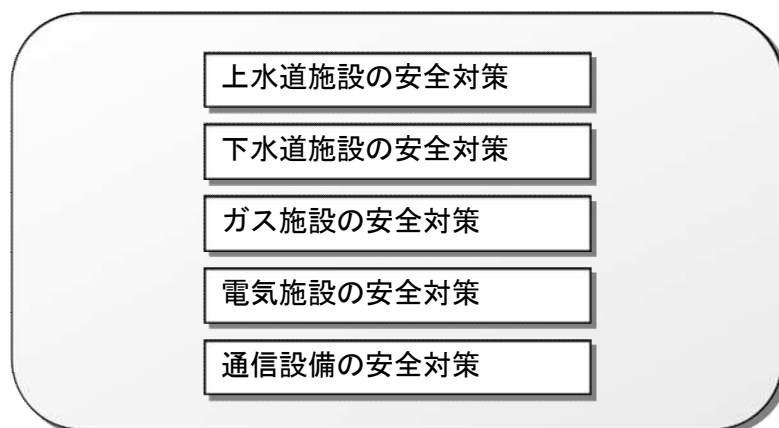
市民生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガスなどのライフライン施設は極めて重要である。また、発災時の応急対策活動を実施する上でも、ライフライン施設の果たす役割は重要である。

市及び各事業者は、災害対応を前提とした施設の整備を実施しており、今後もより一層の施設の強化を図り、ライフライン施設の安全化を推進するとともに、相互協力関係の充実に努める必要がある。

《方 策》

上下水道、電気、ガス、通信施設は、施設の更新と合わせ、今後もより一層の基盤強化を図り、健全で堅牢なライフラインの構築の安全化を推進する。

本市のライフライン施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



5.1 上水道施設の安全対策 ⇨ 『上下水道部』

市の水道事業管理者は、地震による被害を最小限にとどめるため、計画的な耐震化工事の推進に努める。

また、災害応急対策の諸活動を迅速かつ的確に実施できる体制の充実を推進する。

5.2 下水道施設の安全対策 ⇨ 『上下水道部』

□管路施設

下水道施設の耐震化が十分に進んでいない現状を踏まえ、防災と減災を組み合わせた総合的な地震対策を推進している。

具体的には、災害時に下水道の機能を確保するため、本市域の中で、液状化の可能性のある地域の緊急輸送道路下に埋設されているマンホールの浮上防止対策及び、管渠とマンホールの継手部分の耐震化工事を順次進めている。

これらの耐震化工事を行うことにより、地震発生直後の市民の避難路及び緊急輸送道路の交通機能の確保も合わせて図る。

□ポンプ場

ポンプ場については、施設の耐震化を図るとともに、大雨などの浸水被害に備え、耐水化対策を検討する。

5.3 ガス施設の安全対策 ⇨ 『株式会社エナジー宇宙』

株式会社エナジー宇宙は、次に示す「都市ガス災害予防計画」に従い災害対策にのぞんでいる。

(1) 施設の安全化

□供給施設

主要なガス導管・ガスホルダー・ガバナ等のガス工作物は、ガス事業法等の諸法規に準拠し建設しており、阪神・淡路大震災規模の地震に十分耐えるよう設計されている。また、ガス導管にバルブを設置し、緊急時に地域を分割しガスを遮断できるよう施工している。災害・事故に対処するため、緊急要員・緊急車両を待機させ、関係機関と連絡体制も整備している。

□通信施設

電話回線は災害時優先電話となっており、通信の安定確保を図っており、また無線機を装備し災害時の通信として備えている。

主要な整圧器等は、圧力等遠隔監視できるようになっている。

(2) 予防計画

□保安設備

ガス経年管については、耐震性の優れたポリエチレン管への入れ替えを促進するとともに、整圧器の遠隔監視の増強を図る。

□通信設備

定期点検修理を行い、災害時に支障のないよう維持管理する。

(3) 防災教育訓練計画

非常時の緊急措置について、日常の業務を通じて訓練を実施する。さらに、公共機関が実施する大規模地震を想定した総合防災訓練に参加し、災害応急対策措置の訓練を行う。訓練は動員・出勤・応援体制・設備の復旧体制及び通信連絡等について、定期的の実施する。

5.4 電気施設の安全対策 ⇨ 『東京電力パワーグリッド株式会社』

東京電力パワーグリッド株式会社は、地震に対して、設備ごとに十分科学的な解析を実施するとともに、さらに従来の経験を生かして万全の予防措置を講ずる。

具体的には設備ごとに次の耐震設計方針に基づき実施する。

【耐震設計方針（東京電力パワーグリッド株式会社）】

設備	構造物	耐震設計方針
変電設備	機器	電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による。
	建物	建築基準法による。
送電設備	架空電線路	電気設備の技術基準による電気設備の技術基準による風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準これに基づき設計する。
	地中電線路（給油装置、終端接続箱）	電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震設計指針」による。
配電設備	架空電線路	電気設備の技術基準による風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計する。

資料）東京電力パワーグリッド株式会社「防災業務計画」から抜粋

5.5 通信設備の安全対策 ⇨ 『東日本電信電話株式会社』

東日本電信電話株式会社は、災害時において通信サービスを確保するため、平常時から設備の防災構造化を実施する。災害時には早期復旧を図るため、組織、要員、資機材及び輸送力等の万全の体制を期する。

□通信設備防災計画（東日本電信電話株式会社）

- 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構成とする。
- 主要な中継交換機を分散設置する。
- 通信ケーブルの地中化を推進する。
- 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。
- 公共機関等、重要加入者の必要な通信を確保するため、加入ケーブルの2ルート化と回線の分散収容を推進する。

6. 危険物施設の安全対策 ⇨ 『消防本部』

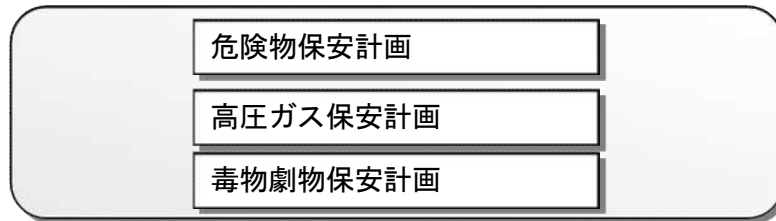
《現 状》

本市の危険物施設には、製造所、屋内貯蔵所、給油取扱所等が設置されている。

⇨ 『【資料編(1)】第2「危険物施設設置状況一覧」』参照

《方 策》

市内にある危険物施設等について、不測の事態に備える防災体制を整えるため以下の方策をもって指導し、災害時の被害拡大を防止する。



6.1 危険物保安計画

- (1) 法令に基づく立入検査を実施し、危険物の貯蔵所、取扱所等の位置、構造設備の適正及び貯蔵、取扱いの基準遵守を指導して災害の未然防止を図る。
- (2) 事業所の管理責任者及び危険物取扱者に対し、火災予防思想の普及を図る。
- (3) 事業所等における危険物取扱者の有資格者の養成を指導し、危険物による災害の防止を図る。
- (4) 危険物を貯蔵、取扱う事業所における自主管理体制の確立を図る。
- (5) 事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の該当性及び被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

6.2 高圧ガス保安計画

(1) 消防本部による対応

- ・ 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
- ・ 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

(2) 県による対応

県は、高圧ガス施設管理者と密接に連携し、次の予防対策を行う。

- ・ 高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動、消費及び容器の製造等について、高圧ガス保安法の基準に適合するよう検査又は基準適合命令を行い、災害の発生を防止し公共の安全を確保する。
- ・ 経済産業大臣、警察及び消防機関との必要な情報交換等密接な連携のもとに、防災上の指導を行う。
- ・ 埼玉県高圧ガス団体連合会及び埼玉県高圧ガス地域防災協議会と連携し、各種保安講習会等を開催するとともに、高圧ガス保安協会の作成した事故情報を配布するなど防災上の指導を行う。
- ・ 高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び

定期点検等を実施するよう施設の維持管理並びに保安教育の徹底等の指導を強化する。

6.3 毒物劇物保安計画

(1) 消防本部による対応

- ・ 貯蔵、取扱施設の実態を把握し、それらの施設に対する総合的災害予防又は対策を研究する。
- ・ 防火管理者等に消防計画の整備を指導する。

(2) 県による対応

県は、次により、災害の防止を図る。

- ・ 毒物・劇物の製造・輸入・販売・取扱いについて、毒物及び劇物取締法に基づく指導並びに立入検査等を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。
- ・ 警察及び消防機関と協調し、情報交換等を図るほか、必要に応じ関係機関の協力のもとに防災上の指導にあたる。
- ・ 埼玉県毒物劇物協会の協力のもとに、毒物劇物安全管理講習会等を開催して、毒物・劇物の適正管理などについて防災上の指導にあたる。

7. その他施設の安全対策 ⇨ 『 消防本部 』

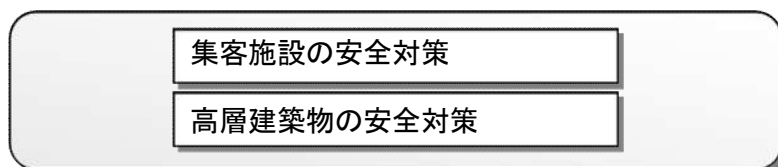
《現 状》

市内には、学校、病院及び市民文化会館等不特定多数の人が出入りする施設、並びに高層の建築物が建てられている。

⇨ 『【資料編(1)】第3「防火対象物件数」』参照

《方 策》

市内のその他施設の安全対策は、以下の方策をもって推進する。



7.1 集客施設の安全対策

学校、病院及び市民文化会館等多数の人が出入りする施設の管理者に対し、指導・助言を行い、自主的な防災組織の育成指導を図る。

7.2 高層建築物の安全対策

東日本大震災では、震源から離れた東京都内（23区の震度は「5強」）で長周期地震動を観測し、新宿センタービルなどの超高層ビルが最長13分間、最大108cmほど揺れた。

震源地が遠く通常の地震動を感じない場合でも、地質構造によっては増幅して伝搬することがあり、超高層建築物等の固有振動数と一致した場合は、中層階・上層階で大きな揺れを発生させ、エレベーターケーブルの切断や家具類の転倒等の被害を発生させる。この地震動は周期が長く、避難行動等の防災行動を取ることが困難になることが多い。

そのため、本市に58棟ある高層建築物（高さ31mを超える建物）の管理者に対し、指導・助言を行い、防災組織の充実を図る。

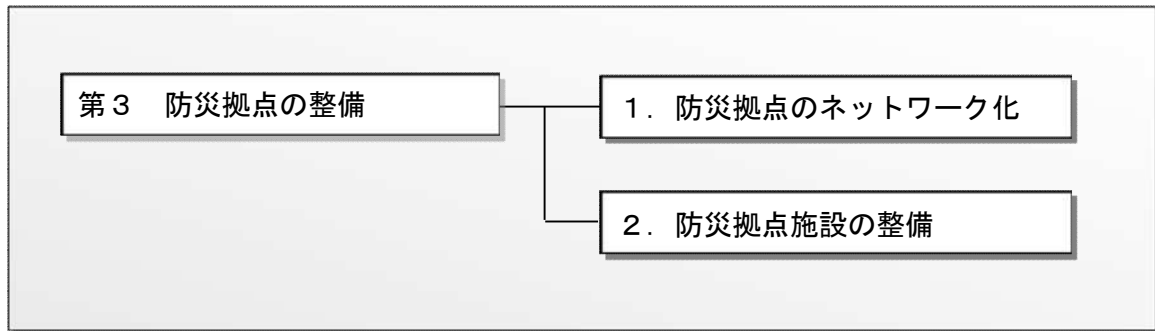
第3

防災拠点の整備

災害発生後の応急対策を円滑に進めていくためには、応急対策に必要となる機能が防災活動の拠点となる施設に集約されていることが必要である。

このため、平常時から活用できる防災拠点を整備するとともに、それらの拠点を有機的に結びつけ、防災拠点のネットワーク化を図る。

防災拠点の整備は次の施策により推進する。



1. 防災拠点のネットワーク化 ⇨ 『市長公室』

《課題》

防災拠点は、平常時には食料、生活必需品、防災資機材等の備蓄場所であるが、災害が発生した場合には、直ちに市民の避難場所、負傷者の救護場所、活動要員の拠点場所、災害情報の収集・伝達の場所として利用される。

これらの防災拠点は、地域の社会的特性（人口、交通及び防災拠点施設等の整備状況、交通利便性等）や想定される被害特性（地域の孤立可能性等）を基に、市全体から見て適切な配置となるように、計画的に配置、整備する必要がある。

また、地区の防災拠点が被災して使用できない場合や、延焼火災等により他の安全な防災拠点に移動しなければならない場合等、二次的、三次的な避難の必要が生じることもある。この場合には、避難路が安全であるとともに、個々の防災拠点が有機的に結びついていることが重要である。

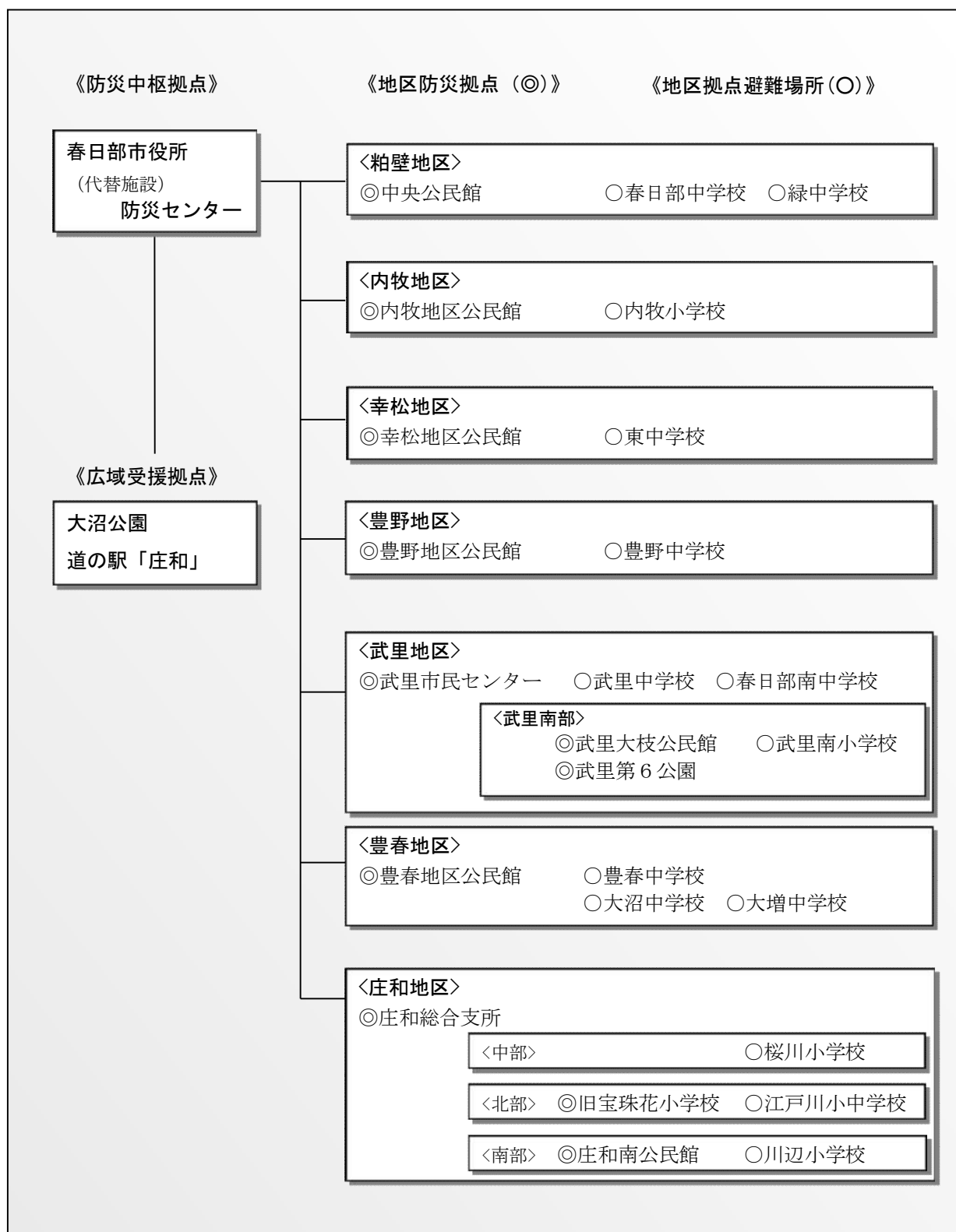
《方策》

災害時の応急対策を迅速かつよりきめ細かく実施するため、市役所を防災中枢拠点に市内に7箇所の地区防災拠点を設け、各々に地区拠点避難場所を設定している。

なお、庄和地区は、地理的条件により、南部と北部にも地区防災拠点と地区拠点避難場所を設定している。武里南部に対しては、地区内に武里団地を対象とした地区防災拠点と地区拠点避難場所、及び新方川右岸を対象とした地区防災拠点を設定している。

また、広域的な受援の拠点として大沼公園を設定しているが、さらに、道の駅「庄和」についても、国道4号バイパス及び国道16号を通じた市外からの交通利便性が高いことから、広域受援拠点として位置づける。

【 防災拠点のネットワーク 】



☞ 『【資料編(1)】第4「防災ブロック区分一覧」』参照

2. 防災拠点施設の整備 ⇨ 『市長公室』

《課題》

災害時の応急対策を円滑に実施するためには、応急対策に必要となる機能ができる限り防災拠点施設に集約されていることが重要であり、物・人・情報の複合的な整備を進めていくことが必要である。

《方策》

市は、市庁舎を始めとする主要防災拠点において、ライフラインの長期途絶や石油系燃料の補給が不可能な事態等、長期的な対応が求められる状況が想定されることから、商用電源以外の電源確保や非常用発電設備の燃料の多重化を進め、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるよう体制を整備する。併せて、再生可能エネルギーや蓄電池、電気自動車（EV）、コージェネレーションシステム等の導入により、災害に強く環境負荷の小さい自立・分散型のエネルギー供給体制の構築や、備蓄倉庫や防火水槽、屋外便所、照明設備、排水施設などの機能強化に努める。

また、避難場所においては物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や通信途絶時に備えた非常用通信手段の確保を図るものとする。

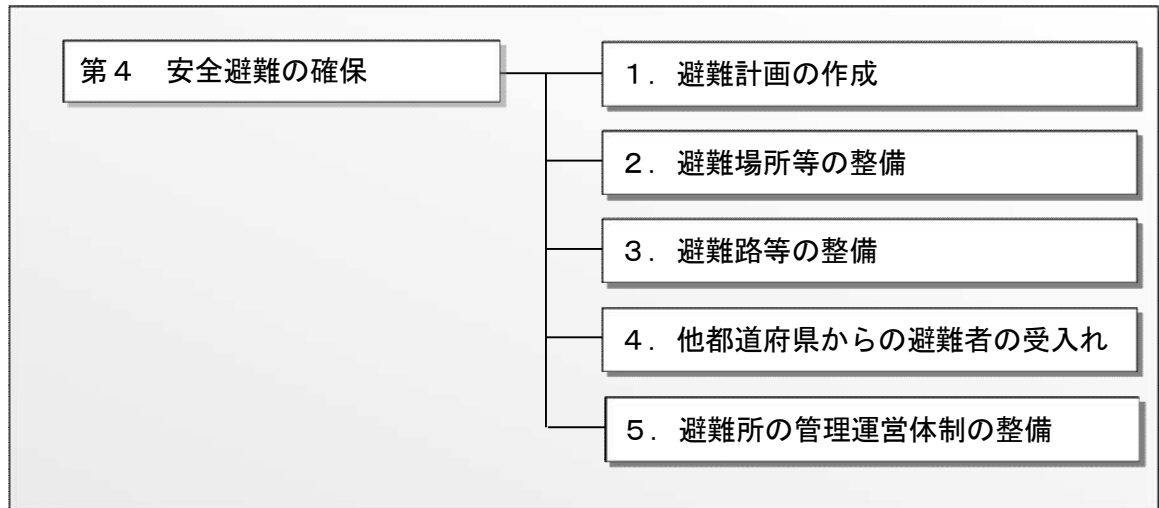
⇨ 『【資料編(1)】第5「各種防災拠点施設名一覧」』参照

第4

安全避難の確保

災害による家屋の倒壊や火災による家屋の焼失により生活の場を失った被災者、及び延焼火災等により危険性の迫った地域の住民が安全な避難行動を行えるように、平常時から避難に必要な体制の整備を図る。また、避難者の健康状態の悪化や避難生活等が原因で亡くなる災害関連死を防ぐため、良好な生活環境の維持に必要となる資機材の整備に努めるものとする。

安全避難の確保は、以下の施策により推進する。



1. 避難計画の作成 ⇨ 『市長公室』

1.1 避難計画の作成

市は、避難計画を作成するとともに、自治会等を通じて避難支援組織の確立に努める。

1.2 重要施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

- (1) 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合における、収容施設の確保、移送の実施方法等
- (2) 高齢者、障がい者及び児童施設においては、それぞれの施設の地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期、誘導並びに収容施設の確保、給食などの実施方法
- (3) 不特定多数の人々が入り出りする施設では、周辺環境や状況に応じて避難場所、経路、時期、誘導及びに指示伝達の方法など
- (4) 工場、危険物保有施設においては、従業員、市民の安全確保のための避難方法、市、警察署、消防署との連携など

1.3 公立学校等の避難計画

公立学校等においては、多数の園児、児童及び生徒を混乱なく安全に避難させ、身体並びに生命の安全を確保するために、学校などの実態に即した適切な避難対策を立てる。

2. 避難場所等の整備 ◁ 『 市長公室、総合政策部、市民生活部、福祉部、健康保険部、建設部、学校教育部、社会教育部 』

《課 題》

避難場所等は、平常時には市民及び地域コミュニティの活動場所として、災害時には被災者の収容、救援並びに情報の伝達場所等として整備を図る必要がある。

市は、災害による被害を最小限にとどめるため、学校、公民館、都市公園等の公共施設を活用し、指定緊急避難場所（以下「避難場所」という。）及び指定避難所（以下「避難所」という。）等の整備を図る。

また、市民は本市が整備する一時避難場所とは別に、自主防災活動等を通じて、地震災害時に一時的に避難する空地等の把握に努める。

【 春日部市における避難者数の想定 】

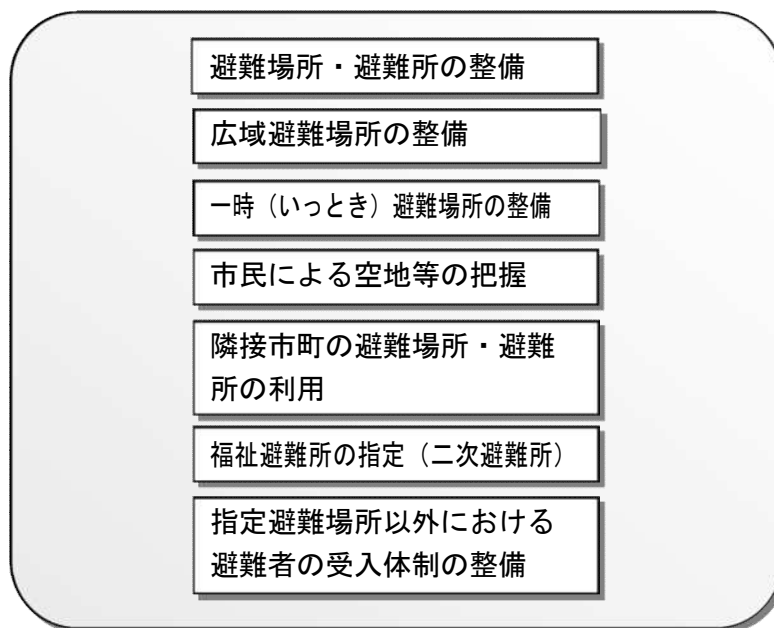
地区	人口	避難者数の想定	
		東京湾北部地震	茨城県南部地震
粕 壁	45,812	人口の 1.7%	人口の 7.5%
内 牧	13,878		
幸 松	22,015		
豊 野	18,671		
武 里	52,816		
武里団地	7,912		
豊 春	42,140		
庄 和	36,675		
合計	232,007		

資料) 人口は、春日部市統計書（令和5年版（令和4年10月1日現在））

注) 避難者数の想定は埼玉県地震被害想定調査報告書（平成26年3月、埼玉県）によるもので、市全域としての想定となっている。

《方 策》

本市の避難場所等の整備は、以下の方策をもって推進する。



2.1 避難場所・避難所の整備

(1) 避難場所の指定（指定緊急避難場所）

地震による家屋の倒壊や地震火災による家屋の焼失などにより生活の場を失った被災者、家屋に対する危険が生じる恐れのある者、及び市外からの来訪者等で帰宅できない者の一時的な安全を確保できる場所で、学校、公民館等の施設や敷地を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

なお、本市の避難場所の整備状況は資料編に掲げるとおりである。

□指定緊急避難場所の指定基準

- | |
|--|
| 地震以外の災害を対象とする避難場所は、次の a～c の条件を満たすこと
地震を対象とする避難場所については、次の a～e の全ての条件を満たすこと
a) 災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有していること
b) 他の法律等により指定される危険区域外に立地していること
c) 周辺等に災害が発生した場合に人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのある物がない場所に位置すること
d) 耐震基準を満たしており、安全な構造であること
e) 地震に伴う火災に対応するため、災害に対して安全な構造を有していること |
|--|

(2) 避難所の指定（指定避難所）

被災者の家屋に対する危険が予測される場合や、家屋の倒壊等により生活の場が失われた場合等に、被災者が一定期間滞在し、生活の本拠地とする場として、学校、公民館等の公共施設を活用し、指定、整備する。なお、避難場所と避難所は兼ねることができ

□指定避難所の指定基準

- | |
|---|
| ○ 原則として、耐震性・耐火構造の公共建物等（学校、公民館等）を指定すること。
○ 建築非構造部材の耐震化（天井材や照明器具の落下防止、外壁（モルタル、ALC板等）の剥離・落下防止、ガラスの飛散等の防止、既存の書架等の転倒防止等）対策が行われていること。
○ 余震等による落下物（天井材、照明等）など、二次災害のおそれがない場所が確保できること。
○ 避難者等が長期滞在することも想定し、十分な面積を有する施設であること。
○ 災害発生後、被災者の受入れや物資等の配布が可能な施設であること。
○ 物資等の運搬に当たる車両の入・出庫が比較的容易な場所にあること。主要道路等との緊急搬出入アクセスが確保されていること。
○ 環境衛生上、問題のないこと。 |
|---|

☞ 『【資料編(1)】第6「避難場所・避難所一覧」』参照

2.2 広域避難場所の整備

地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し安全を確保する場所で、大規模都市公園等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

加えて、屋外においても長期的な対応が求められる状況も想定されることから、避難者の健康維持のため、良好な生活環境の向上を図るとともに、備蓄倉庫や防火水槽、屋外便所、照明設備の設置や排水施設などの整備・強化に努める。

□広域避難場所の要件

- 面積 100,000 m²以上（原則）
- 空地又は耐火建築物の敷地で構成される土地で、非耐火建築物の面積占有率が2%以下
- 避難人口1人当たり面積はおおむね2 m²程度

◇ 『【資料編(1)】第7「広域避難場所一覧」』参照

2.3 一時（いつとき）避難場所の整備

避難場所へ避難する前に、避難者が一時的に集合して状況の確認、集団を形成する場所で、都市公園、運動場等を活用し、おおむね次の基準により指定、整備する。

なお、本市の一時避難場所の整備状況は資料編に掲げるとおりである。

□一時避難場所の要件

- 10,000 m²程度のオープンスペースが確保されていること。
- 一定の地区単位で集団を形成するため、集合する人々の生活圏と関連した場所とすること。
- 四方に出入り口があり、常時出入り口が確保されていること。
- 公有地であること。

◇ 『【資料編(1)】第8「一時避難場所一覧」』参照

2.4 市民による空地等の把握

災害発生時に一時的に退避するための場所又は初期消火、救出、救護等の自主防災活動を始めするために集合する場所で、神社仏閣、団地の広場や緑地等を活用し、市民が自主防災活動を通じて把握する。

□把握する空地の目安

- 高齢者・子どもを含むすべての人にとって避難が容易な場所であること。
- 自主防災活動に適した広さの場所であること。
- 市民によく知られた地域に密着した場所であること。

2.5 隣接市町の避難場所・避難所の利用

市は、隣接する市町などと災害時における避難場所の相互利用に関する協定を締結している。

そこで、市域の周辺地域に住む住民が隣接市町への避難が望ましい場合、その逆の場合についても、それぞれの住民が円滑に避難できるように隣接市町との間で避難内容の確認等を行い、これを住民に周知する。

2.6 福祉避難所の指定（二次避難所）

要配慮者に対する必要な生活支援等を一時的に行うために、二次避難所として「福祉避難所」について指定の促進を図る。

福祉避難所は、原則として耐震性・耐火性が高く、バリアフリー化された既存の社会福祉施設等から選定し、あらかじめ協定等により災害時の受入体制及び移送体制等について事前の整備に努める。

また、必要に応じて、福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、平常時からその周知に努める。

2.7 指定避難所以外における避難者の受入体制の整備

避難所に指定される小中高校、大学は、平時には多数の学生が利用しているため、災害時に学生自体が帰宅困難者となり、外部からの避難者の受入れが困難となる場合がある。

このような状況に備えて、学校以外の避難所（近隣の公民館等）利用や大規模民間施設との協定締結による利用の必要性を検討するとともに、災害時に円滑な施設の利用が行えるよう、日頃から定期的な打合せを行う等、綿密な連携に努めるものとする。

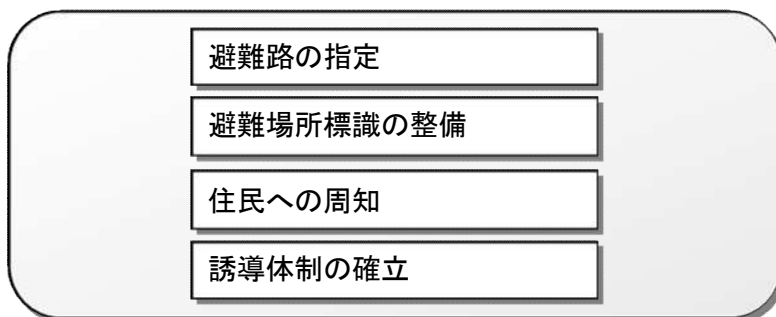
3. 避難路等の整備 ⇨ 『 市長公室、建設部、都市整備部 』

《課 題》

安全な避難活動を実施するためには、避難場所等の整備にあわせて避難路の指定、標識の整備及び誘導體制の確立等避難誘導體制の整備を図る必要がある。

《方 策》

本市の避難路等の整備は、以下の方策をもって推進する。



3.1 避難路の指定

避難路は、被災地から広域避難場所を結ぶ道路であり、次の基準により指定する。

□避難路の要件

- 避難路は、おおむね8 m以上の幅員を有するものとする。
- 避難路は、相互に交差しないものとする。
- 避難路沿いには、火災・爆発等、危険が伴う工場がないよう配慮する。
- 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- 避難路については、複数の道路を選定する等、周辺地域の状況を勘案して行う。

3.2 避難場所標識の整備

安全な避難を実施するため、避難場所標識の整備を以下の事項に従って実施する。

避難場所の誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努めるものとする。

□案内標識・誘導標識の整備

案内標識を整備する。この場合、必要に応じて外国語併記にする等外国人住民へ配慮した整備に努める。

また、誘導標識は適切な避難誘導が実施できるよう配置して見直しを検討する。

□一覧標識の整備

一覧標識を用いて、市民や来訪者等に対し市内の避難場所を周知するため、駅前等を中心に、本市の施設案内や観光案内等との併記等を考慮して作成する。

3.3 住民への周知

市は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路等について、避難誘導標識等を整備し、外来者等地理不案内な者に対しても場所がわかるよう配慮するとともに、あらかじめ、次のことについて住民に周知を図っておくものとする。

□住民への周知事項

- 指定緊急避難場所や指定避難所の場所、避難経路、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等）の所在
- 命に危険が迫る緊急避難の場合は、携帯品を貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、避難に支障を来たさない最小限度のものにすること。
- 夜間又は停電時の避難に備え、日頃から懐中電灯、非常灯などを準備すること。

なお、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

3.4 誘導體制の確立

避難誘導は、避難措置のうちでも最も重要な部分であり、避難指示を実施した場合には、市民を安全な場所へ確実に誘導しなければならない。

このため、避難誘導に際しては、あらかじめ避難順位、誘導體制を検討しておく必要がある。

□避難順位

避難順位は、緊急避難の必要がある地域から行うものとし、通常の場合は、次の順位を原則とする。

- ① 病弱者、傷病者、障がい者
- ② 高齢者、妊産婦、乳幼児、児童
- ③ 上記以外の一般住民
- ④ 防災従事者

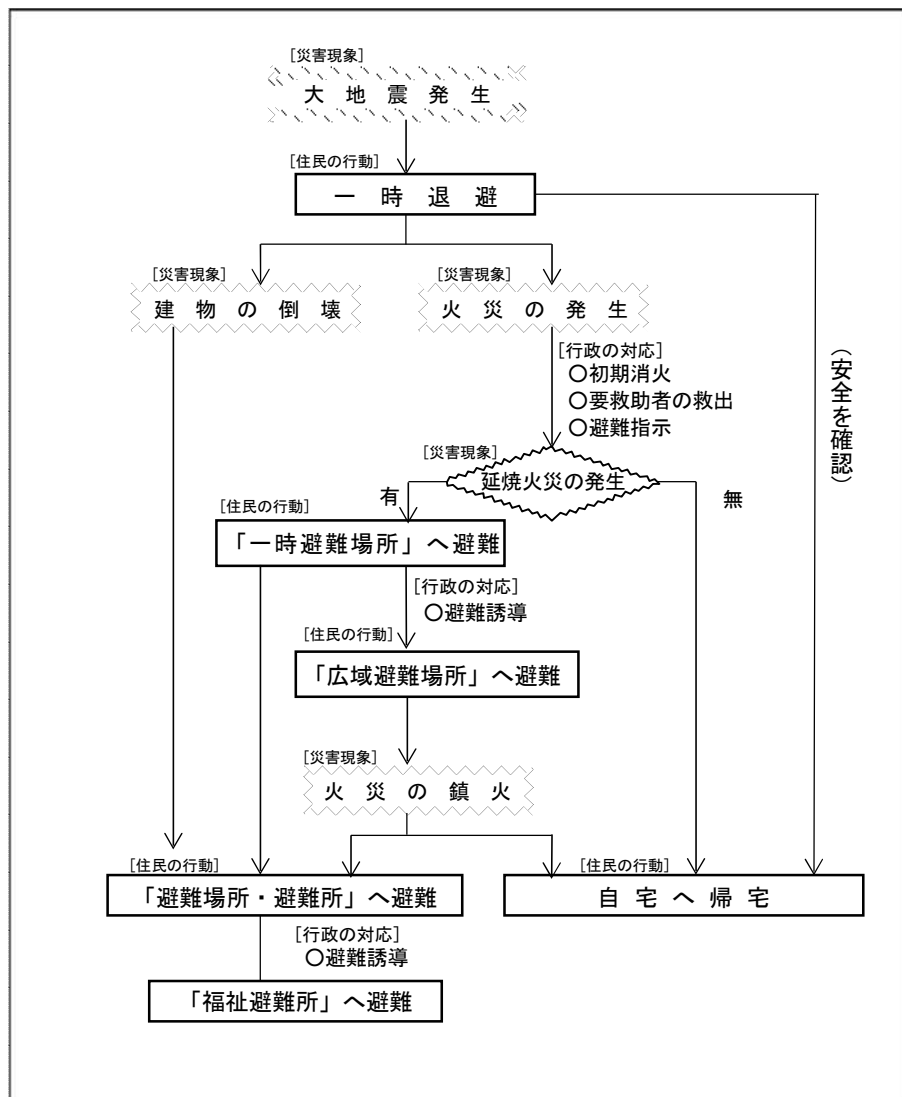
□誘導體制

警察官は、避難者の安全を確保するため、必要に応じ交通規制を行う。

□避難方式

避難誘導に際しては、地域の環境条件及び被害特性を考慮し、段階避難（一時避難場所 → 広域避難場所 → 避難場所・避難所 → 福祉避難所）あるいは、直接避難が適切かを、地域の環境条件並びに被害特性を基に、あらかじめ検討する。

【 避難行動の流れ 】



4. 他都道府県からの避難者の受入れ⇨『市長公室』

大規模災害時において、他都道府県知事から避難者の受入れについて要請があった場合は、本市に避難してきた者を収容し保護するための避難所を選定し、当該施設と協議のうえ、確保するものとする。

4.1 避難所の選定基準

選定基準は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 他都道府県から避難してくる者の地域コミュニティを維持できるよう大人数を収容できる施設を優先する。
- (2) 耐震・耐火構造の建物等を利用する。

4.2 施設管理者の対応

避難所として選定された施設管理者（指定管理者）は、必要時に当該施設が迅速・円滑に避難所として開設できるように維持管理に努めるものとする。

5. 避難所の管理運営体制の整備

5.1 運営マニュアルの作成

国は、避難所の運営等に当たって、その取組を進める上で参考となるよう、主に市町村を対象とした「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月、令和4年4月改定、内閣府）」を作成している。また、県においても新型コロナウイルス感染症対策について記載した「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）（令和2年5月）」が作成されている。

市は、これら指針を参考に作成した「春日部市避難所運営基本マニュアル」を用いて、関係各課及び施設管理者に運営方法の習熟を図る。

マニュアルの作成（改訂）及び避難所運営に当たっては、次の事項に留意する。

□マニュアル作成に際しての留意事項

- 被災者に安心と安全の場を提供し、生活再建に向けて一步を踏み出す場とする。
- 被災者自らによるお互いの助け合いや協働の精神により自主的に運営する。
- 避難所を利用する住民が、それぞれの役割を分担しながら、共同生活を行う場とする。
- 避難所の運営は、女性参加による女性の視点到配慮したものとする。
- 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者のニーズを踏まえて運営する。
- 避難所に避難者の生活の場とは別に、ペットのための飼養場所を確保する。

5.2 避難所運営の知識の普及及び訓練

避難所の運営（開設の手順等）や機器等の操作について、市職員、学校職員、指定管理者、自主防災組織や地域住民が協力して円滑に実行できるよう、情報の共有化、担当者の研修、各施設での実践的な訓練等を実施する。

5.3 避難所における良好な生活環境の確保

- (1) 市は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家・NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。
- (2) 指定避難所には、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。
- (3) 避難所における備蓄機能、情報通信機能、救護所機能、炊き出し機能（LPガス、大型鍋等）、プライバシー保護に関する設備（間仕切りパネル、簡易更衣室等）の確保を検討するとともに、プール、受水槽により、生活用水の確保に努める。
- (4) 停電時の夜間照明を確保するため、各避難所には発電機を配備するほか、懐中電灯やランタン等を整備する。なお、発電機については、備蓄制限の厳しいガソリンから、新たな燃料（ガス等）に転換することを検討する。
- (5) 停電時の電源の充実を目指し、避難所となっている市保有の建築物のうち設置可能な施設については、太陽光発電設備や蓄電池等の設置を検討するほか、市や民間事業者の保有するEV車等電動車の災害時の非常用電源としての活用を検討し、環境に配慮した防災機能の強化を図る。

5.4 感染症対策用資材の備蓄

新型コロナウイルス等の感染症対策として、有効と考えられる物資・資材等を可能な限り準備する。

□事前に準備しておくことが適当な物資・資材等

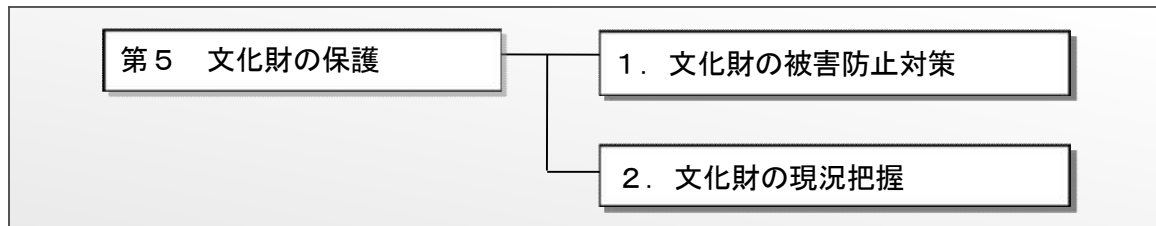
- 基本的な感染症対策用
マスク、除菌剤、消毒用アルコール、ペーパータオル、ティッシュ、ポンプ式ハンドソープ、家庭用洗剤 など
- 避難者等の健康管理用
非接触型体温計 など
- 避難所運営スタッフの防護用
使い捨て手袋、ガウン、レインコート、フェイスシールド など
- その他資材
パーティション、ビニールシート、段ボール、仮設トイレ、段ボールベッド、ビニール袋 など

第5

文化財の保護

かけがえのない文化財を災害から保護するため、市は、国指定等文化財、県指定及び市指定文化財について、消防法に基づく消防用設備等の設置を推進していくとともに、文化財の所有（管理）者に対しては、特に火災予防について十分な指導を図る。

また、建造物や史跡名勝天然記念物など屋外にある文化財については、特に自然災害を受けやすいので、その予防に十分留意する。



1. 文化財の被害防止対策 ⇨ 『社会教育部』

文化財の防火対策を強化するため、次の事項について徹底を期すものとする。詳細については、文化財保存活用地域計画に基づき対応する。

1.1 火災予防体制

- ・ 防火管理体制の整備
- ・ 所有者、管理者との連絡体制の整備
- ・ 文化財の周辺環境の整備
- ・ 火気使用の制限
- ・ 火気の厳重警戒と早期発見
- ・ 所有者及び地域住民との協働による文化財防火デー防災訓練の実施
- ・ 火災発生時における措置の徹底
- ・ 防火施設の定期点検
- ・ 文化財の避難移動先の整備

1.2 防火施設の整備強化

- ・ 火災報知設備及び非常警報設備等の整備強化
- ・ 消火器、消火栓、放水銃、スプリンクラー、ドレンチャー、動力消防ポンプ等の充実強化
- ・ 避雷装置、消防用水、防火戸、防火壁、通路等の整備強化
- ・ 防災施設の整備に対する助成

1.3 普及啓発

- ・ 文化財に対する防災意識の高揚のための広報活動
- ・ 管理保護についての助言と指導

2. 文化財の現況把握 ⇨ 『社会教育部』

市内の指定文化財の所有者、保管場所、保存状況等について把握しておくものとする。

⇨ 『【資料編(1)】第30「指定文化財一覧」』参照

第2節

防災体制の整備

災害時の被害を最小限にとどめるため、平常時から災害対応のための必要資機材、拠点施設等の整備を計画的に進める。また、職員の災害対応能力を高めるとともに、災害に即応できる活動体制を整備する。

市の防災体制の整備は、以下の施策を柱として推進する。

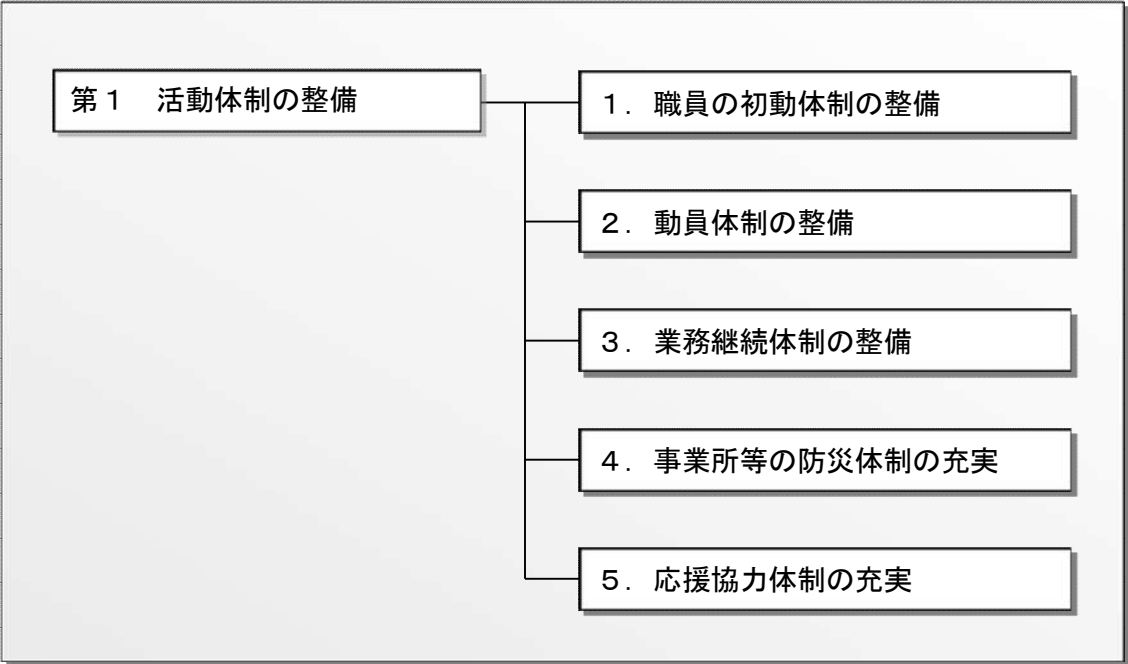


第1 活動体制の整備

本市において大きな被害が想定される東京湾北部地震又は茨城県南部地震が発生した場合、建物倒壊等の被害区域は広範囲にわたり、同時に多数の火災、救急救助事象が発生するとともに、交通混乱等が被害の拡大をもたらすと予想される。

このため、初動体制を始めとした緊急対応体制及び応援体制の強化による防災活動体制の整備を図る必要がある。

活動体制の整備は、以下の施策により推進する。



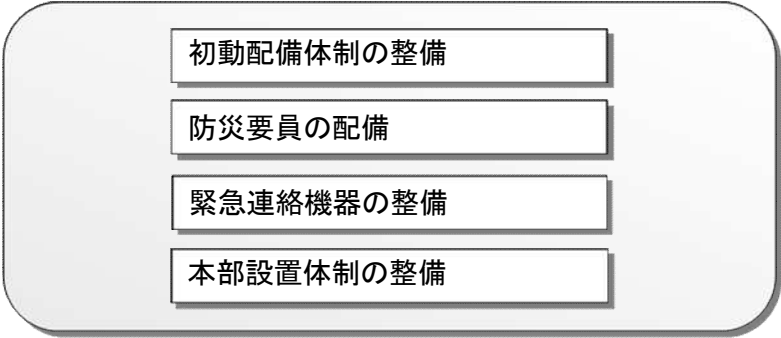
1. 職員の初動体制の整備 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

《課 題》

夜間・休日等の勤務時間外に大規模地震が発生し、通信の輻輳により職員間の連絡が途絶した場合でも、職員が独自の判断で自主参集し、迅速かつ的確な情報収集や災害対策を行うため、地震の規模に応じた参集基準を定める等、初動体制の整備を行う。

《方 策》

本市の職員の初動体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



1.1 初動配備体制の整備

突然の大地震に対しても、特に夜間・休日等の勤務時間外であっても速やかに対応できるように、震度4以上の地震に対しては自動的に防災体制を立ち上げるべく初動体制の整備を図る。

1.2 防災要員の配備

地震に対しては震度階級に、風水害に対しては河川水位や気象予警報レベルに応じた職員の動員計画を定め、迅速に所定の部署に参集し、速やかに情報収集にあたるスタッフとして危機管理防災課を中心に防災要員を配備するものとする。また、職員動員計画には、災害対応の長期化を考え、職員の動員人数、ローテーションを定めるものとする。そのため、防災要員の選定に際しては、所属部署だけでなく居住地にも配慮するものとする。

1.3 緊急連絡機器の整備

市は、勤務時間外や休日における緊急連絡のため、職員の配備体制等の決定に関わる幹部職員や防災要員に対しては緊急連絡機器等を携帯させるなどの対応を図り、また、これら機器の整備拡充を図り、緊急時における円滑な参集体制の整備を推進するものとする。

1.4 本部設置体制の整備

災害対策本部は災害対策を実施する市の中核組織であるため、市庁舎のなかでも災害に対して最も安全な場所の確保が必要である。

そのため、災害対策本部室に予定する場所の耐震診断及び補強、自家発電機の確保を行うことが重要であり、また、通信機材をはじめ情報収集の機具並びに設置に必要な器材、文房具等、災害対策本部に必要なものを耐災害性の確保された場所に保管しておくことが必要である。

また、関係防災機関、団体や自主防災組織の代表者名簿等においては、平常時から、保管してある場所を統一しておき、災害発生時に速やかに活用できるようにしておく。

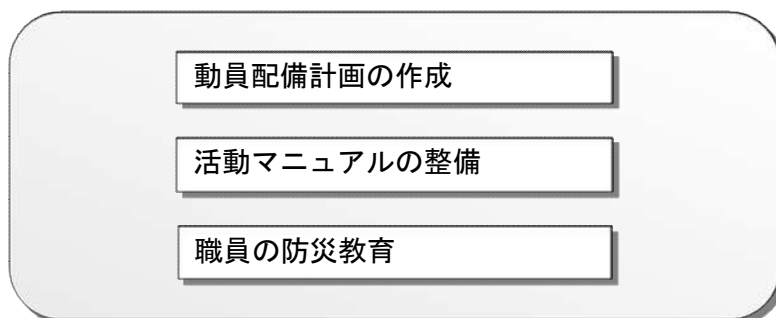
2. 動員体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』

《課題》

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

《方策》

本市の動員体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



2.1 動員配備計画の作成

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ適確に実施するための必要な人員を動員配備するため、職員の居住地、災害の種類規模を勘案し、実践的な動員配備体制を整備しておくものとする。

各所属長は、配備区分に応じた動員配備計画及び伝達計画（平常執務時、休日・退庁後）を作成し、市長に報告するものとする。危機管理防災課は、この報告を基に職員の動員配備のための対応計画を定めなくてはならない。

2.2 活動マニュアルの整備

個々の職員が、災害発生の危険性が高まった場合、又は発災直後の初動期、及びその後の状況の変化に応じて的確な対応ができるよう、各部において実践的な活動マニュアルを作成し周知徹底を図る。

なお、活動マニュアルは機構改革や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に応じて毎年検討を加え、必要があると認められる場合は修正する。

活動マニュアルに記載すべき主な内容を以下に示す。

□活動マニュアルの記載事項

- 災害時における各職員が果たすべき役割（防災業務の内容）
- 災害時における体制（動員・連絡体制等）
- 防災関係機関の連絡リスト、施設・備蓄リスト
- 個人別覚書（携帯品等）

2.3 職員の防災教育

各所属長は、職員に対し防災要員としての自覚と知識の習熟を図る。特に、各部課の所掌事務を確認し、初動時の活動要領について重点をおくようにする。

□職員防災教育

市は、災害応急対策業務に従事する又は従事する可能性がある職員に対し、災害対応能力の向上を目的とした各種研修を実施する。

なお、研修の企画にあたっては、必要に応じ、男女共同参画・要配慮者など多様な視点を踏まえることとする。

○方法及び機会

- ・ 新任研修
- ・ 職場研修
- ・ 見学、現地訓練等の実施

応急活動を想定した実地訓練、シミュレーション訓練等の各種訓練を継続的に実施する。

- ・ 防災活動手引き等印刷物の配布

課ごとに、職員に対し活動マニュアルの周知徹底を図る。

○習熟内容

- ・ 市の地域の災害特性
- ・ 地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- ・ 初動時の活動要領
- ・ 気象、水象、地象その他災害発生原因についての知識及び災害の種別ごとの特性
- ・ 過去の主な被害事例
- ・ 防災知識と技術
- ・ 防災関係法令の運用
- ・ その他の必要な事項

□防災担当職員教育

危機管理防災課の職員は、防災要員として本市の防災活動の中核を担わなければならない。

そのため、日ごろから地域防災計画に習熟することはもとより、防災関係の研修会、講演会等に出席することにより、防災に係る知識と技術、防災に係る関係法令の習得に努める。

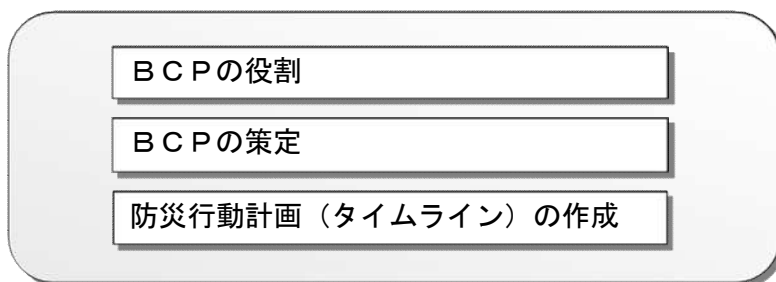
3. 業務継続体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』

《課題》

大規模災害時には、庁舎機能の喪失や職員の被災、住民情報の消失など、人的資源や社会基盤が失われ、行政の業務継続に大きな支障を来すことが考えられる。このような事態を避けるため、市は、行政にとって災害時に必要な業務を継続するとともに業務基盤を早期に立ち上げるため、業務継続計画（BCP）を策定している。今後も、内容の精査を継続的に行い、常に実効性のある計画とする必要がある。

《方 策》

本市の業務継続計画の策定の検討は、以下の方策をもって推進する。



3.1 BCPの役割

BCPとは、Business Continuity Plan の略であり、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、発生した災害に適切に対応するとともに、業務を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するものである。その内容としては、業務のバック

アップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、メールや電話等の自動配信を通じた迅速な職員安否確認などが典型である。

業務継続の取り組みは、次の特徴をもっている。

- (1) 業務に著しいダメージを与えかねない重大被害を想定すること。
- (2) 災害発生後に活用できる資源に制限があると認識し、継続すべき重要業務を絞り込むこと。
- (3) 各重要業務の担当ごとに、どのような被害が生じるとその重要業務の継続が危うくなるかを抽出して検討すること。
- (4) 重要業務の継続に不可欠で、再調達や復旧の制約となりかねない重要な要素(ボトルネック)を洗い出し、重点的に対処すること。
- (5) 重要業務の目標復旧時間を設定し、その達成に向け事前準備をすること。
- (6) 指揮命令システムの維持、情報の発信・共有、災害時の経営判断の重要性など、危機管理や緊急時対応の要素を含んでいること。

3.2 BCPの策定

市は、災害時に各部局の機能が最短の期間で復旧し、優先度かつ継続性の高い通常業務を行うために、業務継続計画を策定している。

各課は、災害時にも継続すべき、市民の生命、身体、財産に重大な影響を及ぼす通常業務について優先度を踏まえ選定するとともに、災害時の優先業務実施計画を作成するものとする。

3.3 防災行動計画（タイムライン）の作成

市は、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

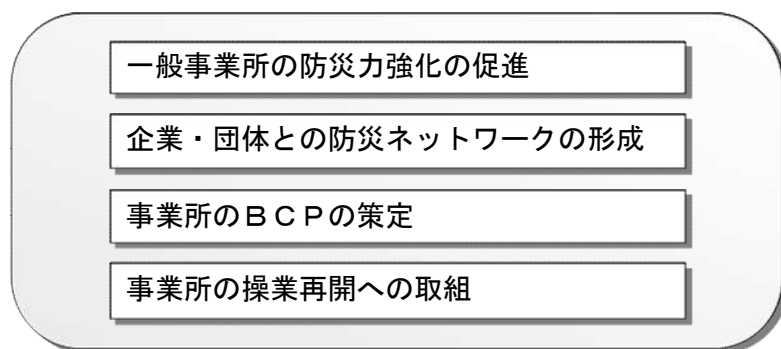
4. 事業所等の防災体制の充実 ⇨ 『市長公室、各部共通』

《課題》

地震等の大規模な災害が発生した場合には、行政機関による応急活動に先立ち、市内に立地する事業所等における組織的な初期対応が被害の拡大を防ぐ上で重要である。

《方策》

事業所の防災体制の充実は、以下の方策をもって推進する。



4.1 一般事業所の防災力強化の促進

事業所が災害発生後、速やかに事業継続できるよう防災力の強化を促進するとともに、自主的な防災組織の整備の促進及び事業所と地域との一体化を目的として、県とともに関係機関の協力体制の確保に努める。

また、一般事業所を対象とした防災意識の向上を図るための事業の実施など、本市は、防災組織整備の支援指導を行っていく。

4.2 企業・団体との防災ネットワークの形成

災害時において、地域の企業・団体が、得意分野の物資等を提供する協力体制の充実を図るため、協定締結企業等の拡大に努め、企業・団体との防災ネットワークの構築を促進する。

また、各企業が設置する自衛消防隊と連携を図り、災害時の被害の拡大を防止する。

4.3 事業所のBCPの策定

災害時の事業所の果たす役割を認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するため、事業継続計画（BCP）の策定が求められる。

そのため、事業所における、BCP策定等の自主的な災害対策を促進するため、BCP策定に関する啓発を行う。

4.4 事業所の操業再開への取組

中小事業所・商店を対象とした操業再開に向けての融資の検討や、BCP策定におけるサプライチェーンの検討を啓発する。

5. 応援協力体制の充実 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

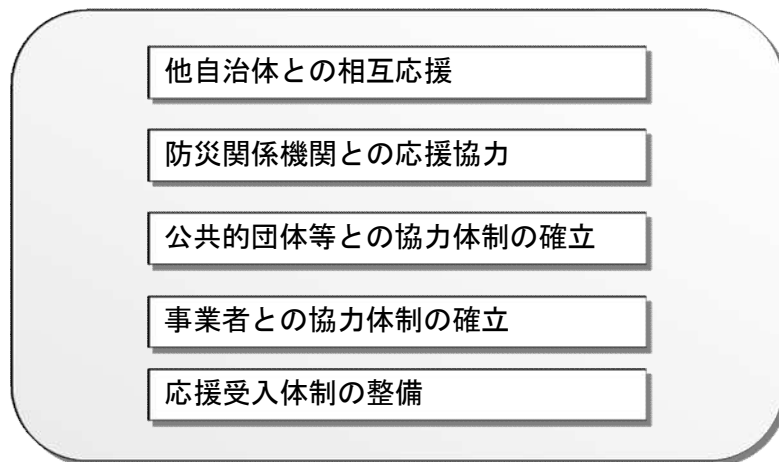
《課題》

災害の発生が予想され又は発生した場合、災害応急対策を迅速かつ的確に実施するために必要な人員を動員配備するための体制を整備する。

《方策》

本市の動員体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

なお、地震災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。



5.1 他自治体との相互応援

市は、他自治体と相互応援に関する協定等を締結しており、今後とも相互応援が円滑に実施できるよう協定内容の充実を図るとともに、相互応援体制の充実に努める。

⇨ 『【資料編(1)】第9「災害時における相互応援協定」』参照

5.2 防災関係機関との応援協力

災害時において、防災関係機関への応援・協力要請等の手続きが円滑に実施できるように、あらかじめ要請手続き、要請内容、経費負担等に関する協定の締結あるいは事前協議を実施し、その内容のマニュアル化、職員への周知徹底を図るとともに、平常時からの訓練及び情報交換等を実施する。

なお、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県等からの職員派遣要請に対応するため以下に示すような整備を図るものとする。

□職員派遣要請に対応するための資料整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ関係資料を整備しておく。

□職員派遣要請に対応するためのマニュアルの整備

職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるように、あらかじめ派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等、派遣の実施において必要となる基礎的な情報をマニュアル化しておく。

5.3 公共的団体等との協力体制の確立

市内又は分掌事務に係る公共的団体に対し、災害時において応急対策活動等に積極的な協力が得られるように、防災に関する組織の充実を図るよう指導し、また、相互の連絡を密に協力体制を整える。

これらの団体及び協力業務は、次のとおりである。

□協力体制の確立に努める公共的団体等

○ (一社)春日部市医師会	(南 1-1-7(東部地域振興ふれあい拠点施設 6階)	736-7522)
○ 南彩農業協同組合春日部支店	(南 2-4-30	736-5501)
○ 埼玉みずほ農業協同組合庄和中央支店	(上金崎 30-13	746-3611)
○ 春日部商工会議所	(粕壁東 2-2-29	763-1122)
○ 庄和商工会	(西金野井 256	746-0611)
○ 春日部市商業協同組合	(粕壁東 2-2-29	754-8020)
○ 春日部ボランティアセンター	(中央 2-24-1(春日部市総合福祉センター 「あしすと春日部」 2階)	762-1081)
○ 浜川戸ボランティアセンター	(浜川戸 2-9-1(西部第3区画整理記念館内)	763-3335)
○ 武里ボランティアセンター	(大枝 89 武里団地 7-4(春日部市健康福祉 センター「ゆっく武里」 1階)	733-3380)
○ 牛島ボランティアセンター	(牛島 1510-13	763-8957)
○ 庄和地区ボランティアセンター	(米崎 389-3	745-1030)
○ (公社)春日部青年会議所	(粕壁東 1-22-10 3階	761-0032)
○ 春日部交通安全協会	(大沼 1-82	735-0111)
○ 春日部市社会福祉協議会	(中央 2-24-1	762-1081)
○ 赤十字奉仕団	(中央 7-2-1(市役所内)	736-1111)
○ 春日部市観光協会	(粕壁東 1-3-4	812-5324)
○ その他(生活改善推進委員会)		

□公共的団体等との協力業務

- 異常現象、危険な場所等を発見したときの関係機関への連絡
- 災害時における広報等
- 出火の防止及び初期消火
- 避難誘導及び避難場所内での救援
- 被災者の救助業務
- 炊き出し及び救援物資の調達配分
- 被害状況の調査
- ボランティア団体の受付

5.4 事業者との協力体制の確立

大規模災害時に市が行う応急対策業務に対し、市内の事業者から被災者に必要な飲料水、食料及び医療品・石油類燃料等を積極的かつ優先的に供給を得られる体制を平常時に確立しておく。

本市と事業者等との協力に関する協定の締結状況は、資料編に掲げるとおりである。

⇒ 『【資料編(1)】第10「事業者との協力体制一覧」』参照

5.5 応援受入体制の整備

市は、大規模災害発生時等に国や地方自治体など外部機関からの応援を、迅速かつ円滑に受け入れられるよう、応援計画の策定に務めるものとする。

市は、災害発生後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、退職者の活用や、民間の人材の任期付き採用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

□ 応援計画で定める事項

- 応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための応援体制の整備に努めるものとする。特に、庁内全体及び各業務担当部署における応援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- 消防、警察等の応援部隊が被災地で活動するための活動拠点や応援物資の受入拠点を定めるとともに、拠点の運営体制を整備する。
- 防災関係機関への応援・協力要請等の手続が円滑に行えるよう、あらかじめ要請手続、要請内容、経費負担等に関する協定の締結又は事前協議を行い、その内容をマニュアル化して職員への周知徹底を図るとともに、平常時から訓練及び情報交換等を実施する。
- 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化に努める。

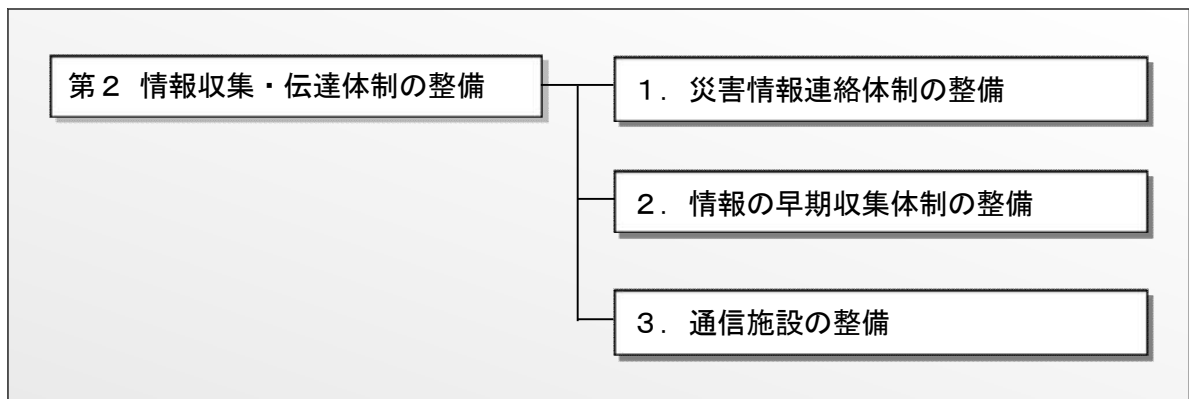
第2

情報収集・伝達体制の整備

大規模災害が発生した場合、本市及び防災関係機関が応急復旧対策を実施するためには、多くの災害情報を迅速かつ的確に収集伝達し、共有できる体制を整備する必要がある。

近年の情報通信技術の進展に伴い、各種の先端技術が災害情報システムに適用することが可能になり、こうした成果を踏まえる必要もある。また、休日や夜間に地震等が発生した場合や、被害が一部に限られた場合でも迅速かつ的確な災害情報の収集・伝達が可能な体制を整備しておく必要がある。

情報収集・伝達体制の整備は、以下の施策により推進する。



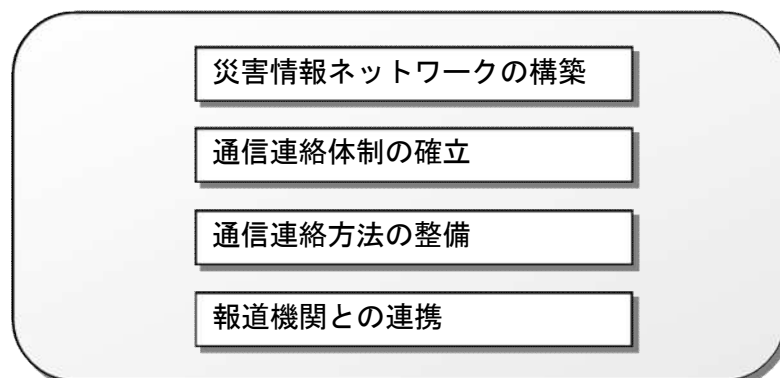
1. 災害情報連絡体制の整備 ⇨ 『市長公室、各部共通』

《課題》

災害時における本市及び防災関係機関相互の通信連絡を迅速・的確に行うための体制を整備する。

《方策》

本市の災害情報連絡体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



1.1 災害情報ネットワークの構築

市は、迅速に情報の収集・伝達を実施するのに必要な情報連絡体制の確立に努める。
なお、災害情報ネットワークにおける通信手段は、以下に示すとおりである。

□防災拠点の機能強化

各防災拠点が迅速に情報を収集し、防災中枢拠点である災害対策本部へ伝達することは、本市が的確な意思決定を実施する上で極めて重要である。

このため、災害情報のネットワーク化を図るとともに、機器の整備を検討し、各防災拠点の機能強化に努める。

□防災機関との連携強化

本市及び防災関係機関は、連絡責任者、連絡先（電話番号、ファックス番号等）を相互に通知し、災害時における通信連絡が、勤務時間外（夜間・休日等）を含め円滑に実施できるよう日ごろから連携を図る。

【本市の主な通信手段】

主な通信手段		主な通信区間
有線	一般加入電話	災害対策本部・防災関係機関との連絡
	災害時優先電話	
無線	地域衛星通信ネットワーク	災害対策本部 ～ 全国自治体・防災関係機関
	県防災行政無線	災害対策本部 ～ 県・近隣市町・防災関係機関
	市防災行政無線(同報系)	災害対策本部 → 市内各所
	市防災行政無線(移動系)	災害対策本部 ～ 防災拠点・避難所等
	災害対策用携帯電話機	災害対策本部 ～ 市内各所

1.2 通信連絡体制の確立

本市及び各防災関係機関は、保有する無線施設を中心に通信連絡体制を確立する。
そのため、通信連絡責任者を選任し、常時連絡体制の確保に努める。

1.3 通信連絡方法の整備

通信連絡は、原則として地域衛星通信ネットワーク、防災行政無線、電話及びファックスを使用して行うよう体制の整備を図る。

また、通信網の多重化を進めるため、防災行政無線に加えて携帯電話、SNS等の通信手段の活用を図る。

1.4 報道機関との連携

災害時には、地震情報、被害状況、ライフラインの復旧状況等、市民が知りたい情報をより早く、的確に伝えることにより、社会混乱を最小限にとどめる必要がある。この点、テレビ・ラジオ等による情報伝達は、大きな効果が期待できる広報媒体である。

このことから、正確かつ迅速な情報提供を行うなど、報道機関との連携に努める。

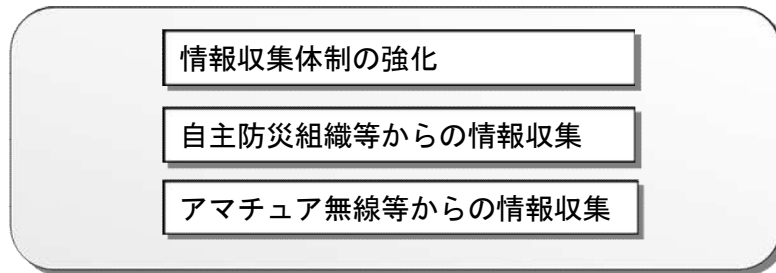
2. 情報の早期収集体制の整備 ⇨ 『 市長公室 』

《課 題》

収集すべき災害情報の重要度別内容及び収集した情報の報告系統の整備、民間等の協力体制の整備について計画する。

《方 策》

本市の情報の早期収集体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



2.1 情報収集体制の強化

発災直後の交通路の遮断、電話の不通等の対策として、バイク、自転車等を利用して被害状況等の情報収集・伝達をすることができるよう、体制及び装備機器等の整備を図るとともに、実践的訓練により活動能力の向上に努める。

2.2 自主防災組織等からの情報収集

発災直後に、地域的な災害情報の収集を円滑に行うことができるよう、自主防災組織との協力体制の整備を図る。

2.3 アマチュア無線等からの情報収集

発災時に有線が途絶した場合の災害情報の収集対策として、アマチュア無線クラブ、タクシー無線局設置者等との協力体制を整備する。

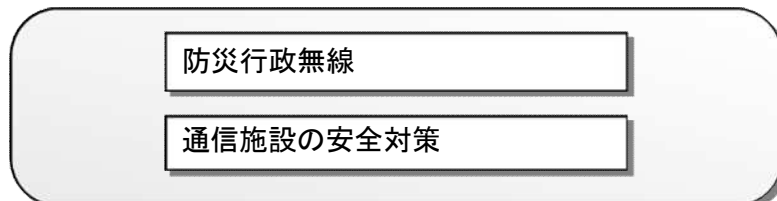
3. 通信施設の整備 ⇨ 『 市長公室、各部共通 』

《課 題》

市及び防災機関は、防災活動拠点、出先機関、避難場所、地元住民並びに事業所等に対し、被害情報等の収集、災害情報等の伝達を行うための体制を整備する。

《方 策》

本市の通信施設の整備は、以下の方策をもって推進する。



3.1 防災行政無線

市は、平成 28 年に、よりクリアな音質による放送で、秘匿性・拡張性が高いデジタル式防災行政無線を整備している。

デジタル式防災行政無線には、市内各所にいる市民に対し一斉に情報伝達する「同報系」と、機動性のある車載型・携帯型の「移動系」がある。

市は、難聴地域に対応し市内全域への確実な伝達をするため再送信子局を設置するとともに、防災中枢拠点と地区防災拠点、地区拠点避難場所等との通信を確実なものとするため、これらの施設へ半固定型の「移動系」防災行政無線を配備している。

3.2 通信施設の安全対策

地震災害時に通信システムが十分機能し活用できる状態に保つために、次の安全対策を推進するものとする。

□通信施設の安全対策

- 非常用電源の確保
停電に備え、施設に応じ、無停電電源装置、バッテリー、自家発電設備及び移動携帯式電源、携帯電話電源等を確保するとともに、これらの定期的なメンテナンスを実施する。
- 通信回線のバックアップ化
通信回線を多重化し、バックアップシステムを整備する。
バックアップシステムは、地理的に離れた別の場所に設置するよう努める。
- 地震動への備え
災害システム機器を設置する場所には、各種機器に転倒防止措置を施すものとする。

⇒ 『【資料編(1)】第 11 災害時通信施設一覧』参照

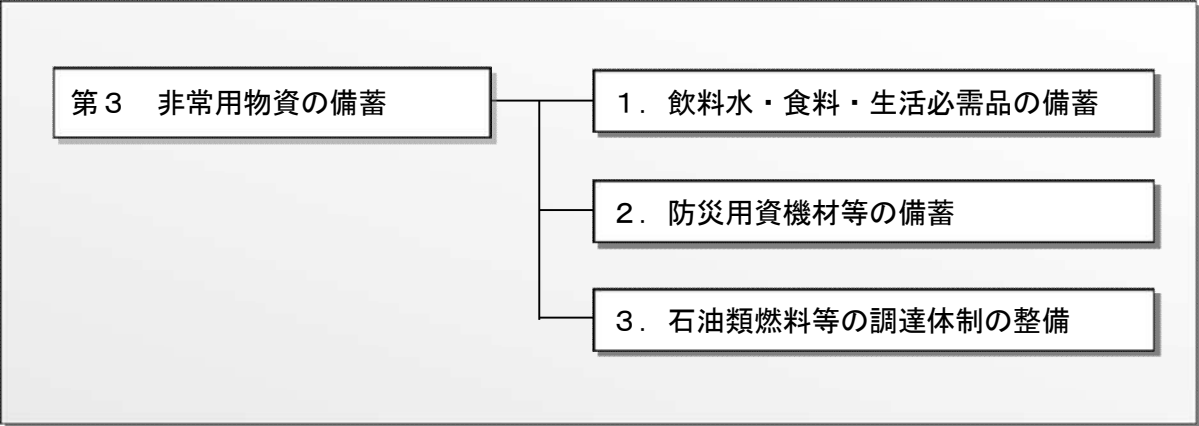
第3 非常用物資の備蓄

市は、災害時の市民生活を確保するため、飲料水、食料、生活必需品、応急給水資機材及び防災用資機材等の備蓄を実施しており、今後もより一層の非常用物資の備蓄に努めるとともに調達体制の整備を推進する。

備蓄数量の目標値は、震災対策の目標である東京湾北部地震及び茨城県南部地震の被害想定結果を目安とする。

また、飲料水、食料、生活必需品の備蓄及び調達品目については、高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者を十分配慮した品目を補充する必要がある。

非常用物資の備蓄等の整備を推進するための必要な施策を以下に定める。



1. 飲料水・食料・生活必需品の備蓄 ⇨ 『市長公室、上下水道部』

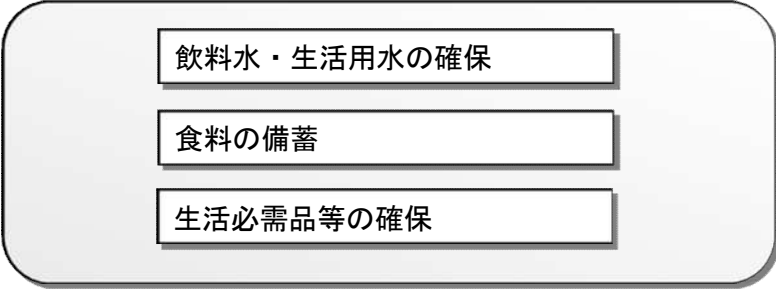
《課題》

飲料水・食料・生活必需品等の備蓄は、自助により備えることが望ましいが、被災者の生命の安全・安定を確保するため、飲料水・食料・生活必需品を速やかに供給できる体制を用意する必要がある。

このため、市は、飲料水・食料・生活必需品等の備蓄を呼びかけると同時に、確保及び供給に関する整備を推進する。

《方策》

本市の飲料水・食料・生活必需品等の確保及び供給に関する整備は、以下の方策をもって推進する。



1.1 飲料水・生活水の確保

災害時における飲料水・生活水の確保は、被災者の生命維持を図る上から極めて重要なことである。

市は、これまでに、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備、及び飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を実施してきており、今後とも応急給水資機材、飲料水等の確保の充実を図る。

また、水道施設の耐震化の整備を推進することにより、災害時においても飲料水を確保する。

(1) 個人備蓄

各家庭は、日頃から災害に備えて飲料水を備蓄（最低3日分（1週間分を推奨））し、ポリタンクや浴槽等による生活水の貯水に努める。

(2) 行政備蓄

応急給水は、災害によって水道事業者からの供給が停止した世帯、及び医療機関等を対象とし、1人1日3ℓを目途に飲料水の給水を開始する。その後、復旧状況に応じて給水量を増量する。

【 一日当たりの給水目標 】

災害発生からの期間	目標水量	水量の根拠
災害発生から3日	3 ℓ /人・日	生命維持に最小必要な水量
4日から10日	20 ℓ /人・日	炊事、洗面、トイレ等最低生活水準を維持するために必要な水量
11日から15日	100 ℓ /人・日	通常の生活で不便であるが、生活可能な必要水量
16日から21日	250 ℓ /人・日	ほぼ通常の生活に必要な水量

□必要な給水量の推定

○「東京湾北部地震」への備えの場合

断水人口は、約41,800人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約20,300人、災害対応従事者約1,800人と想定される。

本市が必要とする給水量の目標は以下のとおり。

$$\text{約 } 63,900 \text{ 人} \times 3 \text{ ℓ/日} \times 3 \text{ 日分} = \text{約 } 575,100 \text{ ℓ} = \text{約 } 600 \text{ m}^3$$

○「茨城県南部地震」への備えの場合

断水人口は、約132,800人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約19,900人、災害対応従事者約1,800人と想定される。

本市が必要とする給水量の目標は以下のとおり。

$$\text{約 } 154,500 \text{ 人} \times 3 \text{ ℓ/日} \times 3 \text{ 日分} = \text{約 } 1,390,500 \text{ ℓ} = \text{約 } 1,400 \text{ m}^3$$

□応急給水資機材の備蓄

災害時の飲料水の確保及び給水活動の円滑化を図るため、飲料水ろ過装置、給水車、給水タンクなどの応急給水資機材の整備を推進する。

□水質検査体制の整備

非常時の水質検査として、受水槽に浄水処理された水道水が一定期間貯留された水（明らかな水質汚染のない水）や、応急給水、復旧給水の水が飲用に適しているか確認できるよう、機器、試薬等を配備する。

(3) 井戸等の活用

□プール水、受水槽の貯留水

受水槽等の貯水タンクに残った水道由来の水は水質検査を経て、飲用の適否を判断する。

また、プール等の比較的汚染が少ない水は、生活用水として利用できるよう管理者への働きかけを図る。

□市民所有井戸

市民が所有する井戸で、災害時に市民に開放できるものを、災害用井戸として指定し、災害時の市民の生活用水の確保を図る。

□事業所等所有井戸

市内の事業所及び公衆浴場等の所有する井戸について、災害時に生活用水として活用できるよう協定の締結等を検討する。

◇『【資料編(1)】第12「水道施設の現況（貯水施設）」』参照

◇『【資料編(1)】第13「小中学校プールの現況」』参照

◇『【資料編(1)】第14「応急給水用資機材一覧」』参照

1.2 食料の備蓄

(1) 備蓄量の推定

市は、避難者用を1.5日分、帰宅困難者用を1日分、災害対策従事者用を3日分の物資を備蓄しておき、これ以降については、民間業者から速やかに調達することとし、状況により県等に応援を要請する。

なお、量及び品目が不足するときには、救援物資として広く援助を求める。

□備蓄品目（例）

食料は、保存期間が長くかつ調理不要のものとし、避難住民の多様なニーズに対応したものとする。

そのため、必要に応じて要配慮者に配慮した食物アレルギー対応食品や嚥下しやすい食事等を確保し、供給する。例示すると以下のとおりである。

○主食品：アルファ米、クラッカー等

○乳児食：ミルク、離乳食等

○その他：保存水（ペットボトル水）、レトルト食品等

□必要な備蓄量の推定

○「東京湾北部地震」への備蓄目標

避難者数は、約 4,000 人と予想されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約 20,300 人と想定される。

- ・ 避難者 約 4,000 人×1日3食×1.5日分 = 約 18,000 食
- ・ 帰宅困難者 約 20,300 人×1日3食× 1日分 = 約 60,900 食
- ・ 災害対策従事者 約 1,800 人×1日3食× 3日分 = 約 16,200 食

本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

避難者+帰宅困難者+災害対策従事者=約 95,100 食

○「茨城県南部地震」への備蓄目標

避難者数は、約 18,000 人と予想されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約 19,900 人と想定される。

- ・ 避難者 約 18,000 人×1日3食×1.5日分 = 約 81,000 食
- ・ 帰宅困難者 約 19,900 人×1日3食× 1日分 = 約 59,700 食
- ・ 災害対策従事者 約 1,800 人×1日3食× 3日分 = 約 16,200 食

本市が必要とする備蓄量の目標は以下のとおり。

避難者+帰宅困難者+災害対策従事者=約 156,900 食

□市の備蓄計画

茨城県南部地震に対する備蓄目標である約 156,900 食については段階的に備蓄するものとし、不足分については協定等による調達で対処するものとする。

また、乳児へのミルクについては、3日分は本市が備蓄し、それ以降分については協定等による調達で対応する計画である。

□県の備蓄計画

県では、地震被害想定調査で想定した「東京湾北部地震」によるピーク時避難人口の3日分に相当する量を目標として、県、市町村及び住民が備蓄するものとしている。

供給対象者	県・市町村	住民
避難住民	1.5日分（合計3日分）	3日分
災害救助従事者	3日分	—

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから地震災害に備えて食料を最低3日間（推奨1週間）分備蓄するよう啓発する。

(3) 食料の調達

食料の調達は、必要数量等を把握のうえ、あらかじめ市が備蓄する物資以外に、保存できないものについても検討し、調達数量、品目、調達先、輸送方法、その他必要事項等についての調達計画を策定する。

特に備蓄するには不適當なもの（主に保存できないもの）については、今後市内の生産者、農業協同組合、生活協同組合、その他販売業者等と十分協議し、その協力を得るとともに、業者と物資調達に関する契約及び協定を締結するなど物資の確保に努める。

また、災害時の食料及び生活必需品等の物資の輸送拠点として、集積場所の整備を図るとともに市域の輸送業者と十分協議し、協定を締結するなど輸送力の確保に努める。

(4) 備蓄品の管理

備蓄品の点検を定期的実施し、また、計画的な入れ替えを行い、品質管理及び機能の維持に努める。

◇ 『【資料編(1)】第15「備蓄品等保管場所一覧」』参照

◇ 『【資料編(1)】第16「備蓄品一覧」』参照

(5) 炊き出し実施体制の整備

災害時における食料の炊き出しについては、炊き出し実施場所となる小中学校の給食施設を活用し、給食担当職員を中心に社会教育関係団体及びボランティアによる要員の確保を図る。

なお、現有炊き出し施設は都市ガスを使用しており、災害時に都市ガスの供給が停止した場合災害協定を締結しているガス事業者に要請する。

1.3 生活必需品等の確保

(1) 備蓄量の推定

生活必需品の公的備蓄とともに、協定業者から速やかに調達することで対応し、状況により県等に応援を要請する。

なおかつ、不足するときは、救援物資として広く援助を求める。協定業者にお願いする生活必需品に関しては、品目及び量についての計画を今後定めていく。

備蓄必要量は、以下のような方法で定めていく。

□生活必需品の備蓄量の想定

○「東京湾北部地震」への備えの場合

避難者数は、約4,000人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約20,300人と想定される。

毛布・保温シート（公的備蓄）

4,000人分の毛布と20,300人分の保温シートの備蓄を目標とする。

生活必需品等

避難場所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について24,300人分の応急分を備蓄する。

それ以上については、協定等による調達を予定する。

○「茨城県南部地震」への備えの場合

避難者数は、約18,000人と想定されている。これに加えて市内で帰宅困難となる人が約19,900人と想定される。

毛布・保温シート（公的備蓄）

避難者数37,900人分の毛布又は保温シートの備蓄を目標とする。

生活必需品等

避難場所等で一時的に生活するために必要な照明、燃料類、生活必需品等について37,900人分の応急分を備蓄する。

それ以上については、協定等による調達を予定する。

(2) 個人備蓄

各家庭において、日ごろから災害に備えて、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等の生活必需品等を最低3日間（推奨1週間）分備蓄するよう啓発する。

(3) 災害時民間協力体制の整備

災害時必要物資は、災害時にどの程度のレベルの救援を実施するかによって質・量共に大きく変わってくるが、物資の確保は基本的には緊急度、重要度の高いもの、即時調達の困難なものについて最低限の備蓄をする。

それ以外のものについては、次のような体制を整える必要がある。

□民間との協力体制

- あらかじめ関係団体（企業）との間に協定を締結する。
- 在庫の優先的供給を受けることのできる量を毎年、把握確認する。
- 災害発生時の生活必需品等の輸送手段や搬送場所についての確認を行い、訓練等により検証していく必要がある。

(4) 供給品目の検討

災害救助法が適用された場合の生活必需品等の種類は、原則として定められているが個々の品目については、ある程度変更することが可能とされている。

従って、各市町村の災害時に必要とした品目や実際に供給した品目の事例を参考に、平常時から供給品目について検討しておく。

特に、乳児や高齢者等の要配慮者及び女性にも配慮した物資等についても供給できるよう備蓄していく。

2. 防災用資機材等の備蓄 ⇨ 『市長公室』

《課題》

発災時における救出救護活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材の備蓄を図るものとする。

《方策》

本市の防災用資機材の備蓄は、以下の方策をもって推進する。

防災用資機材等の備蓄

2.1 防災用資機材等の備蓄

発災時における救出救護活動等の迅速かつ適切な活動を確保するために必要な資機材について備蓄を図るものとする。

備蓄の数量については、各避難場所の収容人員の計画値等を目標に計画する。

□備蓄品目

- 浄水装置
- 発電機
- 炊飯器
- かまどセット
- 非常用飲料水袋
- 投光機
- 懐中電灯
- 防水シート
- 簡易トイレ
- 仮設トイレ
- 移送用具（リヤカー、担架等）
- 救出用資機材（バール、ジャッキ、のこぎり等）等
- 道路、河川、下水道などの応急復旧活動に必要な資機材（土のう袋等）

3. 石油類燃料等の調達体制の整備 ⇨ 『市長公室、総合政策部』

《課題》

災害時に特に重要な施設を確保するとともに、石油類燃料等の調達体制を整備することは重要である。

このため、市は、石油類燃料等の確保及び調達体制に関する整備を推進する。

《方策》

本市の石油類燃料等の調達体制の整備は、以下の方策をもって推進する。

石油類燃料等の調達体制の整備

3.1 石油類燃料等の調達体制の整備

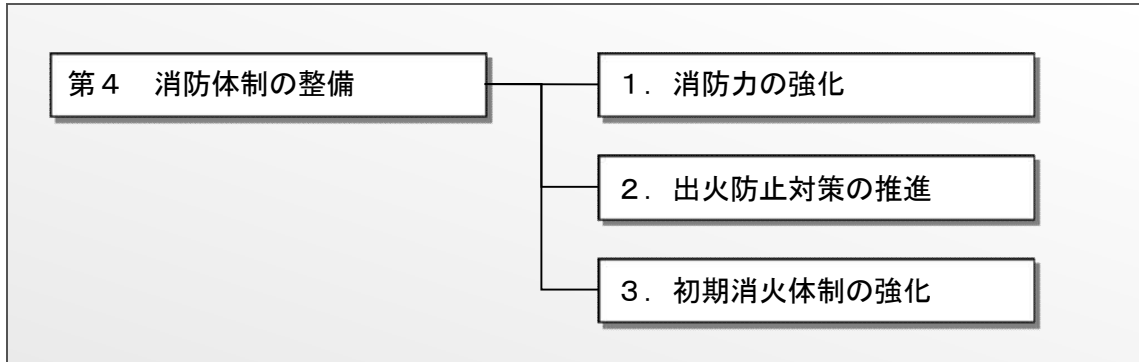
病院（災害拠点病院）、防災拠点など災害時に特に重要な施設で、市が指定する施設に対し、災害時における人員及び物資等の輸送、公用車輛等に必要な石油類燃料等の調達、非常用電源（自家発電設備等）や非常用通信手段の整備ができるよう市内の供給業者との協定締結に努め、平時から連絡調整を行い、災害時における石油類燃料等の調達の確保に努める。

第4

消防体制の整備

地震に伴い発生する火災は、同時多発的に発生し、さらに、発災時の気象状況や市街地の状況によっては広範囲に延焼し、甚大な被害をもたらすおそれがある。

地震火災や大規模火災による被害をできるだけ少なくするためには、日ごろからの出火防止を基本とした予防対策の推進が極めて重要である。



1. 消防力の強化 ⇨ 『消防本部』

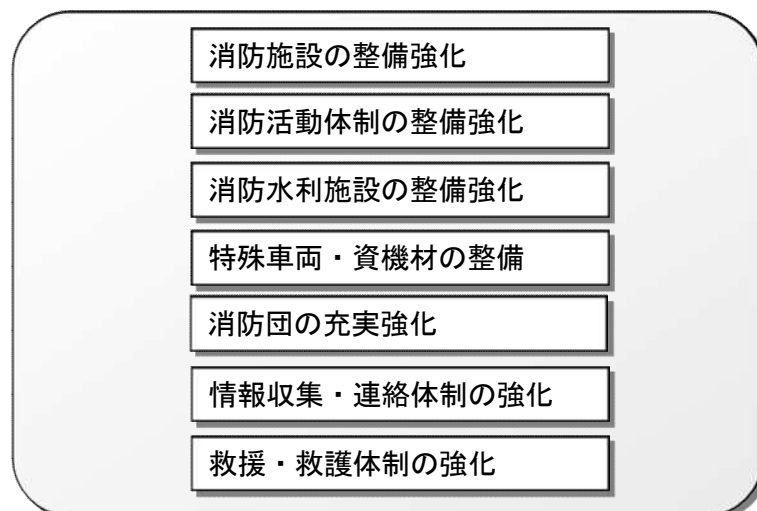
《課題》

大地震による同時多発火災や大規模火災の際には、市民及び事業所等の協力により、出火防止と初期消火の徹底を図っても各種の制約が発生し、通常の消防活動を実施することが困難となり、相当数の延焼火災の発生が予想される。

そのため、万全な延焼防止のためには、人命の安全確保を重点とした消防力の整備強化とともに、消防体制の整備を推進する。

《方策》

本市の常備消防及び消防団の消防力の強化は、以下の方策をもって推進する。



1.1 消防施設の整備強化

火災、救助、救急などの消防活動の拠点となる消防本部、消防署所等の消防施設は、平常時の業務活動に加え、地震等の大規模自然災害が発生した場合には、消防活動拠点として重要な役割を果たすことから、地震・浸水等の対策を進めていくことが必要である。

消防施設には、昭和56年の新耐震基準以前に建築された施設があることから、計画的かつ重点的な耐震化を図るほか、ライフラインの長期途絶や浸水による電源設備等の使用不可能な事態に備え、非常用発電機の機能強化や電源設備の浸水対策に努める。

併せて、新型コロナウイルス感染症の流行時においては、業務の継続が困難となった消防本部が生じるなど、感染症流行時における消防力の維持・確保が課題となったことから、感染症流行時においても適切に業務が継続できるよう、仮眠室の個室化などの施設及び設備の整備により、万全な感染症対策が講じられるよう努める。

1.2 消防活動体制の整備強化

大規模な火災、救助、救急の各種事案に対応するため、資機材の充実及び救急救命士の養成と併せ救急医療機関との連携を図る。

また、地震規模、地域、風速等を考慮した火災等の被害予測に対応した諸計画の見直しを行い、職員を訓練し、震災時の活動要領の習熟を図るとともに、隣接地域の市町との連携を深め、消防力の整備強化を図る。

消防通信システムや消防救急デジタル無線などの維持管理に努め、情報通信体制の整備強化を図る。

なお、広域災害情報の一元化、通報受信・応援体制の強化、指令設備のコスト縮減などの効率的で効果的な運用を図る観点から、東埼玉消防指令業務共同運用協議会（6市1町に構成する消防本部：越谷市、三郷市、吉川松伏消防組合、春日部市及び草加八潮消防組合）において、共同指令センターを運用する。

◇『【資料編(2)】第1「消防本部組織機構図」』参照

1.3 消防水利施設の整備強化

災害発生直後は、水道管の破損等により消火栓の使用が制限されることが予測されるため、防火水槽など消火栓以外の消防水利の機能の確保を図る。

◇『【資料編(1)】第17「消防水利設置状況（設置数）」』参照

□防火水槽の整備

既存防火水槽の更新(耐震化)、長寿命化、耐震性貯水槽や耐震性のある防火水槽の整備に努め、消防水利の適正な維持管理を図る。

□自然水利の確保

河川、水路、ため池等については、災害時に消防用水として活用できるよう計画する。

1.4 特殊車両・資機材の整備

現有する救急自動車や消防ポンプ自動車等の更新整備を図り整備指針を超える車両整備も検討するとともに、災害時に機動力を発揮する救助工作車、資材運搬車等の特殊車両の機能強化に努める。

また、特殊車両の増強に併せ、各種消防活動用資機材の増強整備を図り、消防力の強化充実を図る。

⇒ 『【資料編(1)】第18「消防車両配置状況」』参照

1.5 消防団の充実強化

現有する消防ポンプ自動車を更新整備し機能強化を図るとともに、災害時における消防団の初動体制の強化、常備消防との連携及び自主防災組織等との協力体制の充実を図る。

また、消防団車庫の整備及び地域における消火、救助救援活動の充実を図る。

⇒ 『【資料編(1)】第19「消防団編成状況」』参照

1.6 情報収集・連絡体制の強化

被害を最小限にとどめるため、効果的な消防力を整備するとともに、災害活動の根幹となる被害情報の正確かつ迅速な収集・伝達体制を整え、各活動部隊の効率的な運用をはじめとする消防機関の活動体制の整備を図る。

1.7 救援・救護体制の強化

大規模災害の発生時は、本市の消防力では対応が困難となる。広域的な応援が必要になると予測されるため、他の防災関係機関と連携を図り、救援・救護体制の整備を図る。

2. 出火防止対策の推進 ⇨ 『消防本部』

《課題》

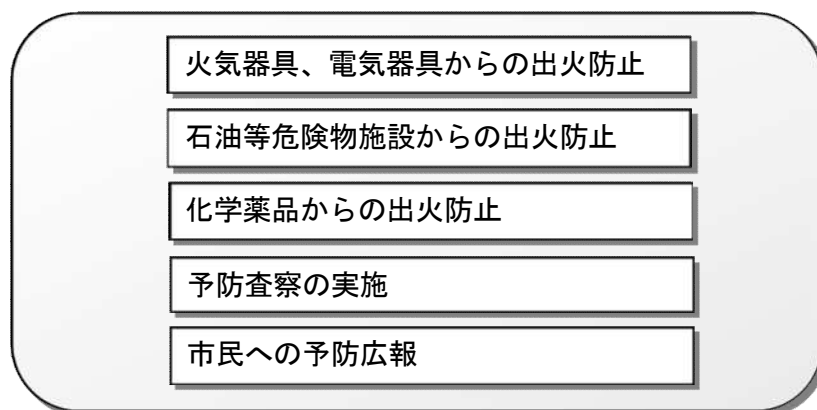
災害発生直後の出火要因には、ガス、石油、電気等の火気使用設備・器具、危険物施設、化学薬品からの出火がある。

そのため、出火防止対策として、出火の危険につながる要因についての安全化対策の推進、市民の防災知識の普及及び防火意識の高揚を図る等の施策を実施し、災害発生直後における出火をできる限り防止する。

《方策》

火災の予防は、対震自動ガス遮断装置等のハード的な予防対策のみならず、学校や研究機関における化学薬品の適正管理等のソフト的な予防対策も併せ、総合的な出火防止対策を推進する必要がある。

本市の出火防止対策は、以下の方策をもって推進する。



2.1 火気器具、電気器具からの出火防止

火気器具等は、過熱防止装置、対震自動遮断装置、対震自動消火装置等の安全装置付きが普及してきているが、ライフラインの復旧に伴う電気器具等からの出火を防止するため、感震ブレーカーの設置や、地震後はブレーカーを落としてから避難することなどの普及啓発を積極的に推進する。

2.2 石油等危険物施設からの出火防止

市内にある危険物施設等からの出火防止を図るため、危険物取扱者や保安監督者を中心とした保安管理体制を確立し、施設の維持管理に努めるよう指導する。

また、随時、消防職員による立入り検査を実施し、危険物の安全確保を図るため指導する。

2.3 化学薬品からの出火防止

学校、研究所及び事業所等で保有する化学薬品は、地震により棚等から落下したり、容器が破損しての出火の危険性が大きいため、これらの安全策を講ずるとともに、特に混合混触による出火の危険性のある化学薬品は、分離して保管するなどの適切な維持管理をするように指導する。

2.4 予防査察の実施

市内にある危険物等を貯蔵又は取り扱っている事業所等に立ち入りによる予防査察を行い、当該防火対象物の位置、構造及び設備並びに管理状況を把握しておくとともに、火災予防上の不備・欠陥事項については是正指導を行う。

2.5 市民への予防広報

市民の防災知識の普及、向上及び防災思想の高揚を図るため、市広報紙への掲載、懸垂幕、ポスター掲示等を実施する。

一般家庭の住宅防火診断を実施し、家庭内からの出火防止、初期消火、安全避難等について指導する。

3. 初期消火体制の強化 ⇨ 『 消防本部 』

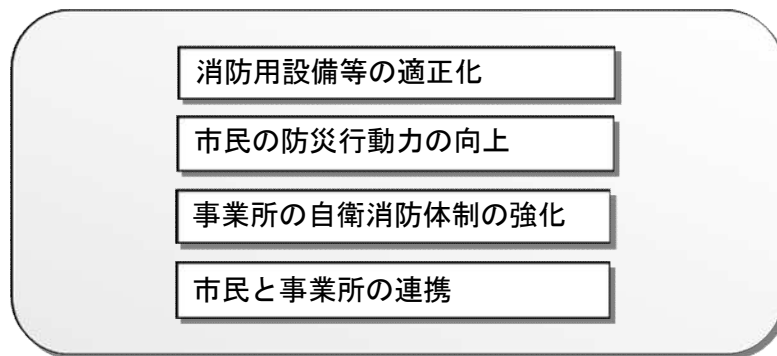
《課 題》

災害直後の延焼火災を防止するためには、初期消火とともに出火の未然防止対策が重要である。

このため、消防用設備等の適正化、家庭、事業所及び地域における自主防災体制の充実強化、並びに防災教育、防災訓練を通し市民の防災行動力を高め、初期消火体制の確立を図る。

《方 策》

本市の初期消火体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



3.1 消防用設備等の適正化

消防用設備等の適正な設置指導を行うとともに、防火対象物に設置された消防用設備等が、有効に機能するよう維持管理の徹底を図る。

3.2 市民の防災行動力の向上

市民の防災意識・行動力等を調査分析して、初期消火等の防災行動力を把握するとともに、市民一人ひとりの防災行動力を高め、自治会等を単位として自主防災組織の訓練指導を行い、組織的に災害に立ち向かう防災行動力の向上を図る。

3.3 事業所の自衛消防体制の強化

消防本部は、災害時における事業所の自衛消防体制を確立するため、防火管理者の選任義務がある事業所に消防計画を作成させるとともに、各種訓練、指導を通して防災行動力の向上を促進する。

また、事業所相互間の協力体制を高めるとともに、保有する資機材を活用し、地域との共同体制づくりを推進する。

防火管理者選任義務対象の事業所はもとより、選任義務のない小規模事業所においては、職場の組織を機能的に活用して、出火防止に対する職場内の体制の確立を促進する。

3.4 市民と事業所の連携

計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を実施し、市民の防災行動力を一層高めるとともに、家庭、自主防災組織及び地域の事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実、強化を図る。

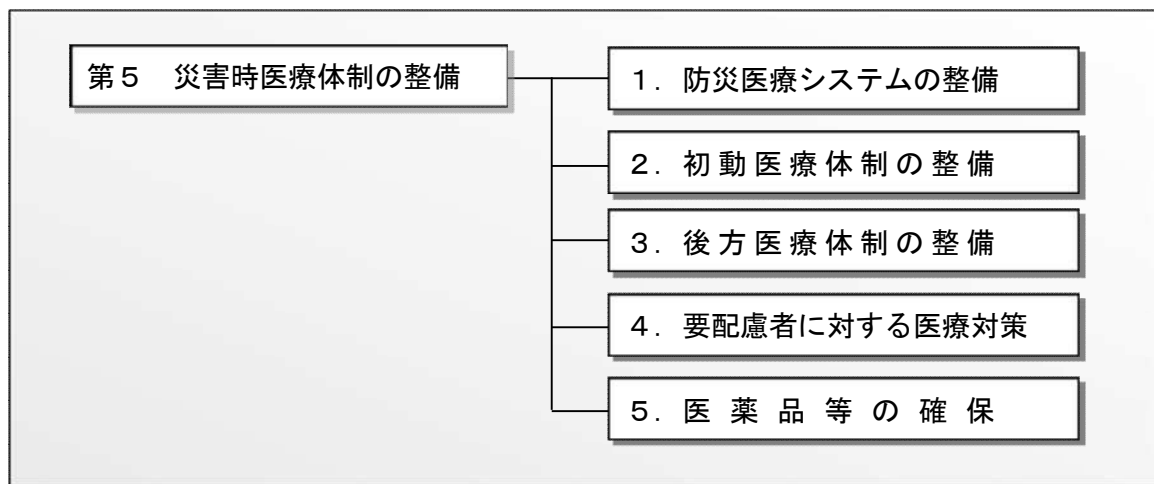
第5

災害時医療体制の整備

本市では、茨城県南部地震が発生した場合、重軽傷者あわせて661人の負傷者が発生すると予想されており、これらの負傷者が特定の医療機関に集中した場合は、医療機能の低下や医薬品の不足等も予想される。

このため、災害時における応急医療体制を確保するため、平常時より医療情報の連絡体制、初動及び後方医療体制、要配慮者に対する医療対策、医薬品等の確保について整備を図る必要がある。

医療体制の整備を推進するための必要な施策を以下に示す。



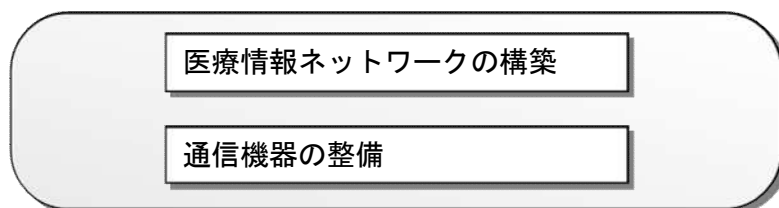
1. 防災医療システムの整備 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

《課題》

災害時における市災害対策本部、医療救護所、医療機関及びその他関連する防災関係機関との十分な情報連絡機能を確保するため、平時から医療情報の連絡体制の整備を図る。

《方策》

本市の防災医療システムの整備は、以下の方策をもって推進する。

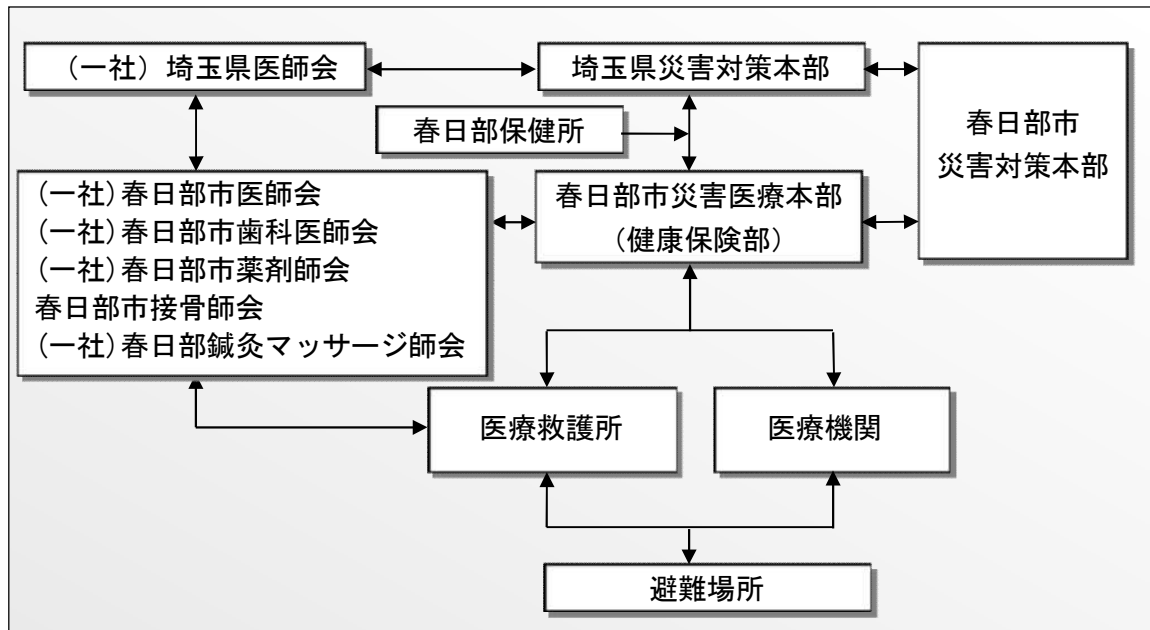


1.1 医療情報ネットワークの構築

市災害対策本部、医療救護所、医療機関及び防災関係機関は、広域災害救急医療情報システム（EMIS）を活用し、医療情報を迅速に収集・伝達する。

医療情報の連絡網の全体構成は次のとおりである。

【 医療情報の連絡網 】



1.2 通信機器の整備

医療救護所及び医療機関を含めた災害時に医療情報を迅速かつ的確に収集・伝達ができる通信手段の整備を図る。

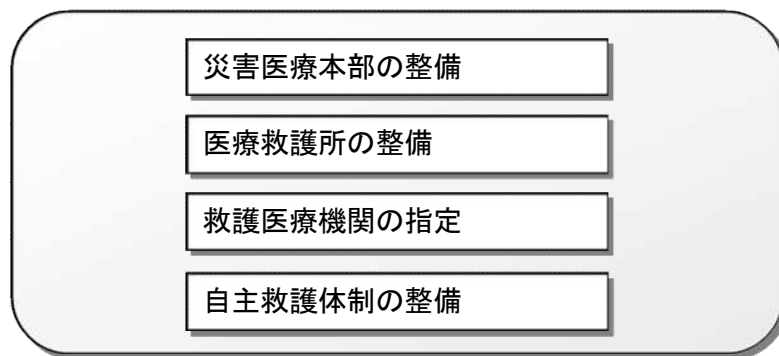
2. 初動医療体制の整備 ⇨ 『健康保険部、医療センター、消防本部』

《課題》

初動期の医療は、発災直後の負傷者あるいは災害により医療サービスを受けられなくなった者に対し、応急的な処置を実施するものである。交通手段や通信網が途絶することを想定し、可能な限り被災地の周辺で救急医療が円滑に実施できるように、医療救護所の設置、医療救護班の編成などの初動医療体制について「春日部市災害時医療救護マニュアル」を平成30年3月に策定している。今後も、具体性かつ実効性の確保に向け、更なる整備を図る。

《方策》

本市の初動医療体制の整備は、「春日部市災害時医療救護マニュアル」に基づき、以下の方策をもって推進する。



2.1 災害医療本部の整備

(1) 設置場所

災害医療本部は、災害対策本部と連携を図り、災害発生時における医療救護活動の中心となることから、春日部市役所に設置する。

(2) 資機材等の設置

平時から本部運営に必要な備品や資機材等を計画的に整備し、維持・管理に努める。

(3) 通信機器

医療救護所 I P 無線機の配備を進める。

2.2 医療救護所の整備

(1) 配置数及び配置場所の選定

医療救護所は、地域の状況、交通状況、救急医療機関、医療関係者の人員数等の状況を考慮し、避難所開設場所等から5か所を選定し配置する。

(2) 資機材等の整備

医療救護所の運営に必要な医薬品、衛生材料、医療器具、及び応急処置に使用する救急キットなどの資機材等を計画的に整備し、各施設管理者と協力して維持・管理に努める。

2.3 救護医療機関の指定

市は、災害時の救護医療機関を、医師会と協議し指定する。

なお、本市の県指定救急告示医療機関は春日部市立医療センターをはじめ8施設である。

【 救急告示医療機関（埼玉県指定（春日部市関連）） 】

施設名	所在地	電話番号 (048)	診療科目	病床 総数
春日部市立 医療センター	中央 6-7-1	735-1261	内、血液内科、神内、糖尿病・代謝内科、 外、小、消化器外科、小外、整、形、脳、皮、 産婦、眼、精神神経科、放、麻、耳、泌、歯 外、呼内、呼外、循内、消内、ペイン内、乳 腺外科、病理診断科	363
医療法人梅原病院	小湊 455-1	752-2152	外、肛、胃、内、呼、整	126
秀和総合病院	谷原新田 1200	737-2121	内、呼内、循内、消内、肝臓内科、糖尿病内 科、内分泌内科、腎臓内科、神内、内視鏡 内科、人工透析内科、アレルギー疾患内 科、リウ、外、呼外、消化器外科、乳腺外 科、整、脳、形、肝臓外科、食道外科、大腸 外科、内視鏡外科、皮、泌、婦、眼、リハ、 放、放射線診断科、麻、病理診断科、臨床 検査科、救急科	350
医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	緑町 5-9-4	736-1221	内、外、整、呼、循、消、脳、形、泌、麻、皮、 眼、耳、婦、心血、神内、糖尿病・代謝内 科、放、緩内、腎内、リハ、血液内科、 腫瘍内科	404
みくに病院	下大増新田 97-1	737-1212	外、内、脳神内、消化器外科、消内、整、循 内、大腸・肛門外科、リハ、皮	48
医療法人社団嬉泉会 春日部嬉泉病院	中央 1-53-16	736-0111	内、循、外、リウ、腎内、糖尿病内科、 消内、感染症内科、人工透析内科、泌	60
医療法人社団全仁会 東都春日部病院	大畑 652-7	739-2000	内、外、整、消内、小、泌、脳、皮、形、肛、循 内、アレ、リハ、人工透析内科	184
医療法人光仁会 春日部厚生病院	緑町 6-11-48	736-1155	内、整、泌、皮、形、リハ、脳	190

資料) 市町村別病院・救急診療所名簿（春日部市）（令和4年4月1日現在、埼玉県保健医療部医療整備課）

2.4 自主救護体制の整備

自主防災組織等は、軽傷者に対しては避難場所や医療救護所等においても応急救護活動を行えるように自主救護体制の整備に努める。

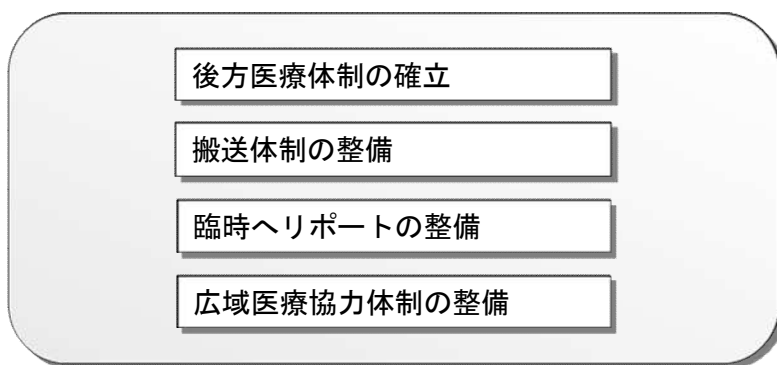
3. 後方医療体制の整備 ⇨ 『健康保険部、医療センター、消防本部』

《課題》

医療救護所では対応できない重傷者や特殊医療を要する患者を後方医療機関へ搬送する体制を整備する。

《方策》

本市の後方医療体制の整備は、以下の方策をもって推進する。



3.1 後方医療体制の確立

市は、救護医療機関では対応できない重傷患者や、高度救命処置が必要な患者等を治療対応する救命救急センターや災害拠点病院を中核とした後方医療の体制について、県との協議の上確立を図る。

⇨ 『【資料編(1)】第28「救急救命センター一覧」』参照

⇨ 『【資料編(1)】第29「災害拠点病院一覧」』参照

3.2 搬送体制の整備

医療救護所から市内医療機関への負傷者の搬送（一次搬送）、あるいは市外への広域搬送（二次搬送）が必要な負傷者を想定して、公用車、救急車、ヘリコプター等を利用した搬送手段について、事前に関係機関と協議・調整を図る。

□搬送順位

負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ搬送順位の基準を定める。

□搬送経路

負傷者の搬送に当たっては、あらかじめ安全で迅速な搬送が可能な経路を定める。

3.3 臨時ヘリポートの整備

市では、交通途絶状況下での輸送力の確保のため、臨時ヘリポートを設置する。

⇨ 『【資料編(1)】第20「臨時ヘリポート指定地」』参照

3.4 広域医療協力体制の整備

本市では茨城県南部地震によって661人の負傷者が発生すると予想されており、この場合医師、看護師等の不足や医薬品及び医療資機材の不足等の問題が生じる可能性がある。

このため、広域医療協力体制について、県内外の自治体との相互応援協定に基づき、円滑な協力体制の整備に努める。

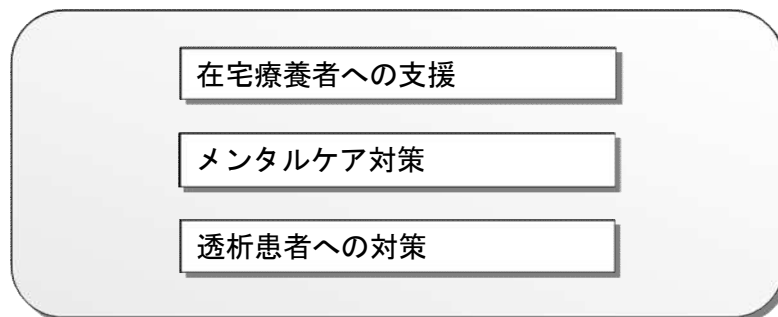
4. 要配慮者に対する医療対策 ⇨ 『健康保険部、医療センター、福祉部、こども未来部』

《課題》

避難所や被災家屋での長期にわたる不自由な生活は、被災市民の心身に様々な影響を与えることが考えられる。特に寝たきりの高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人住民等の要配慮者への影響が大きく、このため、心身への健康障害の発生や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための医療対策の推進に努める。

《方策》

本市の要配慮者に対する医療対策は、以下の方策をもって推進する。



4.1 在宅療養者への対策

(1) 在宅療養者の情報整備

在宅療養者の所在地、氏名、病状等に関する情報の整備を推進する。

(2) 巡回健康相談体制の整備

保健師等による在宅療養者に対する巡回健康相談等を実施する体制の整備に努める。

4.2 メンタルケア対策

被災のショックや長期の避難生活は、被災住民に大きなストレスを与えることとなるため、被災住民に対するメンタルケアが必要である。このため、医師会等関係機関と協力しメンタルケア体制の整備を図る。

4.3 透析患者への対策

透析患者の医療を確保するため、透析患者の把握、専門医療機関の受け入れ体制、給水量の確保、患者の搬送などの協力体制について、医師会等関係機関と協議を行い、整備を図る。

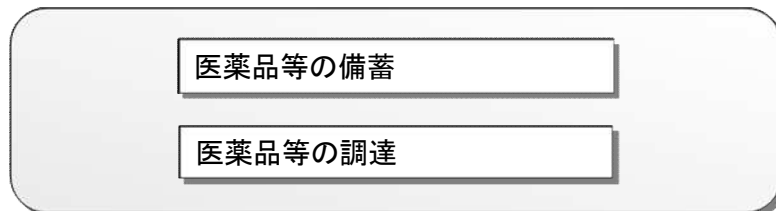
5. 医薬品等の確保 ⇨ 『健康保険部、医療センター』

《課題》

災害時に、医薬品等の確保に関する必要な対策を推進する。

《方策》

本市の医薬品の確保は、以下の方策をもって推進する。



5.1 医薬品等の備蓄

市は、災害時に医療救護班、医療機関が使用する医薬品等の備蓄、メンテナンス等を実施する体制に実効性が確保されるよう、医師会・薬剤師会等関係機関と継続的に協議を行う。

5.2 医薬品等の調達

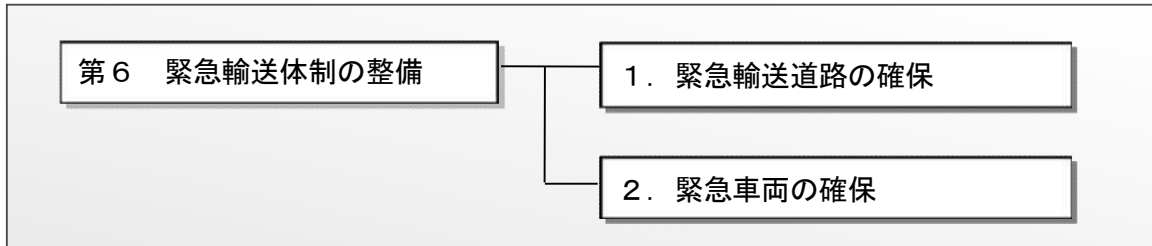
市は、災害時において医薬品等の不足が生じることのないよう、医薬品卸売業者等との協定に基づき、調達体制の整備を図る。

第 6

緊急輸送体制の整備

災害時の効率的な緊急輸送を実施するため、地域の状況に基づいて、あらかじめ埼玉県、近隣市町、防災関係機関及び関係団体と協議の上、市内の各防災拠点を結ぶ道路を選定し、緊急輸送道路として指定する必要がある。また、物資や人員の緊急輸送を効率的に実施するため、輸送車両の確保を図る必要がある。

緊急輸送体制の整備を促進するための必要な施策を以下に示す。



1. 緊急輸送道路の確保 ⇨ 『 市長公室、建設部、都市整備部 』

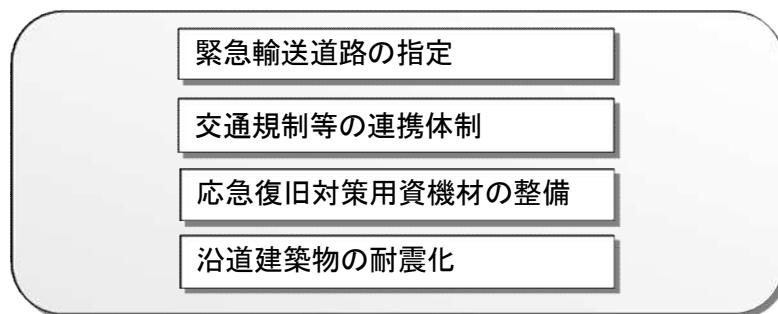
《課 題》

災害時において、救援・救護活動等の必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。

このため、市は、災害時に緊急輸送に用いる道路を指定するとともに、交通規制の実施及び緊急輸送道路の応急資機材に関する整備を推進する。

《方 策》

本市の緊急輸送道路の確保は、以下の方策をもって推進する。



1.1 緊急輸送道路の指定

県は、一般国道 4 号、同バイパス、一般国道 16 号の 3 路線、及び主要地方道さいたま春日部線、主要地方道春日部菖蒲線の 2 路線を災害時には最優先して復旧される道路として、それぞれ第一次特定緊急輸送道路、第二次緊急輸送道路に指定している。

市は、地区防災拠点及び地区拠点避難場所等の配置をもとに、これらの県指定の緊急輸送道路を中核に、災害時における救援・救護活動などに必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するための道路について、緊急輸送道路として指定する。

⇨ 『【資料編(1)】第 21「緊急輸送道路一覧」』参照

1.2 交通規制等の連携体制

市は、効果的な緊急輸送を実施するために、緊急輸送道路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集し、緊急輸送の実施者からの問い合わせ等に対する的確に情報伝達ができる体制を、埼玉県及び防災関係機関との連携の上で整備に努める。

1.3 応急復旧対策用資機材の整備

市は、災害時の緊急輸送道路の応急復旧対策活動を迅速に実施するための人員及び資機材の確保を目的として、平常時から応急復旧対策用資機材の整備を推進する。

1.4 沿道建築物の耐震化

災害時に救命活動や物資輸送を行う緊急輸送道路の機能を確保するため、沿道建築物の耐震化を図る。

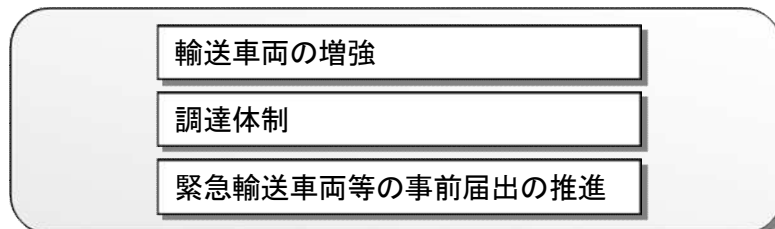
2. 緊急車両の確保 ⇨ 『 市長公室、財務部 』

《課 題》

災害時の応急対策において、人員及び物資の輸送をはじめとする災害応急対策を迅速かつ円滑に実施することは極めて重要である。このため、市はこれを効率的に実施するため、輸送車両等の確保及び調達体制の整備を推進する。

《方 策》

本市の緊急車両の確保は、以下の方策をもって推進する。



2.1 輸送車両の増強

災害時に物資等の輸送手段として使用する車両については、現在、市が保有している車両の円滑かつ効率的な運用を図るとともに、今後、輸送車両の増強について長期的な観点から、本市と災害協定を締結している埼玉県トラック協会春日部支部と協力、連携を取りながら検討を進める。

2.2 調達体制

市は、緊急輸送をはじめとする災害応急対策に活用が想定される車両及び燃料等を、災害時に迅速に調達できるよう関係機関、関連企業等との協定締結等により協力体制を構築し、緊急輸送力の確保に努める。

2.3 緊急輸送車両等の事前届出の推進

市は、災害時に応急対策活動を円滑に実施するため、輸送車両等の埼玉県公安委員会への事前届出を推進する。

⇨ 『【資料編(1)】 第22 「市保有車両」』参照

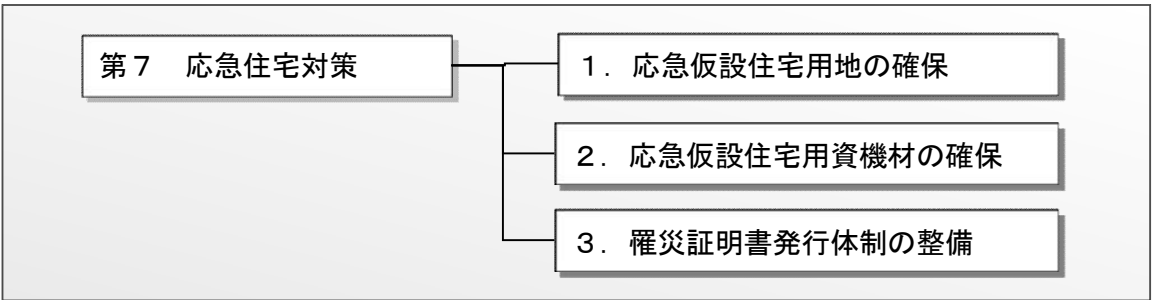
第7 応急住宅対策

災害により家屋を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対しては、一時的な住居の安定を図るため、速やかに仮設住宅を供給することが必要である。

県は災害救助法が適用され必要と認められる場合には、応急仮設住宅を設置し、また市はその設置場所、入居者の選定、管理等について県に協力する。

このため、想定被災世帯数に応じた応急仮設住宅を迅速に供給できるよう、設置場所、資機材及び人員の確保について検討するとともに、罹災証明書を速やかに発行する体制を整備することが重要である。

応急住宅対策を推進するための必要な施策を以下に示す。



1. 応急仮設住宅用地の確保 ⇨ 『 市長公室、財務部、都市整備部 』

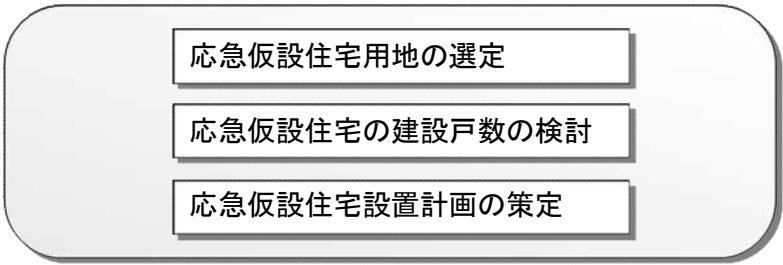
《課 題》

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地等から応急仮設住宅用地をあらかじめ選定、確保しておくことが重要である。

仮設住宅の用地は、被害が大規模となることを想定して、より多くの予定地を選定しておく必要がある。

《方 策》

本市の応急仮設住宅用地の確保は、以下の方策をもって推進する。



1.1 応急仮設住宅用地の選定

市は、速やかに仮設住宅を建設するため、市有地及び建設可能な私有地等の中から応急仮設住宅建設予定地をあらかじめ確保するものとする。そのため、以下に示す応急仮設住宅建設予定地の選定基準に従い建設に適当な予定地を選定する。

私有地については、地権者等との協定を結ぶなどの方策を検討する。

□予定地の選定基準

- 飲料水が得やすい場所
- 保健衛生上適当な場所
- 交通の便を考慮した場所
- 居住地域と隔離していない場所
- 既存生活利便施設が近い場所
- 造成工事の必要性が低い場所

1.2 応急仮設住宅の建設戸数の検討

応急仮設住宅の建設戸数は、想定地震による被害想定結果から得られた木造建物の全壊棟数、非木造建物の全壊棟数及び必要仮設住宅数を参考に検討する。

1.3 応急仮設住宅設置計画の策定

次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画を策定する。

- ・ 応急仮設住宅の着工時期
- ・ 応急仮設住宅の入居基準
- ・ 応急仮設住宅の管理
- ・ 要配慮者に対する配慮

2. 応急仮設住宅用資機材の確保 ⇨ 『都市整備部』

市は、(一社)プレハブ建築協会、市建設業界及び関係団体等との協力体制の強化を図り、応急仮設住宅用資機材の調達が円滑に進むように努める。

3. 罹災証明書発行体制の整備 ⇨ 『 市長公室、財務部 』

市は、罹災証明書を遅滞なく交付できるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部署を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。

市は住民に対し、家屋が被災した際には、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影しておくことについて普及啓発を図るものとする。

3.1 被害家屋調査員の登録

市職員（資産税課職員）及びボランティア調査員（民間の建築士、土地家屋調査士等）を事前に登録しておく。

3.2 判定基準等の研修

市は、民間建築関係組織の協力を得て、登録された調査員に対し県や民間建築関係組織が実施する調査方法や判定基準等の研修の情報等を提供し、これらへの積極的な参加を促進する。

判定基準については、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（内閣府（防災担当））」に基づくものとする。なお、これらの見直しが行われた場合は、常に更新されるものとする。

3.3 他都市の協力体制の確立

災害発生時、応援を求める他都市との相互協力体制をあらかじめ確立しておく。

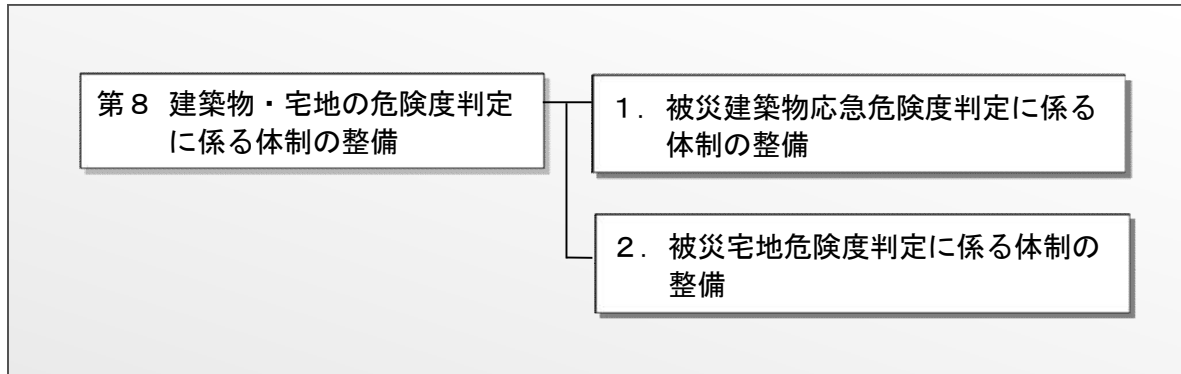
3.4 調査携帯物品等の備蓄

傾斜計、コンベックス等調査携帯物品を備蓄する。

第 8

建築物・宅地の危険度判定に係る体制の整備

被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判定は、地震により被災した建築物及び宅地を調査し、その後に発生する余震などによる建築物の倒壊や宅地の崩壊の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次災害を防止することを目的としている。



1. 被災建築物応急危険度判定に係る体制の整備 ⇨ 『都市整備部』

市は、地震発生後の余震等による建築物の二次災害の防止のための判定や、防災上重要な建築物の利用の可否等について判定を行い、震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び彩の国既存建築物地震対策協議会との協力体制により、被災建築物応急危険度判定体制の整備を図るとともに、本市の被災建築物応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備を図る。

2. 被災宅地危険度判定に係る体制の整備 ⇨ 『都市整備部』

市は、造成された宅地に対しても建築物の応急危険度判定と同様に、その危険度を判定することにより、二次災害の軽減・防止と震災後の応急復旧が順調に行われるように、あらかじめ近隣市町及び県との協力体制により、被災宅地危険度判定体制の整備を図るとともに、本市の被災建築物応急危険度判定士の緊急連絡体制の整備を図る。

第9

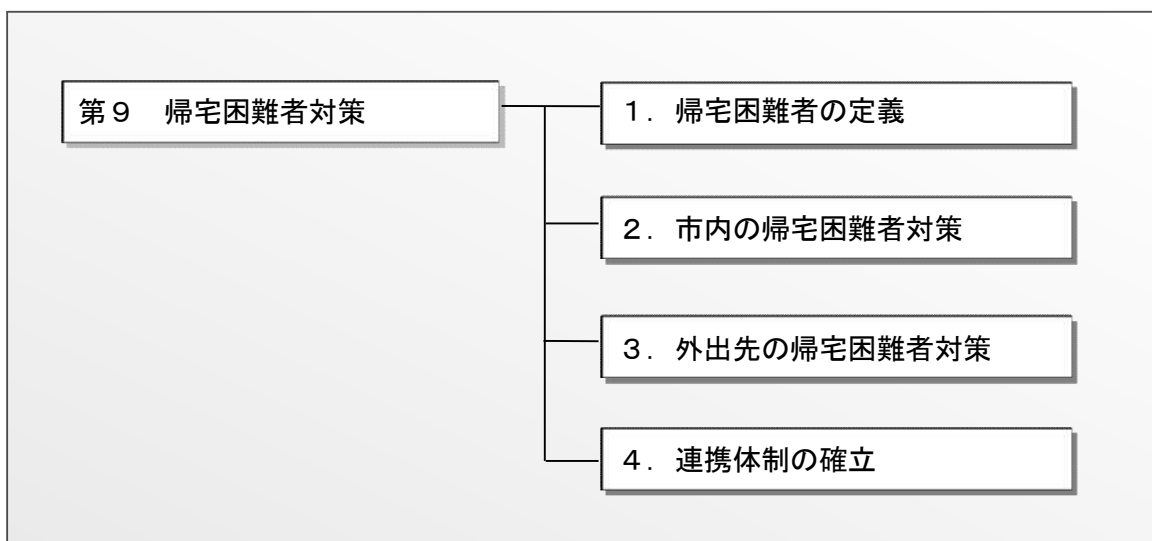
帰宅困難者対策

東日本大震災では、安全確認のため都内を含む広範囲で鉄道が運休したほか、幹線道路では大渋滞が発生し、路線バスの運行や代替輸送も困難になり、大量の帰宅困難者が発生した。

このような事態に対して、本市では初めて帰宅困難者対策を実施したが、関係機関との連携体制、支援施設の数や運営方法等、課題が浮かび上がり、帰宅困難者等対策を一層強化する必要性を顕在化させた。

これらのことから、今後起こりうる災害に備え、帰宅困難者に対して正確な情報提供、適正な誘導や対処など適切な支援を実施するため、帰宅困難になった場合の対処方法の啓発や、災害時における情報提供方法や徒歩帰宅者への具体的な支援策等を講じる。

帰宅困難者対策を推進するための必要な施策を以下に示す。



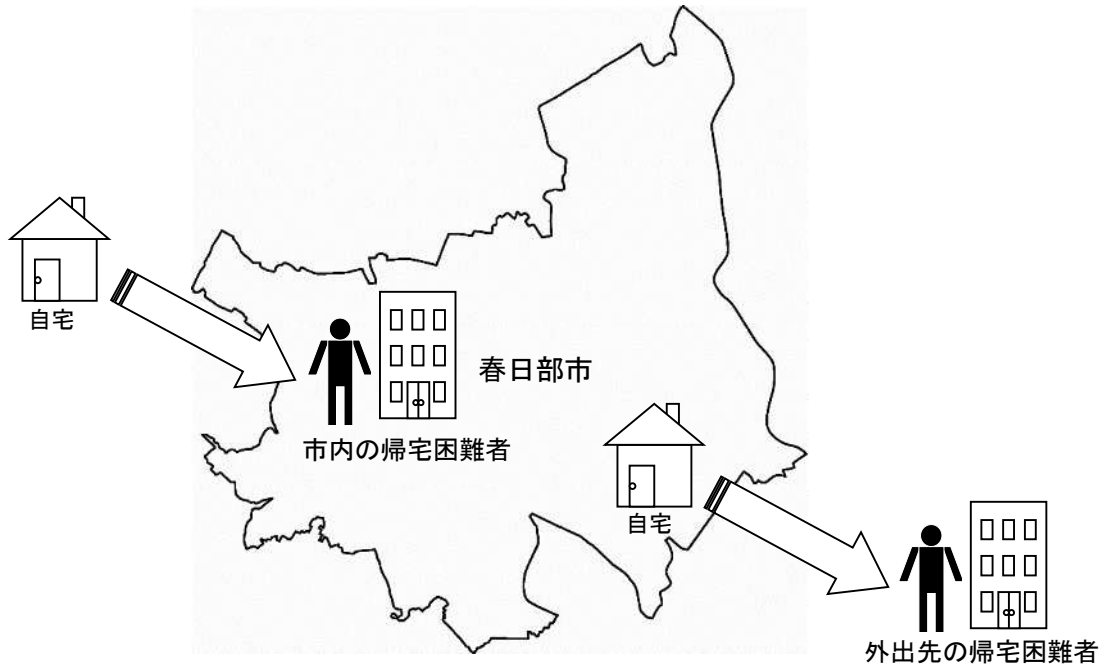
1. 帰宅困難者の定義 ⇨ 『市長公室』

地震などの大規模災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止するため、外出先で足止めされることとなる。

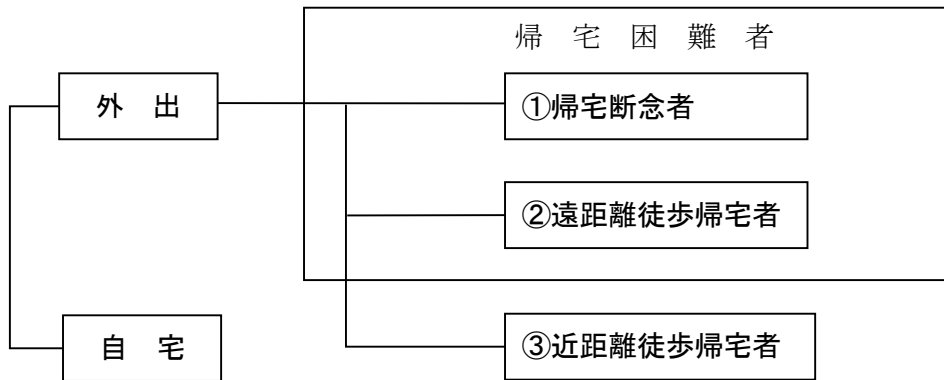
このため、徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、困難となる者をいう。

【本市における帰宅困難者の定義】

本市の帰宅困難者対策の対象は、市内で災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者（市内の帰宅困難者）、市外で災害時に交通機関等が広域に障害を受け、通常の帰宅ができなくなった者（外出先の帰宅困難者）に区分する。



中央防災会議の首都直下地震避難対策等専門調査会による、帰宅困難者の考え方は次のとおりである。



① 帰宅断念者：自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人

② 遠距離徒歩帰宅者：遠距離を徒歩で帰宅する人

③ 近距離徒歩帰宅者：近距離を徒歩で帰宅する人

出典：内閣府資料

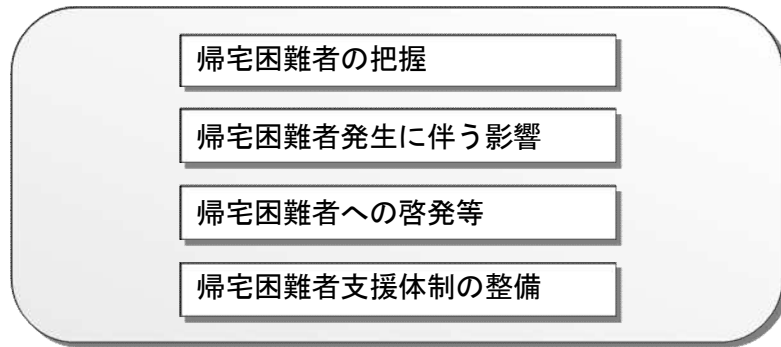
2. 市内の帰宅困難者対策 ⇨ 『 市長公室 』

《課 題》

多数の帰宅困難者への対応は、人命を最優先とした応急対策活動が行われる中であって、「公助」だけでは限界があり、「自助」や「共助」も含めた総合的な対応が不可欠である。

《方 策》

市内の帰宅困難者対策は、以下の方策をもって推進する。



2.1 帰宅困難者の把握

市内の帰宅困難者とは、春日部市外の在住者で春日部市に通勤・通学等で来訪している時に、災害が発生したために自宅に戻れなくなり、春日部市内に留まる人を指す。

「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成26年3月、埼玉県）によると、東京湾北部地震が発生した場合、市内の帰宅困難者数は最大で20,244人と想定されている。

□帰宅困難者数の算定方法（従来）

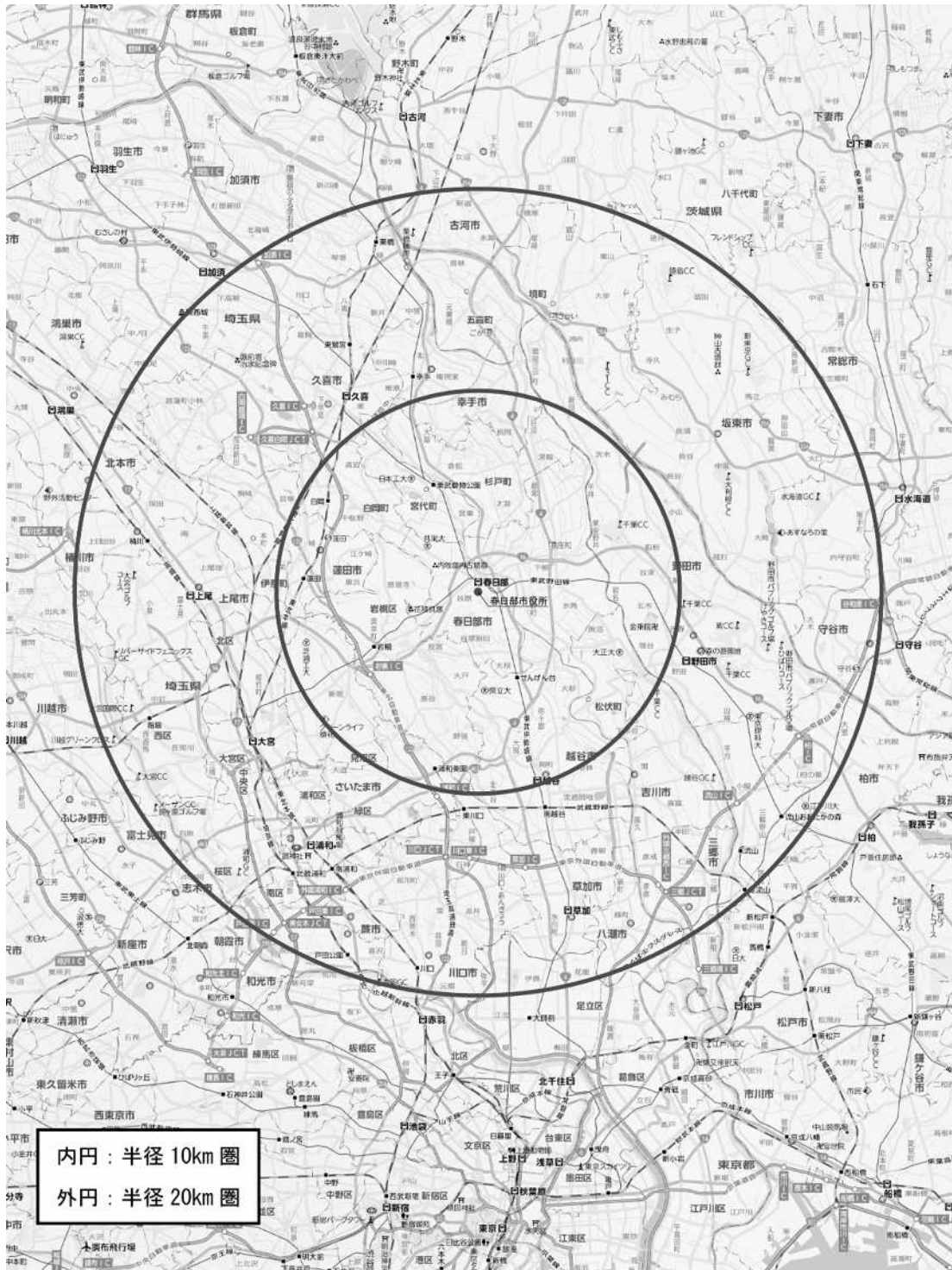
- 震度6弱以上となる地域の鉄道は停止し、この区間を通る交通は遮断されとしたこと。
- 帰宅経路は（市区町村間の距離）は庁舎間の距離で代表させるとしたこと。
- 帰宅距離10 km以内の者は、全員が徒歩による帰宅が可能としたこと。
- 帰宅距離10 km～20 kmの者は、1 km長くなる毎に帰宅可能者が10%ずつ低減するとしたこと。
- 帰宅距離20 km以上の者は、全員が帰宅不可能としたこと。

【 春日部市の流入人口と流出口 】

昼間人口	夜間人口	流入人口			流出口			昼夜間人口比率
		通勤者	通学者	計	通勤者	通学者	計	
196,819	229,792	26,133	5,388	31,521	58,381	6,113	64,494	85.7

資料) 国勢調査 (令和2年10月1日)

【 春日部市役所を中心とした半径 10 km、20 km圏内 】



【 春日部市からの各市区町村の距離 】

距離	都県	自治体名
10 km以内 <帰宅可能>	埼玉県	さいたま市見沼区、さいたま市岩槻区、越谷市、蓮田市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
10 km～20 km <一部帰宅困難>	埼玉県	さいたま市（見沼区、岩槻区以外）、川口市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、桶川市、久喜市、八潮市、三郷市、幸手市、吉川市、伊奈町
	茨城県	坂東市、五霞町、境町
	千葉県	野田市、流山市
20 km以上 <全員帰宅困難>	埼玉県	川越市、加須市、鴻巣市、志木市、北本市、富士見市、ふじみ野市、川島町、吉見町など
	茨城県	古河市、常総市、取手市、守谷市、八千代町など
	群馬県	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町など
	千葉県	市川市、船橋市、松戸市、柏市、我孫子市、鎌ヶ谷市など
	東京都	北区、板橋区、足立区、葛飾区、その他市区部
	栃木県	栃木市、小山市、野木町など

2.2 帰宅困難者発生に伴う影響

(1) 非居住者の増加

鉄道の運行停止に伴い市内において帰宅困難となる人が発生し、市外から本市に就業・通学等している約 20,300 人も市内において帰宅困難者となることが考えられる。

(2) 駅前滞留者の発生

春日部市では、市外から本市に通勤・通学等している約 20,300 人の帰宅困難者が発生すると予想されていることから、鉄道の運行停止により、春日部駅等では、帰宅できない駅前滞留者が発生し混乱する。

2.3 帰宅困難者への啓発等

(1) 事業所等への要請

職場や学校あるいは大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、次の点を要請する。

- 施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、水や食料等の備蓄、帰宅困難者対策計画の策定、水及び食料等や情報の入手手段の確保
- 災害時の水、食料や情報の提供、仮泊場所等の確保

(2) 徒歩帰宅の心得 7 カ条の普及

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなど内容を「徒歩帰宅の心得 7 カ条」の普及を図る。

【 徒歩帰宅の心得 7カ条 】

<留まる>

1. 連絡手段、事前に家族で話し合い
2. 携帯も、ラジオも必ず予備電池

<知る>

3. 日頃から、帰宅経路をシミュレーション
4. 災害時の味方、帰宅支援ステーション

<帰る>

5. 職場には、小さなリュックとスニーカー
6. 帰宅前には、状況確認
7. 助け合い、励まし合って徒歩帰宅

2.4 帰宅困難者支援体制の整備

(1) 一時滞在施設の確保

災害時において市内で帰宅困難になった滞在者の一時的な受け入れを行うための施設（以下「一時滞在施設」という。）を事前に指定しておくものとする。

一時滞在施設には、飲料水、食料、幟旗、看板等の必要な物資を備蓄する。また、公衆無線LANなど通信環境の整備に努めるものとする。

なお、指定避難所と一時滞在施設は兼ねることができる。

(2) 観光客への対策

観光施設や宿泊施設の協力を得ながら、地理に不案内な観光客に対して、避難場所の周知や安全の確保を図るための体制を整備する。

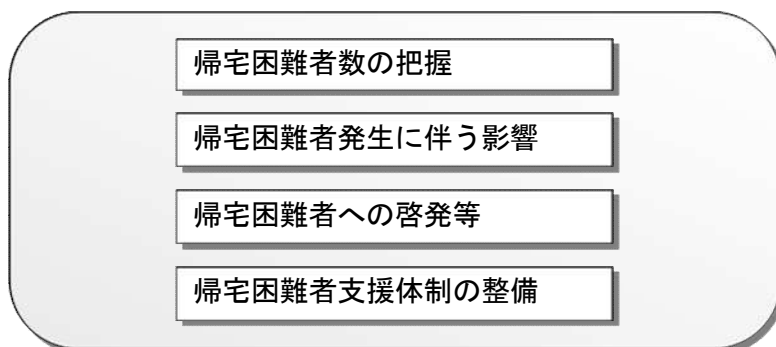
3. 外出先の帰宅困難者対策 ⇨ 『 市長公室 』

《課 題》

本市からは、毎日約 28,000 人（国勢調査、令和 2 年 10 月 1 日、以下同様）の市民が県外に通勤・通学（都内へは約 21,000 人）しており、首都圏で大規模災害が発生した場合には、多くの人が県外で帰宅困難になることが予想される。

《方 策》

外出先の帰宅困難者対策は、以下の方策をもって推進する。



3.1 帰宅困難者数の把握

外出先の帰宅困難者とは、春日部市民が県内の他市区町村や都内などに通勤・通学や私用などで外出し、外出先で地震が発生したために自宅に戻って来られなくなる人を指す。

本市から市外に通勤・通学している人は、毎日約 66,000 人であるが、そのうち県外には約 28,000 人、そのなかで都内に通勤・通学している人は、約 21,000 人となっている。

「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県）によると、本市における外出先の帰宅困難者数は、東京湾北部地震が発生した場合、40,181 人と想定されており、その多くが都内での帰宅困難者である。

【 帰宅困難者数想定結果 】

被害内容	単位	東京湾北部地震	茨城県南部地震	備考
外出先) 県内	人	11,464	11,391	夏 12 時
外出先) 都内	人	20,625	16,646	
外出先) 他県	人	8,093	7,872	
合計	人	40,181	35,910	
外出先) 県内	人	7,029	6,985	冬 18 時
外出先) 都内	人	12,647	10,207	
外出先) 他県	人	4,962	4,827	
合計	人	24,638	22,019	

資料) 「埼玉県地震被害想定調査 報告書」（平成 26 年 3 月、埼玉県）

注) 小数点以下、四捨五入の関係により、合計値が合わないことがある。

3.2 帰宅困難者発生に伴う影響

(1) 地域の災害対応力の低下

約 40,000 人の市民が帰宅できなくなることから、大規模地震の発生直後は、地域の災害対応力が低下する。

(2) 都内帰宅困難者

県外に通勤・通学している約 28,000 人の大部分は都内で帰宅困難となるが、都内全体では 517 万人が帰宅困難になるものと推計されており、都内での大混乱に巻き込まれる。

3.3 帰宅困難者への啓発等

(1) 市民への啓発

「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

- 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認
- 災害時の行動は、状況を確認して無理のない計画を立案、実施すること

(2) 災害用伝言ダイヤル等の P R

災害発生時には、一般電話や携帯電話等の電話がかかりにくい場合でも、安否等を確認できる災害用伝言ダイヤル 171 や災害用伝言板等の開設を行うため、平常時から安否等の確認方法について広報紙や市ホームページ、安心安全メール等により P R する。

(3) 徒歩帰宅の心得7カ条の普及

大地震が発生した直後の「むやみに移動を開始しない」の行動ルールとともに、日頃から帰宅経路のシミュレーションの実施や職場にリュックとスニーカーを準備するなど内容を「徒歩帰宅の心得7カ条」の普及を図る。（第9 2. 2.3 (2) 徒歩帰宅7カ条の普及の「徒歩帰宅7カ条」を参照）

3.4 帰宅困難者への情報提供

交通障害の発生により徒歩帰宅者が発生した場合、徒歩帰宅者に対し安全な帰宅経路選択のための道路情報の提供を行う。

4. 連携体制の確立 ⇨ 『 市長公室 』

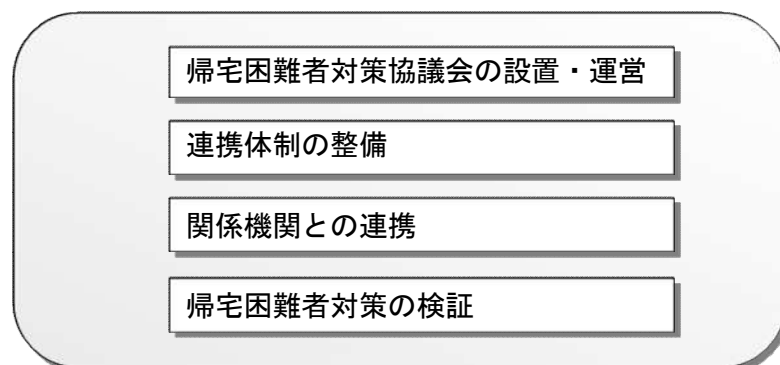
《課 題》

大規模災害が発生した際、市や消防・警察関係機関等が初動体制を確立するまでには相当の時間を要し、また初動期においては救命救助活動に重点を置くため、帰宅困難者に対する公的な支援には限界がある。

そのため、帰宅困難者への情報提供や避難誘導について、関係機関等との連携に取り組むことが重要となる。

《方 策》

帰宅困難者対策における連携体制の確立は、以下の方策をもって推進する。



4.1 帰宅困難者対策協議会の設置・運営

市が設置する帰宅困難者対策協議会は、県、市、鉄道事業者、駅周辺事業者、警察等で構成される。市は、協議会を通じて、平常時から災害に関する情報交換等を実施し、災害時に迅速な対応が可能となるよう、広域の関係機関等との連携を強化する。

4.2 連携体制の整備

災害時に迅速に帰宅困難者への対応を実施することができるよう、各事業所、各交通機関及びその他防災関係機関が相互に連携・協力できる体制の整備に努める。

なお、交通障害が長期化し帰宅困難者の避難場所等への誘導が必要になった場合の、誘導体制について検討する。

4.3 関係機関との連携

一時休憩所として徒歩帰宅者に利用させる内容の協定を埼玉県と締結しているガソリンスタンドやフランチャイズチェーン（コンビニエンスストア、外食店舗）等の関係機関と連携する。

4.4 帰宅困難者対策の検証

交通途絶状態を想定した徒歩帰宅訓練や主要駅等における混乱防止対策訓練を実施することにより、市民への啓発のほか、東京都、区、県、県内市町、鉄道事業者及び駅周辺事業者等との連携を図るとともに、帰宅困難者に対する総合的な支援方策を検証・検討する。

第3節

市民の協力による災害対策

市民や事業所における日ごろの災害への備えと発災時の的確な対応が、被害を軽減する上で最も大きな力となる。

このことから、市は、自主防災組織の育成強化、市民の防災意識や防災知識の普及と啓発、ボランティア活動の環境整備等を図り、市民・事業所の連携による防災体制の構築を推進する。

また、災害時に被害を受けやすい高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦及び外国人住民等のいわゆる要配慮者に配慮した防災体制の整備を推進する。

本市が実施する市民の協力による災害対策に係る施策を以下に示す。

第3節 市民の協力による災害対策

第1 防災意識の高揚

第2 防災訓練の充実

第3 自主防災組織の育成強化

第4 要配慮者の安全確保

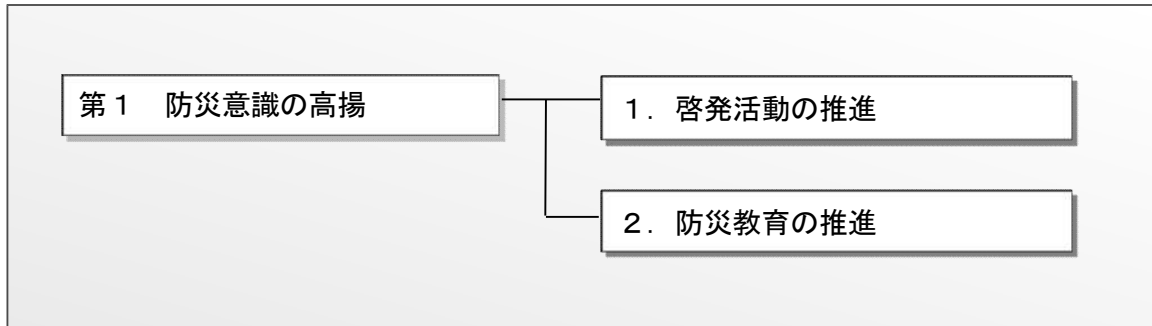
第5 ボランティアとの連携

第 1

防災意識の高揚

災害による被害を防止、軽減する上で、市民の果たす役割は極めて大きいことから、市民が生涯を通じた教育活動により防災行動力を高めるとともに、市民が地域を守る一員としての役割を認識し、積極的に防災学習を進める環境を整備する必要がある。

以下に、市民の防災意識の高揚を促進するための必要な施策を定める。



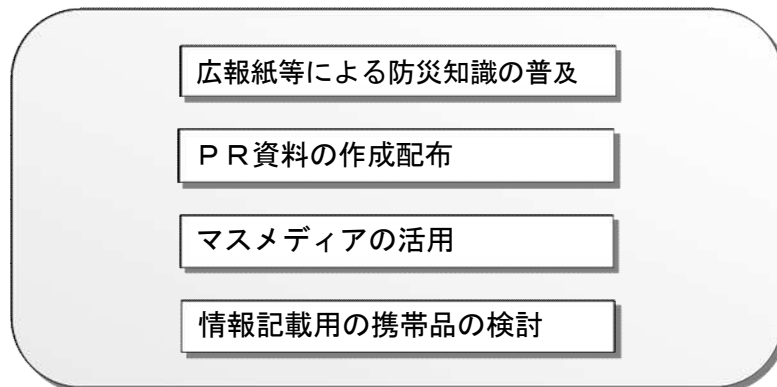
1. 啓発活動の推進 ⇨ 『 市長公室、消防本部 』

《課 題》

市は、市民等を対象に各種防災広報を実施しており、今後ともPR資料の作成配布、講演会・研修会の開催等を実施し防災広報の充実を図り、災害に対する知識の普及や防災意識の高揚に努める。

《方 策》

本市の啓発活動の推進は、以下の方策をもって推進する。



1.1 広報紙等による防災知識の普及

広報紙や市ホームページに防災関連記事を随時掲載し、広く市民に防災知識を普及する。

1.2 PR資料の作成配布

防災知識の普及啓発を図るため、広く市民に向けた防災に関するポスター、リーフレット、小冊子、図書等のPR資料の作成・配布を、目的に応じた適切なメディアを選択して実施する。

1.3 マスメディアの活用

テレビ、ラジオ及び新聞等の各種マスメディアを通じて、広く市民に対して防災意識の高揚を呼びかける。

1.4 情報記載用の携帯品の検討

発災時、避難場所で要配慮者等に適切なケアなどができるように、緊急連絡先や持病、普段服用している薬、アレルギーなどの自分自身の情報を記載できる、共通様式の携帯品の様式や普及方法について検討する。

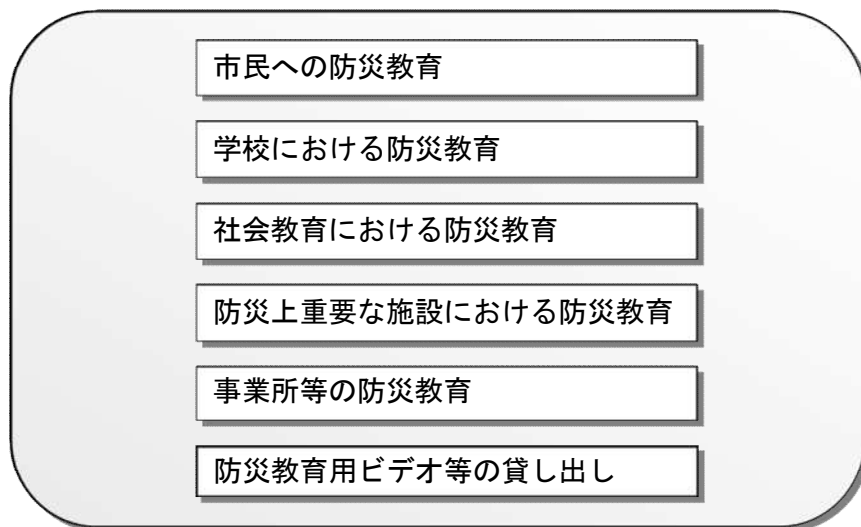
2. 防災教育の推進 ⇨ 『 市長公室、学校教育部、社会教育部、消防本部 』

《課 題》

市は、児童・生徒、各種社会教育関係団体や事業所等の防災担当者、施設の災害対策要員等を対象に、学校教育の場や講演会等により防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な防災行動力の向上に努める。

《方 策》

本市の防災教育の推進は、以下の方策をもって推進する。



2.1 市民への防災教育

市民一人ひとりが日頃から災害に対する認識を深め、災害から自らを守り、お互いに助け合うという意識と行動の仕方について指導をする。

□自主防災組織への参画

市は、自主防災組織の訓練の一環として職員の派遣を行う。また、自治会、関連する団体、出前講座の派遣要望を受けた場合は、特例として扱う。

□講演会、研修会の開催

火災予防運動、防災の日、防災とボランティアの日、危険物安全週間、国民安全の日、救急の日、119番の日等の行事を通じて、地震災害・風水害・その他災害等についての学識経験者、防災関係機関の担当者、防災士及び災害体験経験者等を講師として招き、講演会、研修会を開催し、防災知識を市民に広く普及する。また、地域の防災リーダーを養成するための研修会を開催する。

□防災センターにおける教育

市は、防災センターに防災展示コーナーなどを設け、市民の地震や火災などの災害予防対策の学習を図っているが、今後ともこれらの施設や展示内容等の拡充することにより、市民の防災教育を推進する。

□緊急地震速報の普及・啓発

気象庁が発表する緊急地震速報は、震源近くでの地震波をキャッチし地震の震源や規模、想定される震度等を事前に素早く伝えることから、地震の被害軽減を目指し発表される。市民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報についての普及・啓発を図る。また、防災訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の習熟を図るよう努める。

□地域特性等に応じた災害対策の啓発

自宅周辺の地盤状況等の地域特性や、戸建住宅や中高層マンションといった建物特性に応じた災害対策を啓発する。

□市民の備蓄の推進

災害から自分の身を守るための知識の習得や、家庭や職場における備蓄など、市民一人ひとりの自助の取り組みを促進することが、地域の防災力の向上のために不可欠である。特に高層マンションなど、停電時に物資の運搬が厳しくなる場所での備蓄や、物資を運ぶための燃料の備蓄など、公的機関ではカバーしきれないものについての備えが市民一人ひとりであれば、地域防災力は格段に向上する。

このため、あらゆる機会をとらえた普及啓発により市民の備蓄を推進する。

□適切な避難行動のための知識に関する普及啓発

市民が避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動がとれるよう、市は正常性バイアス等の知識を教える防災教育や避難訓練の実施等、普及啓発に努めるものとする。

2.2 学校における防災教育

学校における防災教育は、安全教育の一環として、教育活動の全体を通じて実施する。特に避難、災害発生時の危険及び安全な行動の仕方について、児童・生徒の発達段階に即した指導をする。

□学校行事としての防災教育

安全な行動や規律ある集団行動の体得を図るため、避難訓練を行うとともに、防災に関する専門家や地震災害・風水害・その他災害体験者の講演、起震車等による地震模擬体験等を実施する。

さらに、学校における消防団員（水防団）・自主防災組織・防災士等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

□教材等による防災教育

理科や社会科、学級活動等を通して、地震災害・風水害・その他災害等の恐ろしさや、現在の災害対策、災害時の正しい行動等について、映像教材等を活用した学習を行う。また、自宅、学校及び地域に関する防災マップを作成したり、地域の防災施設や設備を見学したりする等、身の回りの環境を地震災害の観点から見直させることにより、防災を身近な問題として意識させる。

□緊急地震速報における防災教育

地震による強い揺れを事前に知らせる緊急地震速報を活用した避難訓練を行うことで、児童・生徒自らが適切な対応行動を取り、その場に応じた避難ができるようにする。併せて、避難訓練の事前指導及び事後指導の充実を図ることで、防災意識のより一層の向上を図る。

□教職員に対する防災研修

災害時の教職員のとるべき行動とその意識、児童・生徒に対する指導要領、負傷者の応急手当の要領、火災発生時の初期消火要領、被災した児童・生徒の心のケア及び災害時に特に留意する事項について研修を実施、学校防災マニュアルを作成し、その内容の周知徹底を図る。

【具体的な研修内容】

- 地震、その他災害について
- 教職員の安全確認と安否確認の方法について
- 児童・生徒の安全確認と安否確認の方法について
- 児童・生徒の保護者への引渡し等の方法について
- 避難場所の開設と運営について（初動）
- 防災教育年間計画
- 訓練計画
 - ・ 教職員の安全確認
 - ・ 児童・生徒の安全確認
 - ・ 避難経路（校舎の安全確認方法）、避難場所等の確認
- 救護・応急処置
- 緊急地震速報を利用した避難訓練

2.3 社会教育における防災教育

市民各層の防災意識を高めるための次のような事業を積極的に展開する。

- 公民館等の社会教育施設において防災教室などの市民への学習の場を設ける。
- 各種社会教育関係団体の研修等において防災に関する意識の啓発に努める。

2.4 防災上重要な施設における防災教育

病院、社会福祉施設、ホテル、大規模小売店など防災上重要な施設における施設管理者が実施する防災教育に対して支援を実施し、施設における防災知識の普及啓発の促進を図る。

□病院及び社会福祉施設における防災教育

- 病院及び福祉施設では、ひとたび災害が発生すると多くの犠牲者を生む危険性があるため、施設管理者は平常時から要介護者の把握、避難誘導の訓練等、十分な防災教育、訓練活動を行う。
- 夜間・休日等の災害発生に備え、近隣住民との共同訓練等により、平常時より連携を深めておく。さらに、従業員、入所者に対し、十分な防災知識の周知を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚に努める。

□ホテル及び旅館における防災教育

宿泊者の安全確保を図るためには、災害発生時の災害情報の宿泊者への周知、かつ、避難誘導が最も重要である。このため、事業者は従業員に対して、消防用設備等、誘導避難及び救出・救護等に重点をおいた防災教育並びに訓練を実施する。

□その他不特定多数の人が集まる施設

ターミナルビル、大規模小売店及びレクリエーション施設等、不特定多数の人々が集まる施設の管理者は、災害時に、避難誘導、情報伝達の他各施設の特徴に応じた対策を、迅速かつ的確に実施できるよう防災教育並びに訓練を実施する。

2.5 事業所等の防災教育

事業所や病院、社会福祉施設等の防災上重要な施設の防災担当者は、事業所等の社会的な位置づけを十分に認識し、従業者に対して防災研修や防災教育を積極的に実施することが必要である。そのため、市は、防火管理者講習会や危険物取扱者保安講習会等を通じて、事業所における防災教育の推進、環境の整備に努める。

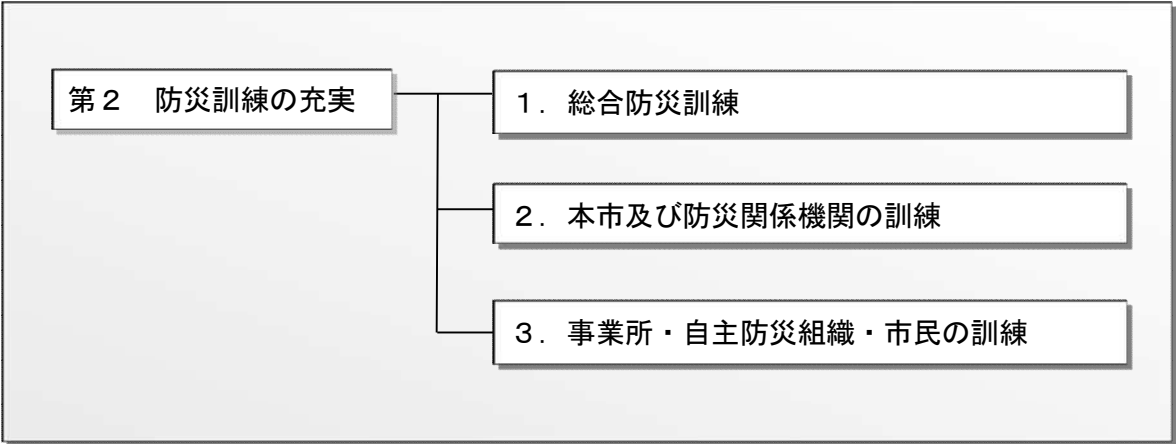
2.6 防災教育用DVD等の貸し出し

市は、自治会及び自主防災組織を対象として、自主防災組織の結成並びに活動の活性化、防災意識の高揚のためのDVDなどの貸し出しを行い、防災知識を広く普及する。

第2 防災訓練の充実

市は、防災業務に従事する関係者の防災実務の習熟と実践的能力の醸成を図るとともに、行政と市民の連携した防災体制を強化し、併せて防災意識の高揚を図るため、防災訓練を継続的に実施する。

このため、防災訓練の充実を促進するための必要な施策を以下に定める。



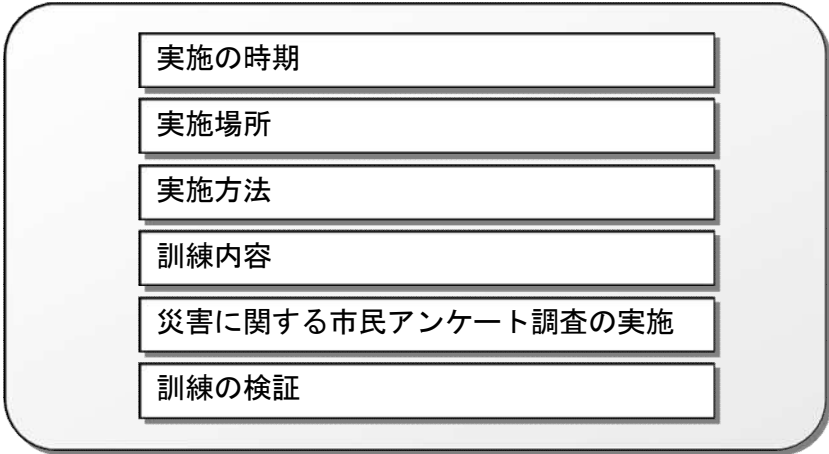
1. 総合防災訓練 ⇨ 『市長公室、関係各部』

《課題》

大規模災害の発生を想定して、災害応急対策を網羅する総合的な訓練として総合防災訓練を実施し、災害対策の習熟と防災関係機関相互の協力連携体制の確立、確認を図る。

《方策》

本市の総合防災訓練は、以下の内容から抽出して実施する。



1.1 実施の時期

防災の日を中心とした日又は訓練効果のある日を選び実施する。

1.2 実施場所

総合防災訓練に適した場所とする。

1.3 実施方法

本市の主催又は埼玉県及び他市との共催により、防災関係機関、関係団体並びに市民の協力を得て実施する。

1.4 訓練内容

□本市が主とする内容

- 災害対策本部等の設置運営訓練
- 災害情報の伝達収集・広報訓練
- 災害現地調査訓練
- 避難誘導訓練
- 避難場所・救護所運営訓練
- 応援派遣訓練
- 道路応急復旧訓練
- 水防訓練
- 自主防災組織等の活動支援訓練
- 火災防御訓練
- ライフライン応急復旧訓練
- 個別訓練 等

□防災関係機関が主とする内容

- 消火訓練
- 情報伝達・広報訓練
- 救出救助訓練
- 救急救護訓練
- 災害医療訓練
- 学校・福祉施設・大規模店舗・駅等における混乱防止訓練
- ライフライン等の生活関連施設応急復旧訓練
- 救援物資輸送訓練
- 交通規制訓練等

□自主防災組織・市民が主とする内容

- 初期消火訓練
- 応急救護訓練
- 炊き出し訓練
- 巡回点検訓練
- 要配慮者の安全確保訓練
- 避難訓練
- 避難誘導訓練
- 避難所開設訓練

1.5 災害に関する市民アンケート調査の実施

地震災害・風水害・その他災害等に対する市民の関心や意識を高めていくため、必要に応じ、市民に対し、要望等を聞くアンケート調査を実施する。

1.6 訓練の検証

訓練の準備段階では、実施機関等の役割を確認するとともに、防災組織体制における問題点等を抽出し、防災組織体制の実効性を点検する。また、訓練終了後には、訓練の分析・評価を行い、必要に応じて今後の訓練のあり方等の見直しを図る。

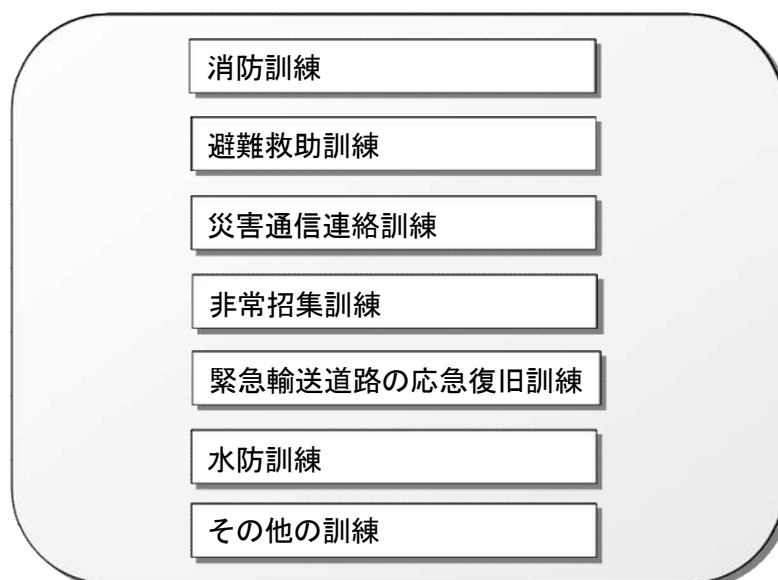
2. 本市及び防災関係機関の訓練 ⇨ 『 市長公室、消防本部、関係各部 』

《課 題》

本市及び防災関係機関は、災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

《方 策》

本市及び防災関係機関の訓練は、以下の方策をもって推進する。



2.1 消防訓練

消防機関は、市民の生命、身体、財産を保護するため、災害形態に応じた実効性の高い研修、訓練を実施する。

□実施の時期及び回数

地震災害・風水害・その他災害時の対策活動の中心的役割を的確に果たすため、それぞれの業務に応じた訓練計画を作成し実施する。

□実施場所及び方法

市内の適切な場所において、消防職員、消防団員を中心として実施する。

□訓練内容

- 初動出動対応訓練
- 災害情報収集活動訓練
- 遠距離中継送水訓練
- 大規模災害対応訓練
- 消防団、自主防災組織等との連携活動訓練
- 非常招集訓練
- その他消防に関する訓練

2.2 避難救助訓練

災害時における避難及び救助活動を迅速かつ的確に実施するため、次により避難救助訓練を実施する。

□実施の時期及び回数

総合防災訓練等の訓練と併せて実施するほか、随時単独で実施する。

□実施の場所

学校、社会教育施設、病院、工場、会社、事業所等収容人員の多い場所等、訓練効果のある場所とする。

□実施方法

- 市による避難救助訓練
市が中心となり警察及びその他関係機関の参加のもと、自主防災組織並びに市民の協力を得て毎年1回以上実施する。
- 保育所、小・中・高等学校、病院及び社会福祉施設等における訓練
施設管理者は、災害時の幼児、児童・生徒、負傷者、障がい者及び高齢者等の災害対応力が弱い者の生命・身体の安全を図り、これらの者が利用する施設の被害を最小限にとどめるため、施設管理者に対して避難訓練を中心とした防災訓練を実施する。

2.3 災害通信連絡訓練

災害時における関係機関の通信連絡の円滑、迅速、確実を期するため、次のような災害通信連絡訓練を実施する。

□実施の時期及び回数

総合防災訓練と併せて実施するほか、定期的あるいは随時単独で実施する。

□実施方法

本市の通信関係機関をはじめ防災関係機関の協力を得て実施する。

□実施事項

- 災害に関する予測、警報の通知及び伝達
- 被害状況報告
- 災害応急措置についての報告及び連絡

□訓練内容

- 通信連絡訓練
- 非常無線通信訓練
- 衛星通信訓練

2.4 非常招集訓練

市及び各防災関係機関は災害時の迅速な職員招集のため、非常招集訓練を実施するとともに災害時の即応体制の強化に努める。併せて本部運営訓練並びに情報収集・伝達訓練も実施する。

□実施の時期及び回数

総合防災訓練の際又は効果のある日を選び実施する。

□実施方法

市防災計画及び各防災関係機関の防災計画に定める方法により実施する。

2.5 緊急輸送道路の応急復旧訓練

道路等の被災状況の情報収集、指揮命令等について、埼玉県、警察及び防災関係機関と連携して訓練を実施する。

2.6 水防訓練

市は、梅雨期及び台風期の出水に備え、水防活動を迅速かつ的確に遂行するため、以下に示す内容で水防訓練を実施する。

□実施の時期及び回数

洪水が予想される台風期前の最も訓練効果のある日を選び、年1回以上実施する。

□実施方法

本市の加入する利根川栗橋流域水防事務組合及び江戸川水防事務組合と協力して実施する。

□訓練種目

○ 次に掲げる訓練の一部又は全部について実施する。

- ・ 水防工法訓練
- ・ 避難誘導訓練
- ・ 水防資材輸送訓練
- ・ 通信、情報連絡訓練
- ・ 招集訓練
- ・ 広報訓練
- ・ その他水防上必要な訓練

2.7 その他の訓練

市及び防災関係機関は、上記訓練のほか、図上訓練並びに避難所の運営訓練等、災害対応に資する各種訓練を計画的に実施する。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練についても積極的に実施するものとする。

これらの災害対応に資する訓練については、常に検証を行い、計画の不備、課題の把握及び職員の災害対応能力の向上に努める。

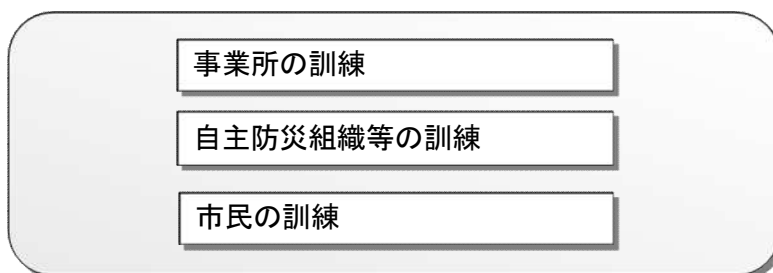
3. 事業所・自主防災組織・市民の訓練 ⇨ 『 市長公室、消防本部 』

《課 題》

災害時に自らの生命及び安全を確保するため、事業所、自主防災組織並びに市民は、平常時からの訓練により災害時の行動を習熟するとともに、関連する防災機関との連携を図る。

《方 策》

本市の事業所、自主防災組織及び市民の訓練は、以下の方策をもって推進する。



3.1 事業所の訓練

学校、病院、工場、事業所、興業場、百貨店及びその他消防法で定められた防火対象物の管理者は、その定める消防計画に基づき消火・通報並びに避難訓練を実施する。

また、地域の一員として、本市及び地域の防災組織の実施する防災訓練にも積極的に参加する。

3.2 自主防災組織等の訓練

自主防災組織等は、市民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、本市並びに消防機関等の指導の基に、地域の事業所とも連携して、年1回以上の組織的な訓練を実施する。

訓練項目は、消火訓練、避難訓練、通報訓練、救護訓練、災害図上訓練(DIG)、避難所運営訓練(HUG)及びそれらを組み合わせた総合防災訓練を実施する。

なお、自主防災組織等から指導協力の要請を受けた防災関係機関は、関連する諸機関との連携を図り、積極的に自主防災組織等の活動を支援する。

3.3 市民の訓練

市民は、「自らの命は自ら守る」という認識、災害対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的な参加や家庭での防災会議の実施等の防災行動を継続的に行い、災害対策の強化に努める。

また、本市及び防災関係機関は、市民一人ひとりの災害時の行動の重要性に鑑み、防災訓練に際して広く市民の参加を求め、市民への防災知識の普及啓発、防災意識の高揚並びに防災行動力の強化に努める。

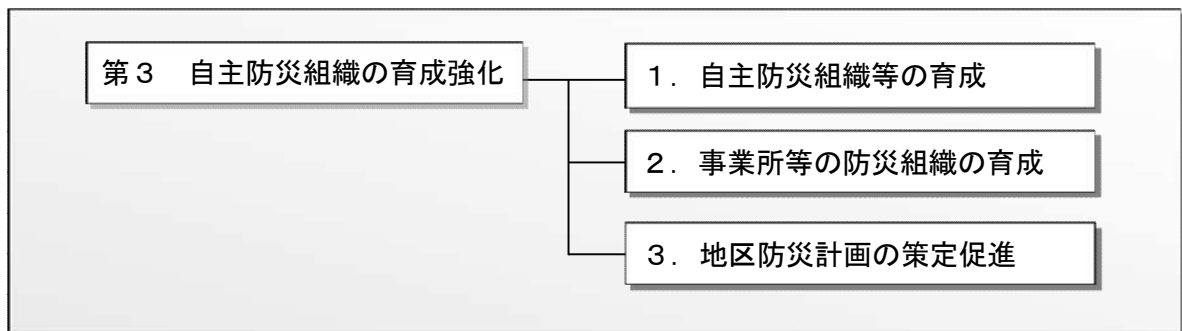
第3

自主防災組織の育成強化

災害時には、本市及び防災関係機関は、組織の全機能をあげて防災活動を実施することとなるが、行政の被災による公助の遅れも想定されるため、市民は自ら進んで「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えを持ち、災害発生直後における初期消火、人命救助等の被害防止や軽減を図るなど、自主的かつ組織的な防災活動が必要となる。

市は、このような防災活動が効果的に実施されるように地域ごとの自主的な防災組織の育成を図るとともに、日ごろから防災意識の高揚を図り、防災体制の万全を期する。

自主防災組織の育成強化を促進するための必要な施策を以下に定める。



1. 自主防災組織等の育成 ⇨ 『市長公室』

《課題》

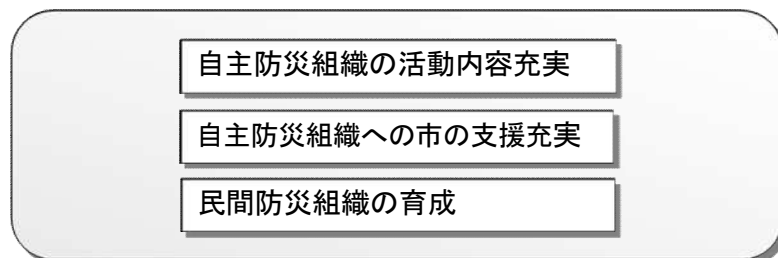
災害時における地域の自主的かつ組織的な防災活動力の向上を図るため、自主防災組織の結成を促進する。

令和5年4月現在、本市では全自治会が自主防災組織を結成しており、今後とも活動内容及び支援の充実を推進する。

自主防災組織相互の連携により、さらに地域防災力の向上を図るため、平成29年9月に設立した「春日部市自主防災組織連絡協議会」において事業を展開する。

《方策》

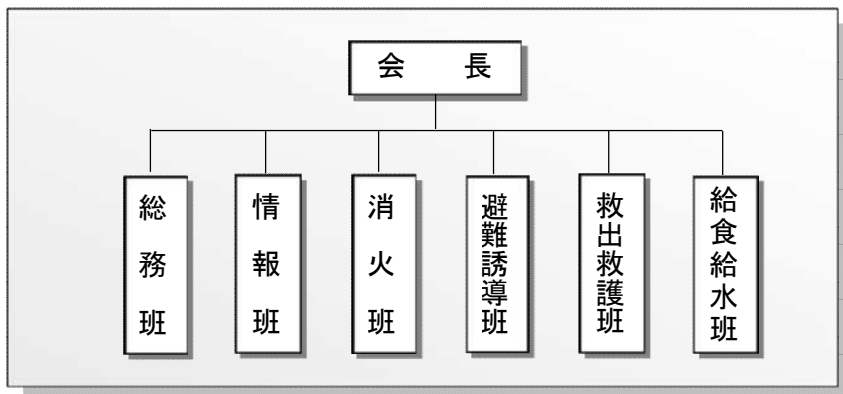
本市の自主防災組織等の育成は、以下の方策をもって推進する。



1.1 自主防災組織の活動内容充実

自主防災組織の組織編成及び活動内容は次のとおりであり、自主防災組織は地域の実状に応じた組織づくりと活動内容の充実、防災資機材の整備に努める。

【 自主防災組織の構成例 】



【 活動内容 】

班 区 分	平 常 時	災 害 時
総 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災知識の普及、啓発 ○ 年間の活動計画の策定 ○ 会の庶務及び経理 ○ 本市をはじめとした防災機関等との連携 ○ 各班合同の防災訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 対策本部の設置及び運営 ○ 各班との連絡、調整
情 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災関連情報の収集、記録 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害状況、災害情報の収集、伝達、報告、広報活動
消 火 班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 出火防止、消火器等の消火技術の習得 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 火災の初期消火 ○ 火災情報の対策本部及び関係機関への連絡
避難誘導班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難経路・避難場所の確認と危険箇所（川・ブロック塀等）の点検 ○ 自治会区域内及び周辺の防災マップの作成 ○ 人員名簿の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 人員確認、地域住民の避難誘導 ○ 指定避難場所の設置協力
救出救護班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の把握 ○ 救出救護訓練（救護活動を行うための資機材の技術習得や応急手当訓練）の実施 ○ 診療所、医療機関等との協議 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要配慮者の保護、安全確保、救援 ○ 負傷者の救護、医療機関との連携 ○ 救援物資の受入、配分
給食給水班	<ul style="list-style-type: none"> ○ 給水・給食活動の訓練 ○ 地元商店等との協議 ○ 非常用物資の備蓄・管理 ○ 地域にある井戸の把握 ※飲料水として利用できなくても生活用水としての活用を考える 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 食料、飲料水の調達、配分

注) 災害時には、分担表の任務以外でも各班とも協力し合い、連携をとりながら臨機応変の措置を行う。

1.2 自主防災組織への市の支援充実

市は、自主防災組織に対して次に示すような支援を実施しており、今後とも支援内容の充実に努める。

(1) 技術的指導の実施

自主防災組織は、地域住民によって自発的に結成される組織である。

市及び防災機関は、自主防災のリーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的指導、助言を実施し、組織的活動を支援する。

(2) 自主防災組織の育成促進

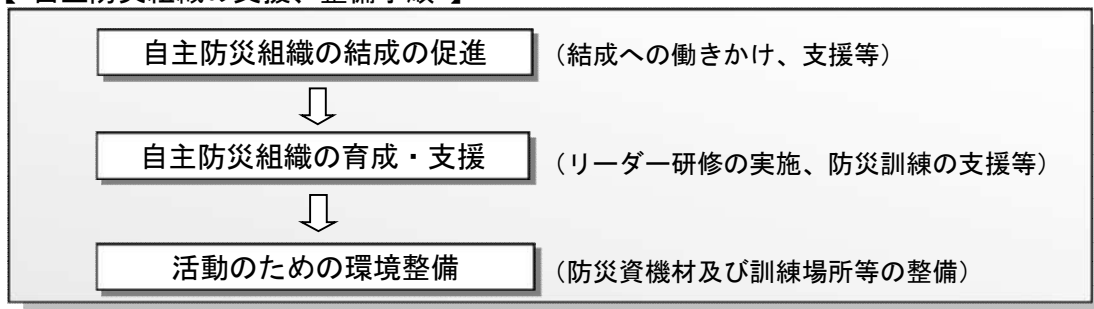
自主防災組織の育成の促進を目的として、関係機関の協力体制の確立に努め、防災講演会や研修会を開催するとともに、自主防災組織に関するパンフレット等を作成、配布し、自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発する。

また、春日部市自主防災組織連絡協議会による事業の支援を通じて、組織間の連携、交流と情報交換の円滑化を図ることで、自助・共助の防災活動をより強化・推進していく。

(3) 補助金の交付及び資機材等の整備

市では自主防災組織が活動上必要な防災資機材等の購入に対し、自主防災組織育成事業助成補助金を交付する。

【 自主防災組織の支援、整備手順 】



(4) 防災リーダーの育成

自主防災組織において防災リーダーに対する教育・研修や防災活動の技術的向上を図るため、防災リーダー育成に必要な支援をする。また、女性リーダーの育成にも努める。

併せて、女性の責任者又は副責任者を置くことなど、女性の参画の促進に努める。また、男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練を指導できる人材の育成に努める。

(5) 地域防災力の向上の推進

自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の実施を促進するとともに、

消防団と自主防災組織との連携を通じた地域コ

ミュニティの防災体制の充実を図る。また、自主防災組織においては、各組織1名以上を目標に防災士の養成を行い、さらに、児童・生徒等が、自主防災組織による訓練に参加する等、学校と地域が一体といった防災教育を推進する。

(6) 避難場所運営委員会の設置の検討

災害時の避難場所の運営に備えて、自主防災組織及び自治会、施設管理者などが、平常時から協議や活動を行うための避難場所運営委員会の設置を検討する。

なお、避難場所での生活における男女のニーズの違いに考慮し、委員会には女性を含めるようにする。

1.3 民間防災組織の育成

地域社会においては市民一人ひとりが常に防火防災に関心を持ち、日ごろから出火防止、避難、応急救護等の知識を身につけておくことが必要である。そのため、市は、防火防災意識の高揚と知識の普及を図り、民間防災組織の育成活動を推進する。

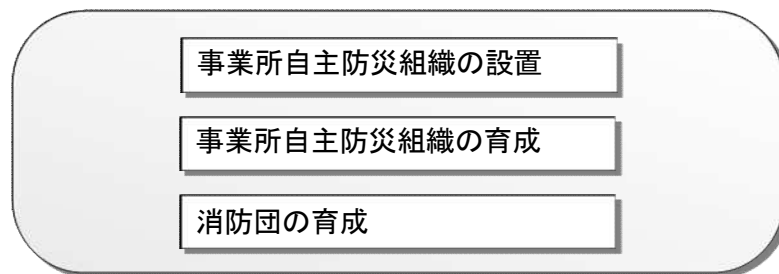
2. 事業所等の防災組織の育成 ⇨ 『 消防本部 』

《課 題》

事業所等の防災組織の地域と密着した組織的な対応は、災害時の被害拡大を防止する上で重要である。そのため、市は、市内の事業所等の防災組織の育成指導に努める。

《方 策》

本市の事業所等の防災組織の育成は、以下の方策をもって推進する。



2.1 事業所自主防災組織の設置

事業所に対して、自主的な防災組織の設置を指導する。

2.2 事業所自主防災組織の育成

事業所等の自主防災組織に対し、必要な助言指導を行い、自主的な防災組織の充実を図る。

また、事業所の管理者は、防災活動に関する技術の向上のための講習会等を行い、自主防災組織の育成強化を図る。

2.3 消防団の育成

市は、地域における消防防災の重要な役割を果たす消防団の施設・装備・処遇の改善、教育訓練体制の充実、青年層・女性層をはじめとした幅広い層への入団促進等、消防団の活性化を推進し、その育成を図るとともに、消防団の活動に関する普及・啓発活動に努める。

3. 地区防災計画の策定促進 ⇨ 『 市長公室 』

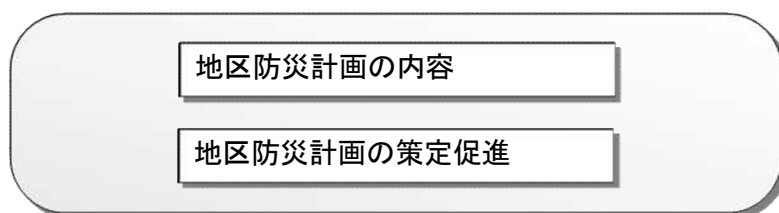
《課 題》

過去の災害時には、地域住民等による自助・共助による取組が重要な役割を果たしている。

地域コミュニティのメンバーが協力して防災活動体制を構築し、一定の地区内の特性に応じた防災活動が必要である。

《方 策》

地区防災計画の策定を促進することにより、各地区の特性に応じた地域コミュニティにおける自発的な防災活動の推進を図る。



3.1 地区防災計画の内容

地区防災計画とは、地域コミュニティ主体のボトムアップ型の計画で、一定の地区内の居住者及び事業者（以下「地区居住者等」という。）が、「自助」・「共助」による精神に基づき、地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、地域コミュニティレベルで行う自発的な防災活動について定める計画をいう。

【 地区防災計画に定める状況別の防災活動の例 】

①平常時	防災訓練（情報収集・共有・伝達訓練を含む）、避難訓練、活動体制の整備、連絡体制の整備、防災マップ作成、避難路・避難場所等の確認、危険箇所の把握、要配慮者支援の取組や実効性のある防災訓練等優先される活動の整理、食料・飲料水・防災資機材等の備蓄、救助技術の取得、防災教育等啓発活動など
②発災直前	情報収集・共有・伝達、連絡体制の整備、状況把握（見回り、住民の所在確認等）、防災気象情報の確認、避難判断、避難行動など
③災害時 （初動・応急期）	身の安全の確保、出火防止、住民の助け合いの活動、救出及び救助、率先避難、避難誘導、避難の支援、情報共有・伝達、物資の仕分け、炊き出し、避難所運営、在宅避難者への支援など
④復旧・復興期	被災者をコミュニティ全体で支援すること、行政関係者、学識経験者等が連携し、地域の理解を得て速やかな復旧・復興活動を促進することなど

3.2 地区防災計画の策定促進

市は、地区防災計画の策定を通じて、地域の自発的な防災活動を推進し、地域の防災力向上を図ることができるよう支援する。

各地区（自主防災組織）が計画を策定するにあたり、平成28年12月に市と自治会連合会が協働で策定した「春日部市災害対応基本マニュアル」を参考として、各地区の地域特定を盛り込み計画とすることができる。

災害対策基本法による地区防災計画として定める場合には、地区居住者等が主体的に地区防災計画の案を作成後、市防災会議に対して提案を行い、市地域防災計画に規定する必要が否かを判断したうえで地区防災計画を定めるものとする。

第4 要配慮者の安全確保

災害が発生した場合、要介護認定者、施設利用者（高齢者）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、高次脳機能障がい者、乳幼児、妊産婦等の災害対応能力の弱い者及び言葉や文化の違いから特別の配慮を要する外国人住民（以下「要配慮者」という。）が適切な防災行動をとることは容易でなく、また、近年の災害においては要配慮者が被害を受ける場合が多い。

このため、市は、これら要配慮者に対する防災環境の整備や支援等に向けた災害対策を推進する。

要配慮者の安全確保を推進するための施策を以下に定める。

【災害時の要配慮者に係る定義】

(1) 要配慮者

高齢者、障がい者、難病患者、要支援・要介護認定者、妊産婦、乳幼児、傷病者、日本語が不自由な外国人といった災害時に自力で避難することが困難な者。また、災害時の避難所生活等に当たり、大きな支障があり、特段の手助けが必要な者。

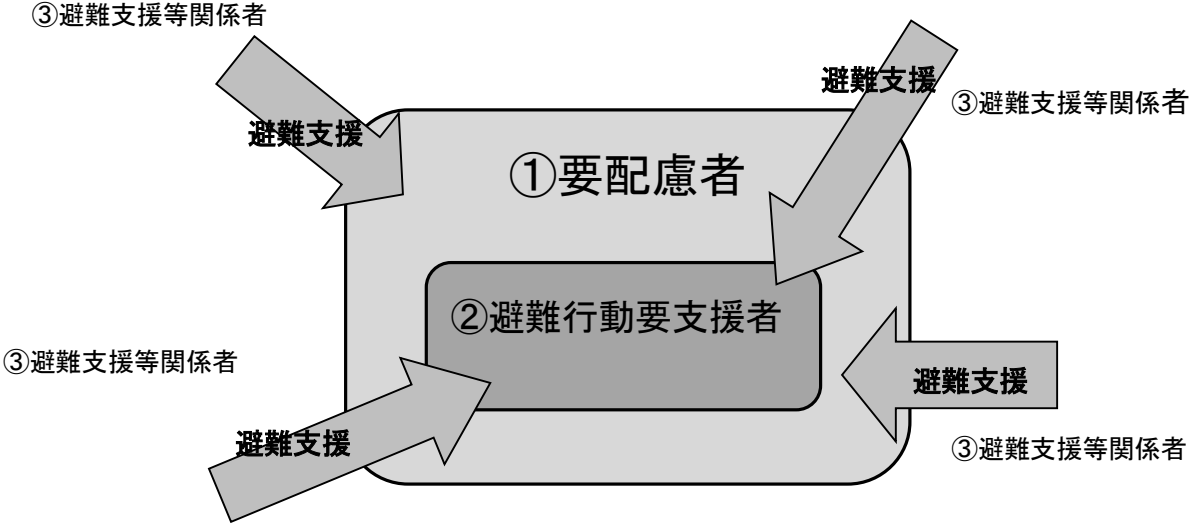
(2) 避難行動要支援者

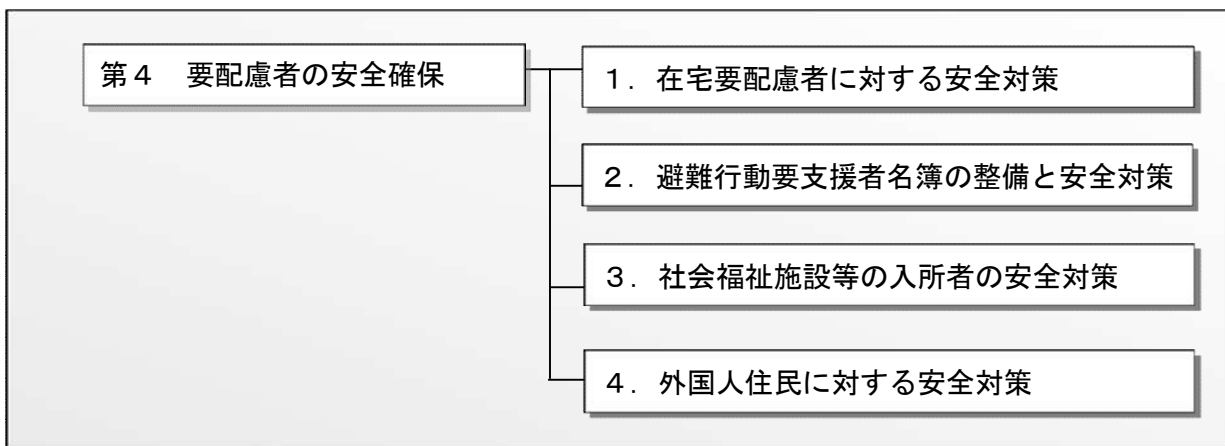
域内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

(3) 避難支援等関係者

避難行動要支援者の避難支援等の実施に携わる地域のマンパワーのことを指す。法第49条の11第2項で、例示として消防機関、警察署、民生委員・児童委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織を挙げているが、必ずしもこれに限定せず、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を定めることとしている。

【災害時の要配慮者に係る概念図】





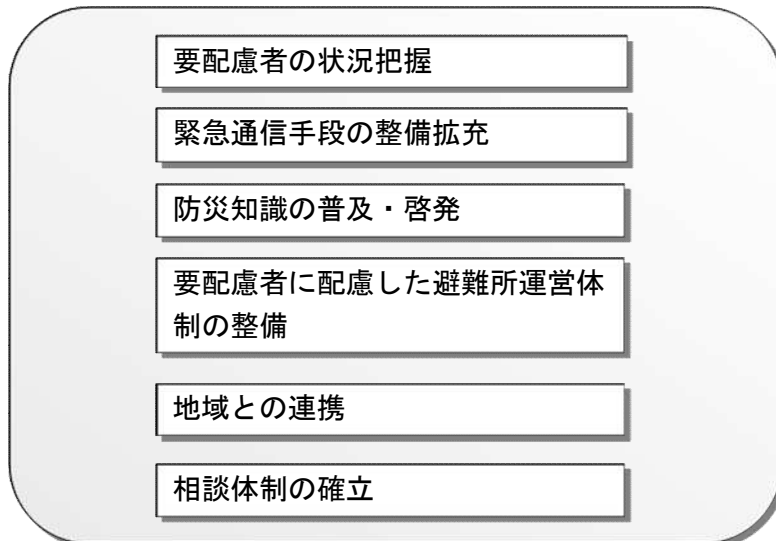
1. 在宅要配慮者に対する安全対策 ⇨ 『市長公室、福祉部、こども未来部、健康保険部、市民生活部、消防本部』

《課題》

市は、在宅の要配慮者が正しい情報や支援を得て、適切な行動をとるために必要な対策を講ずるとともに、自主防災組織や地域住民による協力、連携の体制の確立に努める。

《方策》

市の在宅要配慮者に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。



1.1 要配慮者の状況把握

要配慮者情報（緊急連絡先、家族構成、日常生活の自立度、かかりつけ医等）の整理・保管による要配慮者の所在や介護体制を把握する。

また、プライバシー保護に配慮しつつ、自治会、民生委員、消防団、福祉事務所等との要配慮者情報の共有化等による連携を進める。

□避難支援を必要とする者の把握

所管業務遂行上の必要から避難支援を必要とする者の名簿・資料を整理保管しておく。名簿の活用にあたっては、対象者のプライバシー保護の立場から、必ず事前に本人もしくは家族の同意を得ることとし、その管理にあたっては十分な配慮を行う。

- 要配慮者情報（台帳・ファイル等）の整理
- 要配慮者情報の共有化による迅速な対応

1.2 緊急通信手段の整備拡充

家庭内で急病等の緊急事態が起こったときに、ワンタッチで受信センターに通報し緊急車両の手配ができる、一人暮らしなど高齢者に対して行っている「緊急通報システム」サービスや、聴覚・言語障がい者に対して行っている「ネット119緊急通報システム」「ファックス119」サービスを利用して、震災時における的確かつ迅速な救援活動を行う。

市は、これら緊急時の受信システムを整備・向上させるとともに、消防本部に素早かつ的確に情報が伝えられるよう受信センターとの連携を図っていく。

1.3 防災知識の普及・啓発

要配慮者及びその介護者を対象に、広報紙、パンフレット、チラシ、防災行動マニュアルなどを作成し、防災知識の普及・啓発に努める。

□防災知識の例

- 家庭における家具の固定等、身の回りの安全化
- 食料・飲料水・生活必需品の備蓄
- 要配慮者の二次的避難場所の周知
- 避難生活での心得の周知

1.4 要配慮者に配慮した避難所運営体制の整備

障がい者や高齢者等への災害情報の伝達を有効に行うための文字放送テレビやファックスの設置、要配慮者等を考慮した生活援助物資備蓄及び調達先の確保等、要配慮者等に対して可能な限り配慮した避難所の生活が提供できるよう、避難所の運営計画を策定する。

特に福祉避難所については、通常の避難所よりも、要配慮者のために特別の配慮がされた避難所として指定されているものであることに留意し、物資・機材について配慮する。

また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。

1.5 地域との連携

・ 役割分担の明確化

市は、市内をブロック化し、避難所や病院、社会福祉施設、訪問介護・居宅介護等の社会資源を明らかにするとともに、役割分担を明確化し、平常時から連携体制の確立に努める。

・ 社会福祉施設との連携

市は、災害時に介護等が必要な被災者が速やかに施設に入所できるように、平常時から社会福祉施設等との連携に努める。また、災害時には、福祉避難所としての利用や被災者に対する介護相談など、施設の有する機能の活用に努める。

・ 巡回ネットワーク等の活用

市は、高齢者、障がい者等に対する近隣住民、民生委員及びボランティアによる安否の確認などの巡回ネットワーク等を活用し、災害時におけるきめ細やかな支援体制の確立に努める。

・ 要配慮者に対する適切な避難行動に関する理解促進

市は、
普段の活動の中で在宅の要配慮者宅を訪問する機会のある福祉専門職（ケアマネージャー・相談支援専門員等）、民生委員等の福祉関係者等の協力を得ながら、要配慮者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする

1.6 相談体制の確立

市は、災害時、被災者からの相談（金銭、仕事、住宅、福祉、医療、保険、教育等）に的確に対応できるよう、平常時から支援体制の整備に努める。

また、被災により精神的なダメージを受けた被災者に対してメンタルケア等が実施できるよう、医師、看護師、保健師、教育関係者、福祉関係者、相談援助職等の専門職員を確保しておく。

2. 避難行動要支援者名簿の整備と安全対策 ⇨ 『市長公室、福祉部、健康保険部』

市は、法第49条の10規定に基づき災害時はもとより平常時から避難行動要支援者を支援するため、以下に記載事項を踏まえ避難行動要支援者名簿（「名簿」という。）を作成する。

2.1 避難支援者等関係者となる者

平時からの名簿提供が可能となる、避難支援等関係者（以下「関係者」という。）は、次に掲げる者をいう。

- ・ 消防機関
- ・ 県警察
- ・ 民生委員
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 自主防災組織、自治会

2.2 名簿に掲載する者の範囲

名簿に掲載する者の範囲は、以下とおりである。

- ・ 身体障害者手帳1級～3級で、下肢、体幹機能、移動機能、視覚、聴覚、呼吸器機能のいずれかの障害がある方
- ・ 療育手帳○A（マルエー）及びAの所持者
- ・ 精神保健福祉手帳1級所持者
- ・ 市の生活支援を受けている難病患者
- ・ 要介護認定3以上
- ・ その他、市長が必要と認める者

2.3 避難行動要支援者の把握

市は、名簿作成にあたり、市の関係部局で把握している要介護者や高齢者等の情報を集約するよう努める。この場合において、要介護状態区分別や障害区分別、支援区分別に把握しておくことが望ましい。

また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報の取得が名簿作成のために必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供が可能であるため、積極的な情報の取得に努める。

2.4 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、市は名簿について必要に応じて更新を行い、名簿情報を最新の状態にしておくものとする。

更新に際しては、市の関係部局が保有・収集した情報を、避難行動要支援者システムに取り込んで、最新の情報を反映させた名簿を作成する。

また、特別の事情を有する者で支援を希望する者については、随時登録を受け付け、申し出があった次の名簿更新時から、反映する。

2.5 名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するための措置

市においては、名簿について適正な情報管理が行われるよう、情報セキュリティ対策については、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に基づき、機密性に応じた情報の取得方法等を具体的定めた「セキュリティポリシー」の遵守を徹底することが求められる。

また、市は名簿の提供に際して関係者が適正な情報管理を図るよう、次のように適切な措置を講じるよう努める。

- (1) 名簿情報には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、担当地域の関係者に限り提供すること。
- (2) 一地区の自主防災組織に対して市内全体名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導すること。
- (3) 法に基づき、関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明すること。
- (4) 施錠可能な場所への名簿の保管を行うよう指導すること。
- (5) 受け取った名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (6) 名簿の提供先が、個人ではなく団体である場合は、その団体内部で名簿の取扱者を限定するよう指導すること。

2.6 警報の伝達及び警告

- (1) 市長は、災害に関する予報もしくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び住民その他関係のある団体に伝達する。この場合において、必要があると認めるときは、住民その他関係のある団体に対し、予想される事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。
- (2) 市長は、避難行動要支援者が避難のための立退きを行うことができるよう配慮する。

2.7 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、本人又は家族等の安全確保を優先に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を実施することが原則である。

そのため、市は、避難支援等関係者の被災状況によっては、安否確認、避難誘導などの避難支援が困難となることを、十分に理解を得るよう周知に努める。

また、避難支援等関係者は、避難場所等までの距離、避難行動に要する時間、避難方法などを事前に確認し、安全確保に努める。

2.8 個別避難計画の作成

令和3年5月の災害対策基本法改正により、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 内閣府（防災担当）」（以下、「取組指針」という。）が改定された。これを受け、市は、関係者と連携して地域におけるハザードの状況や当事者本人の状況を踏まえ、個別避難計画作成に同意の得られた優先度の高い者から「取組指針」に準拠し、個別避難計画の作成に取り組むものとする。

(1) 個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成目標期間、作成の進め方

個別避難計画作成の優先度の高い避難行動要支援者は、避難行動要支援者名簿記載の避難行動要支援者のうち、市が作成したハザードマップで危険な区域に住む者とし、作成目標期間は、改正法施行後からおおむね5年程度とする。

個別避難計画を作成する取組を進めるためには、避難行動要支援者本人、避難支援等実施者を始めとする市内・市外の関係者に制度の理解を得ることが重要であることから、市が有する各種の広報ツール（ホームページ、SNS、広報かすかべ等）、人的ネットワーク、各種の説明会などの機会、公共施設などを活用し、制度の周知に努める。

(2) 避難支援等関係者となる者

避難行動要支援者の避難支援にはマンパワー等の支援する力が不可欠であるが、地域によって異なるのが実情であり、実効性のある避難支援を計画するために、避難支援等関係者になり得る者の活動実態を把握して、地域における避難支援等関係者を決定するものとする。その際、必ずしも災害対策基本法で例示している消防機関、都道府県警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織に限定して考える必要はなく、地域に根差した幅広い団体の中から、地域の実情により、避難支援者を決めるものとする。

(3) 個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法

市は、個別避難計画作成に当たり、避難行動要支援者名簿に記載等されている情報に加え、市の関係部局で把握している個別避難計画作成の対象者に関する情報を集約するよう努める

また、避難支援等を実施する上で配慮すべき心身に関する事項などについて、避難行動要支援者本人や家族、関係者

(本人と関わりのある介護支援専門員や相談支援専門員、かかりつけ医、民生委員など) から情報を把握するものとする。

(4) 個別避難計画の更新に関する事項

○ 更新の契機

- ・ 本人、家族の申し出があった場合 (意向、申出、届出)
- ・ 平常時からの訪問活動や見守り活動、防災訓練などを通じ更新の必要性を確認した場合

- ・ 自主防災組織や自治会を通じて点検を呼びかけた場合

○ 更新が必要となる事情の変更があった場合

- ・ 避難行動要支援者の状態 (転居、心身の状況等)
- ・ 災害時の情報伝達 (緊急連絡先、情報伝達手段等)
- ・ 避難誘導等 (避難支援等実施者、避難先、移動手段等)

○ 更新の周期

- ・ 本人又は支援者から変更の届出があった場合に随時修正
- ・ 避難行動要支援者名簿の更新時に合わせて行う

(5) 個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置及び講ずる措置

個別避難計画情報の避難支援等関係者への提供に当たっては、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有・利用されないことがないよう、「避難支援等の実施に必要な限度」で提供する。情報提供の際には、情報の漏えい等に十分配慮するものとし、避難支援等関係者に守秘義務を厳守させるとともに、更新時に古い個別避難計画等を回収し、粉砕して処分する。

(6) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者の安全確保は「2.7 避難支援等関係者の安全確保」に準ずるものとする。

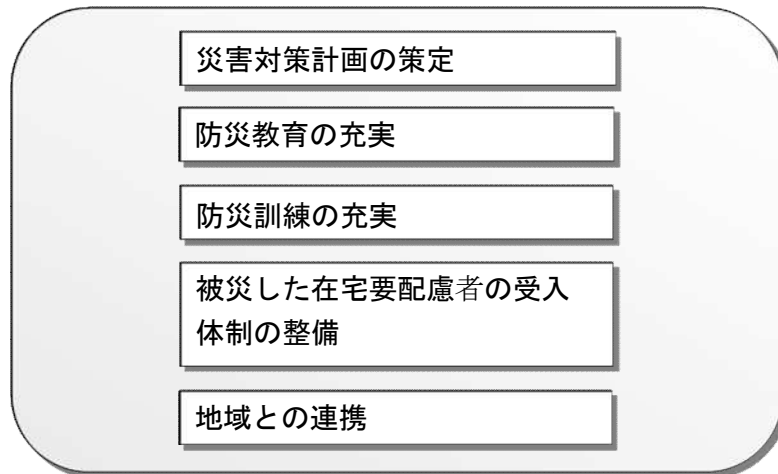
3. 社会福祉施設等の入所者等の安全対策 ⇨ 『福祉部、健康保険部、こども未来部、消防本部』

《課題》

社会福祉施設等の防災力の向上に必要な対策の推進の指導に努める。

《方策》

市の社会福祉施設等の入所者及び利用者への安全対策は、以下の方策をもって推進する。



3.1 災害対策計画の策定

施設管理者は、消防法に基づく消防計画の作成のほか、災害対策計画及び緊急時の職員の初期対応や、指揮系統を定めたマニュアルを策定し、職員、入所者並びに利用者への周知徹底を図るものとし、市は、これを指導する。

(1) 緊急連絡体制の整備

□職員招集のための連絡体制の整備

施設管理者は、災害発生時に迅速に対応するため、緊急連絡網等を整備し、職員の確保に努める。

□安否情報の家族への連絡体制の整備

施設管理者は、災害時に入所者及び利用者の安否を確認し、職員、入所者並びに利用者の家族と迅速に連絡がとれるよう緊急連絡網を整備するなどの緊急連絡体制を確立する。

(2) 避難誘導體制の整備

施設管理者は、災害時における避難誘導のため、非常口等避難路を確保し、入所者及び利用者を所定の避難場所への誘導や移送のための体制を整備する。

(3) 施設間の相互支援システムの確立

市内の施設を地域ごとにブロック化して、災害時に施設の建物が破損した場合でも、地域内の施設が相互に支援できるシステムの確立に努める。

施設管理者は、これに伴い他の施設からの避難者を受け入れることができるよう体制の整備を行う。

(4) 社会福祉施設等の耐震性の確保

施設設置者は、震災時における建築物の安全を図るため、耐震診断、耐震改修に努める。

(5) 食料、防災資機材等の備蓄

施設管理者は、必要な物資等を3日分程度備蓄しておく。

◇ 『【資料編(1)】第23「備蓄品の例示一覧」』参照

3.2 防災教育の充実

施設管理者は、施設職員、入所者及び利用者に対し防災に関する普及・啓発を定期的実施するとともに、各施設が策定する震災対策計画について周知徹底に努める。

3.3 防災訓練の充実

施設管理者は、施設職員、入所者及び利用者に対し消防本部や地域住民等との合同訓練、夜間や職員が少なくなる時間帯等の悪条件を考慮した防災訓練を定期的実施するように努める。

3.4 被災した在宅要配慮者の受入体制の整備

施設管理者は、災害時、通常の指定避難場所では生活が困難な在宅の寝たきり高齢者等の要配慮者を受入れるための体制を整える。

3.5 地域との連携

施設管理者は、災害発生直後の入所者及び利用者の避難誘導又は職員が被災した場合の施設の運営並びに入所者の生活の安定について、協力が得られるよう平常時から近隣の自治会やボランティア団体との連携に努める。

また、市は、施設管理者（指定管理者）が災害時に県登録災害ボランティアへの派遣要請等の手続きが円滑にできるよう協力する。

4. 外国人住民に対する安全対策 ⇨ 『 市長公室、市民生活部、消防本部 』

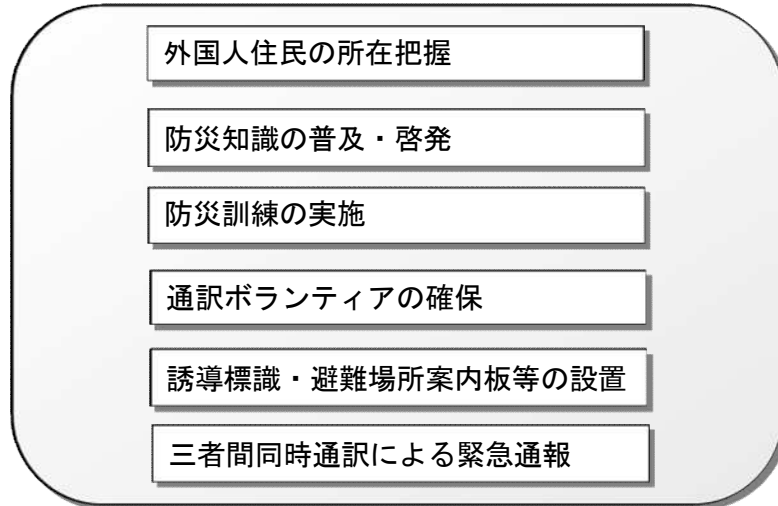
《課 題》

本市には、令和4年10月現在4,904人（全体人口に占める割合は約2.1%）の外国人が在住している。

市は、外国人住民の安全確保に必要な対策の推進に努める。

《方 策》

本市の外国人住民に対する安全対策は、以下の方策をもって推進する。



4.1 外国人住民の所在把握

災害時における安否確認等を迅速に行い、円滑な支援が実施できるよう、平常時から外国人住民の人数や所在の把握に努める。

4.2 防災知識の普及・啓発

外国人住民に対して、外国語に翻訳した防災に役立つパンフレットを作成、配布を行い、防災知識の普及・啓発に努める。

また、広報紙やテレビ、ラジオ、ガイドブック、市ホームページ、安心安全メール、SNS等の広報媒体を通じて生活情報や防災情報など日常生活に係わる行政情報についてのやさしい日本語等による情報提供に努める。

4.3 防災訓練の実施

平常時から外国人住民の防災への行動認識を高めるため、外国人住民を含めた防災訓練の実施に努める。

4.4 通訳ボランティアの確保

外国人住民が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように、外国語通訳ボランティアの確保に努める。

4.5 誘導標識・避難場所案内板等の設置

誘導標識、避難場所案内板等について、地図やアルファベット等を併記するよう努める。

4.6 三者間同時通訳による緊急通報

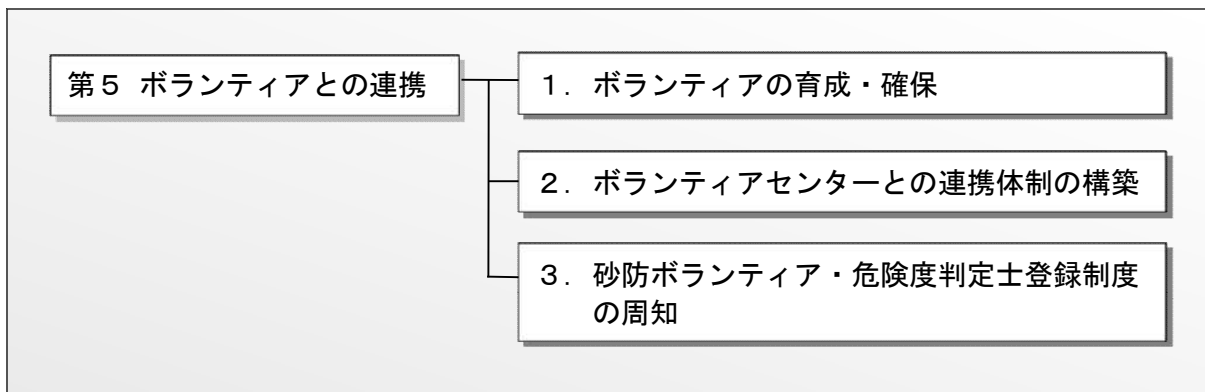
日本語で電話することが難しい外国人からの緊急通報（119番）に対し、電話通訳センターを介した三者間同時通訳を活用し、迅速な緊急通報対応に努める。

第5

ボランティアとの連携

ボランティアには、専門的な知識、経験や特定の資格を有するボランティアと避難場所等における被災住民の支援や、物資の配布、炊き出し等の特別の資格を必要としないボランティアがあり、災害時におけるボランティア活動は、被災地の救援・救護活動に重要な役割を果たすことは東日本大震災で周知のとおりである。このため、民間の団体あるいは個人のボランティアとの連携協力体制を平常時から構築することが必要である。

ボランティアとの連携協力の整備を推進するために必要な施策を以下に示す。



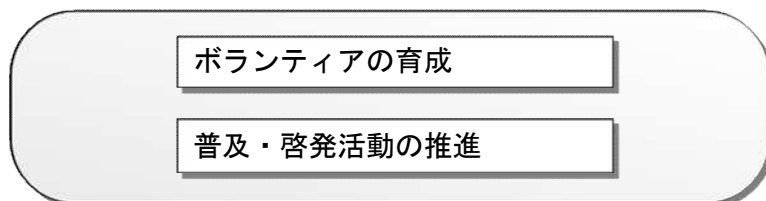
1. ボランティアの育成・確保 ⇨ 『 市長公室、福祉部 』

《課 題》

市は、市社会福祉協議会と連携して災害時に活動するボランティアの育成・確保に努める。

《方 策》

市のボランティアの育成・確保は、以下の方策をもって推進する。



1.1 ボランティアの育成

ボランティアセンターと協力し、登録されているボランティア団体及び個人の理解を得て、災害時に活動するボランティアの育成、確保を図る。

1.2 普及・啓発活動の推進

ボランティアに対する市民や企業の関心を高めるため、ボランティア関係の講習会、ボランティアや市担当者との交流会の開催を検討する。また、学校教育への導入等も検討する。

2. ボランティアセンターとの連携体制の構築 ⇨ 『 市長公室、福祉部 』

《課 題》

本市には春日部市ボランティアセンター及び牛島ボランティアセンター等が設立されており、平常時には高齢者や障がい者等を対象としてボランティア活動が行われているが、災害時には、これらの福祉ボランティア活動に加え、多様なボランティア活動が展開される。このため、災害時において、災害ボランティアと福祉ボランティアの円滑な活動が実施できるよう平常時からボランティアセンターとの連携体制を構築しておくことが必要である。

《方 策》

本市のボランティアセンターとの連携体制の構築は、以下の方策をもって推進する。

ボランティアセンターとの連携体制の構築

2.1 ボランティアセンターとの連携体制の構築

災害時におけるボランティアの受け入れ、ボランティア活動の調整等を円滑に実施するため、市社会福祉協議会と協力し、ボランティアセンターとの連携体制を構築する。

【 ボランティアセンター 】

名称	所在地	電話番号
春日部市ボランティアセンター	中央 2-24-1	761-3033
牛島ボランティアセンター	牛島 1510-13	763-8957
浜川戸ボランティアセンター	浜川戸 2-9-1	763-3335
武里地区ボランティアセンター	大枝 89 武里団地 7-4	733-3380
庄和地区ボランティアセンター	米崎 389-3	745-1030

□ ボランティアセンターの機能

- ボランティアの受け入れ・登録
- ボランティア活動の調整
- 市及び各防災関係機関との情報連絡

3. 砂防ボランティア・危険度判定士登録制度の周知 ⇨ 『市長公室、福祉部』

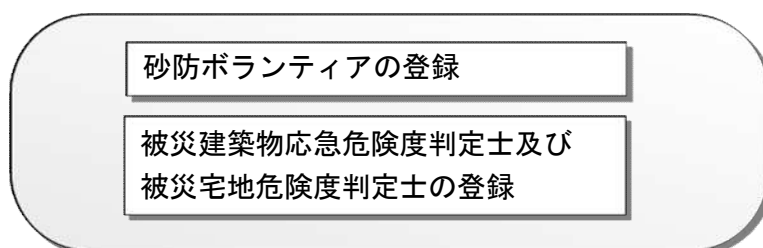
《課題》

市は、県が行う専門性が必要とされるボランティアの登録・養成活動に協力し、平時から災害発生に備える。

《方策》

埼玉県は、砂防ボランティア活動の支援と被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成並びに登録を行っている。

市の砂防ボランティア・危険度判定士登録制度の周知は、以下の方策をもって実施する。



3.1 砂防ボランティアの登録

土砂災害防止のため、県は彩の国砂防ボランティア協会による砂防ボランティア活動を支援する。市は、市民・事業所等に対し、登録制度の周知を図る。

砂防ボランティアの活動内容は、おおむね次のとおりである。

□砂防ボランティアの活動内容

- 地盤等に生じる土砂災害発生に関連する変状の発見及び行政等への連絡
- 土砂災害に関する知識の普及活動
- 土砂災害時の被災者の援助活動

3.2 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の登録

県はボランティアの被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の養成並びに登録を行い、災害時には市町村の要請に基づいて応急危険度判定士の派遣を行う。

第4節 被害防止対策の推進

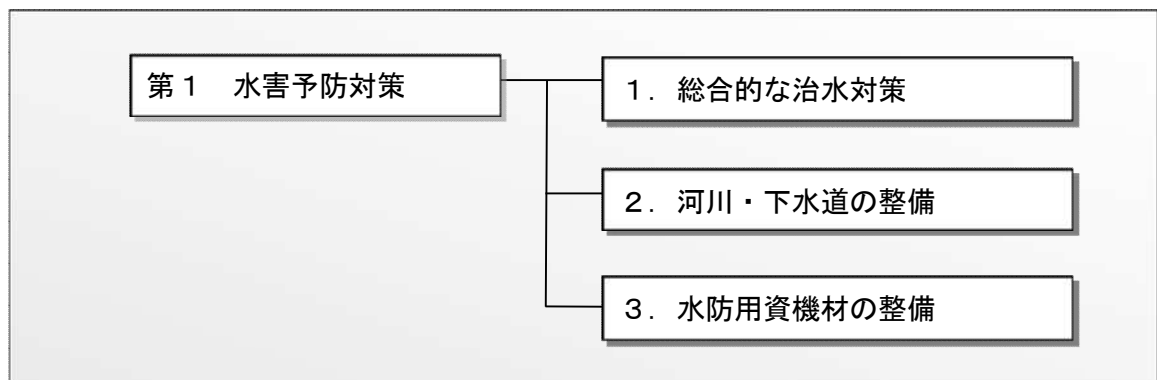
市で想定される各種の災害・事故災害について、被害を低減させるために実施すべき事前対策等について整理した。



第1 水害予防対策

本市の市街地の大半は、沖積低地に位置し、利根川、江戸川、中川、大落古利根川をはじめ多くの河川を抱えており、大規模な出水時には、これら河川の外水氾濫による浸水被害とこれに伴う交通障害は甚大なものになることが予想される。

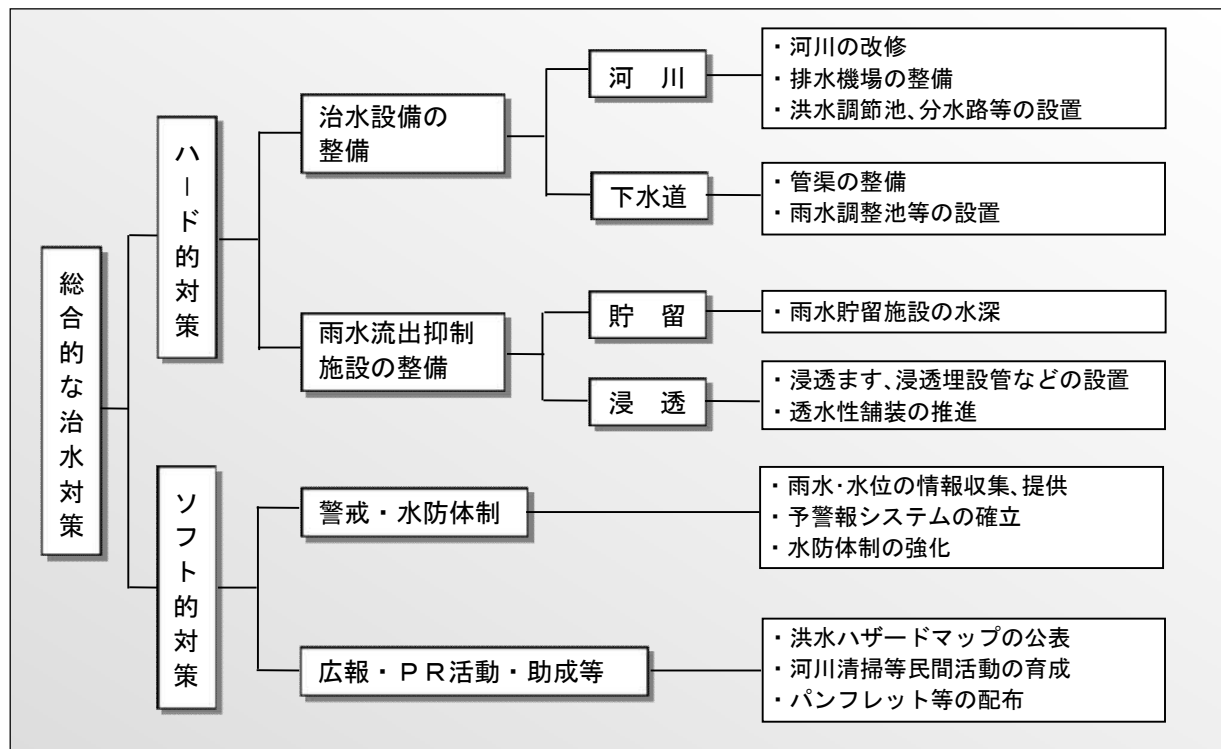
このため、流域治水プロジェクトを主軸とする水害予防対策、及び都市河川や下水道の整備による雨水排水対策等を推進する。



1. 総合的な治水対策 ⇨ 『建設部、市長公室』

治水水準をできるだけ早期に向上させるためには、河川及び下水道の整備に加えて、調節池の設置並びに流域における雨水の貯留・浸透機能を増進する雨水流出抑制施設の普及等の総合的な治水対策が必要である。

【総合的な治水対策の概念】



1.1 治水整備の推進

河川の改修（市管理河川の時間雨量 50mm 程度の降雨に対する治水安全度の確保）、排水機場の整備等による河川治水施設の整備、及び管渠・雨水調整池の整備等による下水道施設整備を推進する。

1.2 水防法に基づく浸水想定区域の指定等

(1) 洪水浸水想定区域の指定・公表

洪水予報河川及び水位周知河川に指定されている河川においては、水防法第 14 条に基づき、想定しうる最大規模の降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域、浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等が公表されるとともに、関係市町村長へ通知される。

現在、本市について指定・公表されている洪水浸水想定区域は、「第 1 編 第 1 章 第 6 節 浸水想定」に示すとおりである。

市は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他の者へ周知するものとする。

(2) 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難を確保するための措置

市は、洪水浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該洪水浸水想定区域に対して、次に掲げる事項について定める。

- 洪水予報等の伝達方法
- 避難場所その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- 災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
- 浸水想定区域内（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域）内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地
 - ・ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ・ 大規模な工場その他の施設（（上記）に掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。）
- その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

市は、市地域防災計画に上記エに掲げる事項を定めるときは、同計画に当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。また、市地域防災計画にその名称・所在地を定められた上記エの施設の所有者又は管理者は、以下について実施義務又は努力義務がある。

- <要配慮者利用施設>
- 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の避難確保に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成、市町村長への報告、公表（義務）。
- 計画に基づく施設利用者の洪水時等の避難確保のための訓練の実施及び市町村長への報告（義務）
- 自衛水防組織の設置（努力義務）
- <大規模工場等>
- 国土交通省令で定めるところにより、施設利用者の洪水時等の浸水防止に必要な訓練その他の措置に関する計画の作成（努力義務）。
- 計画に基づく洪水時等の浸水防止のための訓練の実施（努力義務）
- 自衛水防組織の設置（努力義務）
- 計画を策定、自衛水防組織を設置した場合の市への報告（義務）

◇ 『【資料編(1)】第 37「洪水時に避難確保が必要な要配慮者利用施設」』参照

2. 河川・下水道の整備 ⇨ 『建設部、上下水道部』

本市域においては、流域の都市化の進展に伴い、内水氾濫の危険性が大きくなっていることから、今後ともより一層河川・下水道の治水施設の整備を促進する必要がある。

2.1 河川・水路の整備

本市は、9本の一級河川（江戸川、中川、新方川、会之堀川、大落古利根川、古隅田川、隼人堀川、倉松川、首都圏外郭放水路）と9本の準用河川（安之堀川、旧古隅田川、備後川、中之堀川、幸松川、動瀨堀川、庄内領悪水路、18号水路、打田落し）を抱える。

市は、準用河川の改修を計画的に進めるとともに、一級河川については、改修の促進を関係機関に要望する。

2.2 下水道の整備

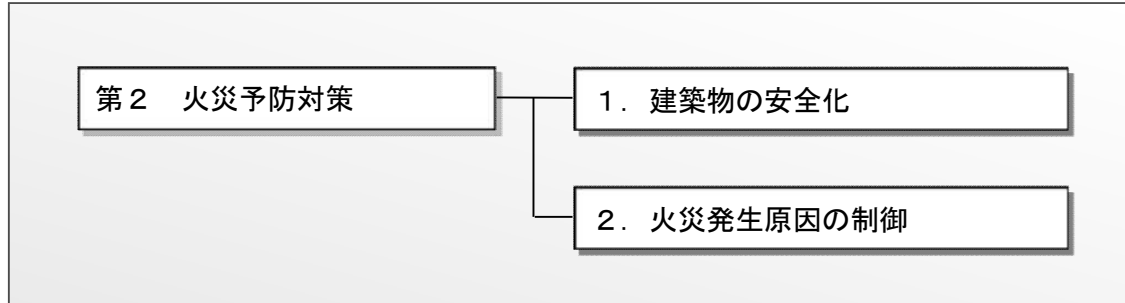
本市の下水道は、中川流域関連公共下水道であり、令和5年3月31日現在で污水管の整備面積は2,266ha、雨水管の整備面積については300haである。

公共下水道（雨水）は、本市では地形条件、治水対策等の観点からも重要な都市基盤施設であり、河川整備との調整を図りつつ雨水排水施設の整備を進める。

3. 水防用資機材の整備 ⇨ 『市長公室』

市は、水害時の水防活動に必要な水防資機材を整備し、その維持、管理に努めるものとする。

密集市街地等における大規模火災に備え、火災に対する建築物の安全化、火災発生原因の制御等の対策を行う。



1. 建築物の安全化 ⇨ 『消防本部』

消防本部は、防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を指導する。事業者は、それらの消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するように、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

2. 火災発生原因の制御 ⇨ 『消防本部』

2.1 建築物の防火管理体制

消防本部は、法令で定められた防火対象物について、防火管理者を選任させるよう指導する。防火管理者は、当該建築物についての消防計画の作成、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理等、防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

2.2 予防査察指導の強化

消防本部は、消防法の規定に基づいて、防火対象物の用途、地域等に応じて計画的な予防査察を行い、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握しておくとともに、火災発生危険箇所の発見に努め、その安全の確保に万全を期すよう防火対象物の防火責任者に対して指導を行う。

2.3 高層建築物等の火災予防対策

消防本部は、高層建築物、社会福祉施設等に対し、消防訓練の実施、消防用設備等の維持管理等について、指導徹底を図る。

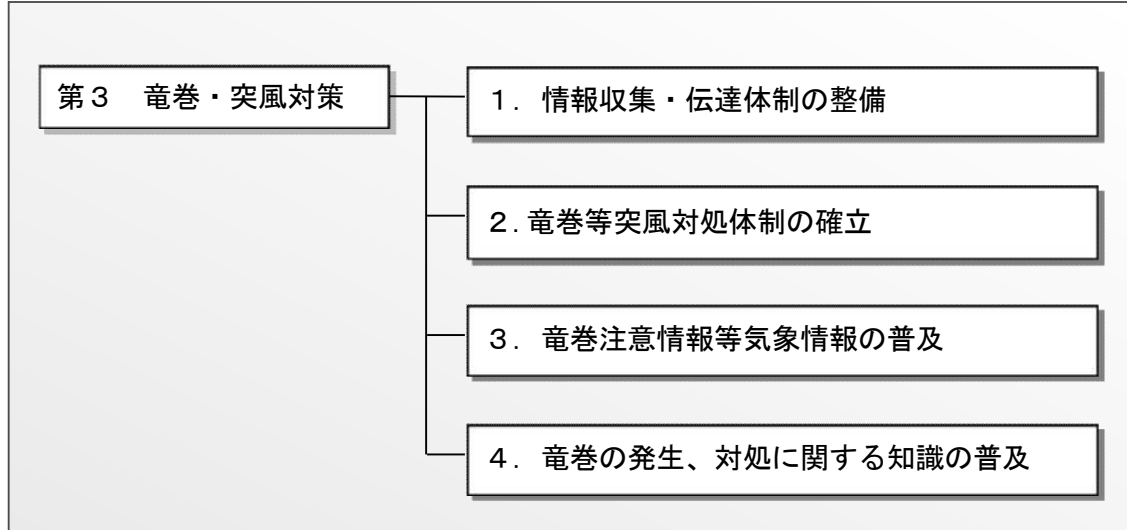
2.4 火災予防運動の実施

消防本部は、市民に火災予防思想と具体的な予防知識を普及するため、関係機関の協力を得て年2回春季と秋季に火災予防運動を実施する。

第3

竜巻・突風対策

突発的に発生し、局地的に甚大な被害をもたらす竜巻等の突風について、市民への注意喚起を行うとともに、市民生活に与える影響を最小限にするための対策を定める。



1. 情報収集・伝達体制の整備 ⇨ 『 市長公室、関係各部 』

竜巻、突風等が発生又は発生の可能性が高まった際の伝達体制を整備し、被害の防止に役立てる。また、竜巻等突風の日撃情報を収集し、即時性の高い警戒情報の発信に生かすなど、竜巻等突風の迅速な捕捉を検討する。

2. 竜巻等突風対処体制の確立 ⇨ 『 市長公室 』

竜巻の発生メカニズムや竜巻注意情報等の予測精度、竜巻の特徴を踏まえ、発表時及び竜巻発生時の対処や連絡方法等について、防災関係機関と事前に調整しておく。

3. 竜巻注意情報等気象情報の普及 ⇨ 『 市長公室 』

竜巻発生頻度ナウキャストの適中率及び予測精度を踏まえつつ、竜巻注意情報等の気象情報が竜巻注意情報等の情報が発表されたときの対応として、竜巻関係の気象情報の種類や利用方法について、市民への普及に努める。

4. 竜巻の発生、対処に関する知識の普及 ⇨ 『市長公室』

竜巻や突風は局所的・突発的に発生し、その発生を事前に正確に予測することは現状では困難であるため、人的被害を防ぐためには、各個人が竜巻等に関する正しい知識を持ち、竜巻等に遭遇した場合の的確な身の守り方を会得しておく必要があるため、竜巻や対処方法に関する知識の普及に努める。

【竜巻から命を守るための対処法】

- 頑丈な建物への避難
- 窓ガラスから離れる
- 壁に囲まれたトイレなどに逃げ込む
- 避難時は飛来物に注意する

具体的な対応例 竜巻等突風対策局長級会議報告（H24年8月15日）

(A) 竜巻注意情報発表時、(B) 積乱雲の近づく兆しを察知した時、(C) 竜巻の接近を認知した時には、下記に示したそれぞれの状況に対応した対処行動例を参考に、適切な行動をとる。

【竜巻注意情報発表時等状況ごとの対処行動例】

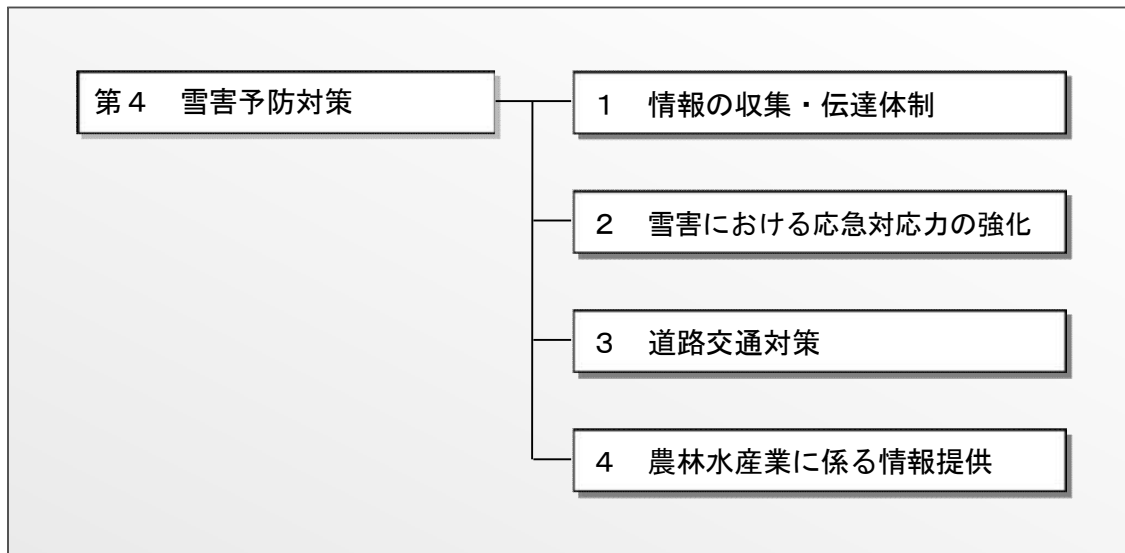
状況の時系列的変化	対処行動例
(A) 竜巻注意情報発表時	<ul style="list-style-type: none"> ・空の変化（積乱雲が近づく兆し）に注意する。 ・竜巻発生確度ナウキャストや気象レーダー画像にアクセスできる場合であれば、自分が今いる場所の状況についてこまめ（5～10分程度ごと）に確認する。 ・安全確保に時間を要する場合（人が大勢集まる野外行事、テントの使用や子供・高齢者を含む野外活動、高所・クレーン・足場等の作業）は万一に備え、早めの避難開始を心がける。
(B) 積乱雲が近づく兆しを察知した時（積乱雲が近づく兆し）空が急に暗くなる、雷が鳴る、大粒の雨やひょうが降り出す、冷たい風が吹き出す等	<ul style="list-style-type: none"> ・野外の場合、頑丈な建物など安全な場所に移動する。 ・屋内の場合、雨戸や窓、カーテンなどを閉める。
(C) 竜巻の接近を認知した時 （竜巻接近時の特徴） ①雲の底から地上に伸びるろうと状の雲が見られる ②飛散物が筒状に舞い上がる ③竜巻が間近に迫った特徴（ゴーというジェット機のようなごう音 ④耳に異常を感じるほどの気圧の変化等）を認知したとき なお、夜間で雲の様子がわからないとき、屋内で外が見えないときは③及び④の特徴により認知する。	<ul style="list-style-type: none"> ・竜巻を見続けることなく、直ちに以下の行動をとる。 <p>（屋内）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・窓から離れる。 ・窓の無い部屋等へ移動する。 ・部屋の隅・ドア・外壁から離れる。 ・地下室か最下階へ移動する。 ・頑丈な机の下に入り、両腕で頭と首を守る。 <p>（屋外）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近くの頑丈な建物に移動する。 ・頑丈な建物がなければ、飛散物から身を守れるような物陰に身を隠し、頭を抱えてうづくまる。 ・強い竜巻の場合は、自動車も飛ばされるおそれがあるので、自動車の中でも頭を抱えてうづくまる。

出典：埼玉県地域防災計画（令和5年3月 埼玉県）

第4

雪害予防対策

大雪により、大量の降雪があった場合には、道路交通や鉄道、ライフライン等の都市機能への大きな影響が出ることが考えられる。平成26年2月14日の大雪では、秩父98cm、熊谷62cmとなり、熊谷地方気象台が降雪の深さの観測を開始した明治29年以降の最深積雪であった。こうした大量の降雪による災害に対応するため、事前にとるべき対策について定める。



1. 情報の収集・伝達体制 ⇨ 『 市長公室 』

市は、降雪・積雪に係る気象情報等を収集し、市民が主体的に状況を判断し、適切な対処行動がとれるよう、伝達する体制を整える。また市民は、最新の気象情報の取得方法を身につけ、雪害予防又は大雪時の適切な対処行動に活用できるようにする。

2. 雪害における応急対応力の強化 ⇨ 『 各部共通 』

市は、大規模な雪害に対応するため、必要な資機材等を計画に整備するとともに、平時からの相互の連携強化を図る。

3. 道路交通対策 ⇨ 『 建設部 』

道路管理者をはじめとする関係機関は、道路における除雪体制の強化等、雪害に対する安全性の確保に努める。

4. 農林水産業に係る情報提供 ⇨ 『 環境経済部 』

市は県と連携し、雪害による農産物等の被害を未然に防止し、又は被害を最小限にするため、農業団体等と連携を密にして被害防止に関する情報提供を行う。

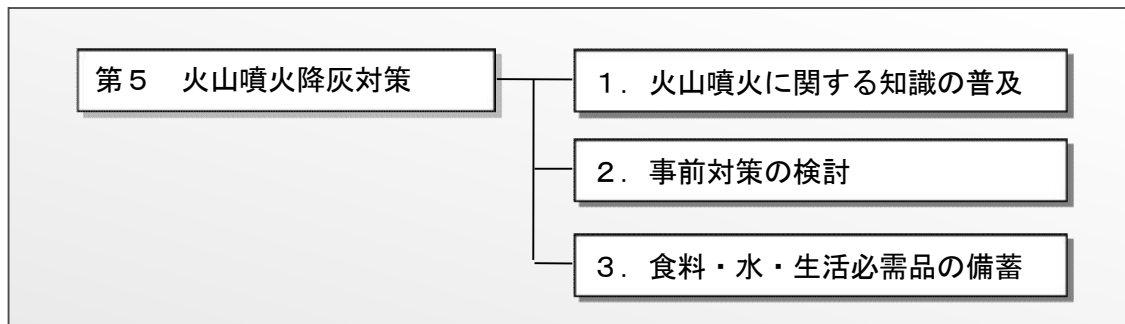
想定される地震と火山の噴火は直接関係ないが、相模トラフや南海トラフで大規模な地震が発生した場合には、国内の火山活動が活発化する可能性が国の中央防災会議で指摘されている。

富士山については、今から約300年前に噴火した後、現在まで静かな状態が続いているが、地下深くではマグマが活動をしている活火山である。そのため万が一の噴火に備えて、できるだけ被害を少なくする対策の推進を図ることが大切である。富士山火山防災協議会による富士山ハザードマップ検討委員会報告書（2004年）や富士山火山広域防災検討会報告（2005年）による富士山降灰可能性マップによれば、埼玉県内では、県南で2～

10cm程度、全域で2cm程度の降灰が想定される。

また、浅間山については、天明3年（1783年）の大規模な噴火では、江戸（現在の板橋）まで降灰が確認されている。

これらの大規模な降灰に対応するため、事前にとるべき対策について定める。



1. 火山噴火に関する知識の普及 ⇨ 『市長公室』

1.1 普及啓発

火山現象や前兆現象について、火山に関する情報や報道がなされたときに理解できるように、火山現象とその危険性に関する知識の普及啓発及び火山情報（噴火警報・予報、降灰予報）の種類と発表基準についての周知を図る。

1.2 火山情報

【噴火警報・予報、降灰予報】

○ 噴火警報（居住地域）・噴火警報（火口周辺）・噴火警報（周辺海域）

気象庁が、噴火に伴って発生し生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）の発生が予想される場合やその危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に「火山名」、「警戒が必要な範囲（生命に危険を及ぼす範囲）」等を明示して発表する。

「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」、火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」、影響の及ぶ範囲が海域に限られる場合は「噴火警報（周辺海域）」として発表する。噴火警報（居住地域）は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられる。

○ 噴火警戒レベル

気象庁が、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災関係機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分し、噴火予報・警報に付して発表する。活動火山対策特別措置法第4条の規定に基づき、各火山の地元の都道府県等は、火山防災協議会を設置し、平常時から、噴火時や想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備について共同で検討を実施する。噴火警戒レベルに応じた「警戒が必要な範囲」と「とるべき防災対応」を設定し、市町村・都道府県の「地域防災計画」に定められた火山で運用される。

名称	対象範囲	発表基準	噴火警戒レベル (キーワード)
噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	レベル5 (避難)
		居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	レベル4 (高齢者等避難)
噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される場合。	レベル3 (入山規制)
	火口から少し離れたところまでの火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	レベル2 (火口周辺規制)
噴火予報	火口内等	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	レベル1 (活火山であることを留意)

○ 噴火予報

気象庁火山監視・情報センターが、火山活動が静穏(平常)な状態が予想される場合に発表する。また、警報の解除を行う場合等にも発表する。

○ 降灰予報

噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3※相当以上の噴火など、一定規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生から概ね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する予報。

※噴火警戒レベル3

居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生すると予想される場合

○ 火山ガス予報

居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報。

○ 火山現象に関する情報等

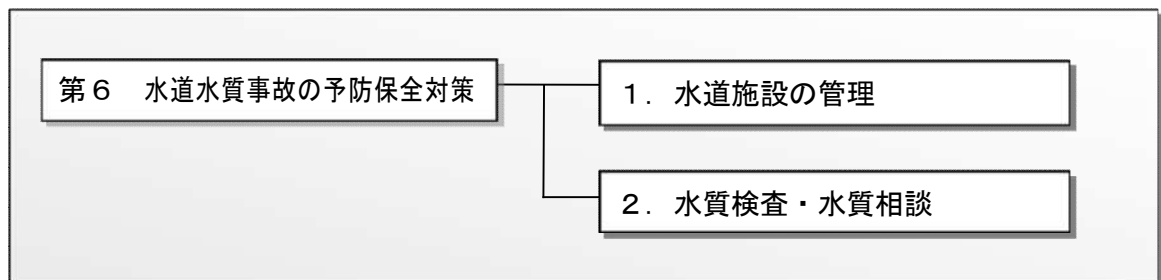
噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

2. 事前対策の検討 ⇨ 『各部共通』

降灰によって生じることが想定される災害として、市民の安全、健康管理、電気設備への被害軽減対策、上下水道施設への影響の軽減対策、降灰処理等について、予防・事前対策を検討する。

3. 食料、水、生活必需品の備蓄 ⇨ 『市長公室』

富士山が噴火した場合、道路への降灰等に伴い、物資の輸送に支障が生じる。発災時に冷静な対応を市民に要請するためにも、家庭内における食料、飲料水、簡易トイレ等の備蓄を推進する。



1. 水道施設の管理 ⇨ 『上下水道部』

- ・ 薬剤（次亜塩素酸ナトリウム）の品質管理…薬品劣化による水質劣化防止
- ・ 施設運転状況のモニタリング…人為的ミス防止、機器・施設故障の早期発見
- ・ 施設の更新、点検、保守…老朽化、故障、破損による運転不全の予防
- ・ 水質監視…異常の早期発見
- ・ 施設パトロール、カメラ等による警備監視…テロ対策

2. 水質検査・水質相談 ⇨ 『上下水道部』

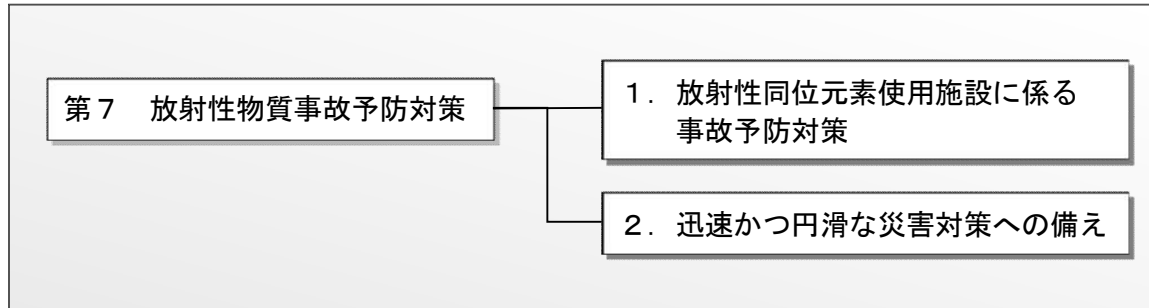
2.1 定期水質検査において水質以上（原水、浄水）の兆しがあった場合の対応は以下のとおりである。

- (1) ただちに水道技術管理者・水道事業管理者に報告
- (2) 臨時の水質検査（水質検査登録機関）
- (3) 県企業局、生活衛生課等に相談
- (4) 厚生労働省に報告
- (5) 近隣事業者から情報収集

2.2 市民からの水質相談があった場合の対応は以下のとおりである。

- (1) 職員が現場調査（簡易検査）
- (2) 詳細な水質検査、発生源究明
- (3) 警察、消防など関係機関に相談、通報

市内に立地する放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策、及び県外の原子力発電所等の事故に起因する広域放射能汚染を想定した事前の備えについて定める。



1. 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策 ⇨ 『施設管理者、消防本部』

1.1 事業所の行う事前対策

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素等の漏洩等放射線の発生による放射線障害のおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応がとれるよう、あらかじめ消防機関、警察、市、県、国に対する通報連絡体制を整備するものとする。

1.2 市の行う事前対策

消防本部は、放射性物質に係わる災害対策を迅速かつ的確に行うため、放射性同位元素取扱施設の箇所、所在地及び取扱物質の種類等の把握に努めるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害対策への備え ⇨ 『市長公室、消防本部、関係各部』

2.1 情報収集・連絡関係

(1) 情報の収集・連絡体制の整備

市は、県、国、関係市町、警察本部、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。

その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。

(2) 通信手段の確保

市及び県は、放射線関係事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充並びに相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図るものとする。

2.2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制

市は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図るものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制

市は、応急復旧活動の迅速かつ円滑な実施のため、関係機関との連携を強化しておくものとする。

2.3 緊急被ばく医療体制の整備

(1) 緊急被ばく医療可能施設の事前把握

市は、あらかじめ市内及び県内の医療機関に関して、県と協力し、放射線被ばくによる障害の専門的治療に要する施設・整備等の有無について把握する。

また、必要に応じて県外の二次被ばく医療機関及び三次被ばく医療機関との連携を図るため、県と広域被ばく医療体制に関する協議を行う。

(2) 被ばく検査体制の整備

市は、県の行う県医療機関に関する検査体制構築に協力し、県内医療機関における放射性物質付着検査等の検査体制の把握に努める。

(3) 傷病者搬送体制の整備

被災者の搬送に当たっては、被ばく者を早急に対処可能な医療機関に搬送する必要があることから、市内あるいは県内医療機関に加え、二次・三次被ばく医療機関への搬送体制構築に関し、県と協議を行う。

また、救急隊員の二次汚染防止に備え、放射線防護服等の整備を行う。

2.4 防護資機材の整備

市は、県と協力し、放射線測定機材、防護資機材等の整備に努め、救助・救急活動へ備える。

2.5 防災教育の実施

市は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災関係職員及び市民に対し、以下の事項についての教育、知識の周知を実施する。

- (1) 放射線及び放射性物質の特性に関すること。
- (2) 放射線防護に関すること。
- (3) 放射線による健康への影響に関すること。
- (4) 放射性物質事故発生時に市がとるべき措置に関すること。
- (5) 放射性物質事故発生時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。
- (6) 防災上必要な設備機器についての知識に関すること（防災関係職員）。
- (7) その他必要と認める事項